

# 第一章 行政

## 序 説

## 第 1 章 行

嘉永六年（一八五三）六月アメリカのペリーの率いる四隻の黒船が浦賀に来て、日本に開国を強要した。安政元年（一八五四）三月江戸幕府はペリーと和親条約に調印し、十二月には日露和親条約にも調印した。

安政五年（一八五八）六月ハリスと日米通商条約に調印し、これをきっかけに同月中にオランダ、ロシア、イギリスと次々に調印し九月にはフランスと調印したので五か国に開国することになった。この通商条約はいずれも勅許をまたずに、幕府の専断で調印し、しかも不平等条約であったので、孝明天皇の激怒するところとなった。

勅 詔にそむいて条約に調印した幕府の大老井伊直弼を徳川の三家（尾張・水戸・紀伊）が難詰したが、反対に幕府は三家に対して隠居謹慎、または登城停止の処分にした。

京都に集まった多くの志士は捕らえられて投獄された。安政六年には江戸に送られ主なる者は死罪、その他の者も遠島追放になった。世に安政の大獄という。万延元年（一八六〇）三月三日、井伊直弼も登城途中、桜田門外で十八人の水戸浪士らによって刺殺された。

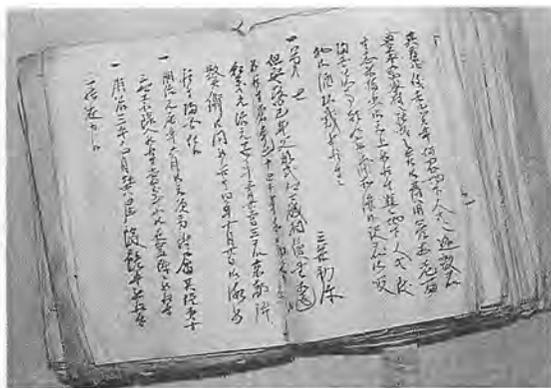
このような事変から討幕、尊王、攘夷の動きは急を告げて、勤王の志士は京都に集まって画策した。

元治元年（一八六四）六月五日、新撰組は京都所司代の兵とともに、志士の会合していた池田屋を襲い土佐人北添信磨ら多くの志士を殺した。この年三月土佐藩は、京都警衛のために兵を集め出京していた。

西峰村郷士三谷初弥の「年譜書」に、

私儀元治元子ノ年三月二十五日立ヲ以京都御警衛御用被仰付同年十月廿日御暇被仰付帰国仕候。

（県立図書館蔵）



三谷初弥の年譜書

とあり、池田屋の変、同年七月十九日の禁門の変にも京都にいて明治維新への足音を肌で感じていた。

明治政府では重要な役割を占めることになる長州藩も禁門の変では朝敵となって、薩摩との関係は悪化していた。土佐の坂本龍馬・中岡慎太郎らは、討幕のためにはこの両藩の協力が重要であることを痛感し、同盟を説いたので、慶応二年（一八六六）正月二十一日薩長同盟が成立した。

慶応三年十月十四日、山内豊信（容堂）、後藤象二郎らの建白によって、將軍徳川慶喜は大政奉還を朝廷に申し出で翌十五日、許可された。同年十一月十五日、坂本龍馬と中岡慎太郎が幕府の見廻組によって暗殺された。

これら多くの志士の犠牲の上に同年十二月十四日、朝廷は王政復古の号令を発し、続いて二十二日万機親裁を布告した。

慶応四年（一八六八）一月三日、鳥羽伏見の戦いが起こり、同七日慶喜への追討令が下った。土佐藩の軍隊は板垣退助に率いられて東征に参加した。これが戊辰戦争である。

現大豊町から参戦して、判明している人は、

- |       |     |
|-------|-----|
| 小笠原永晴 | 八 畝 |
| 門田久太郎 | 大砂子 |
| 朝倉佐登吉 | 石 堂 |
| 朝倉 端一 | 石 堂 |

の四人である。このうち門田久太郎は、会津若松で戦病死した。

慶応四年九月八日、明治と改元した。源頼朝が鎌倉に幕府を開き、武家政治を始めてから、およそ七百八十余年を経て天皇親政にかえた。これから

百事一新の改革が明治政府によって行われることになった。

本章では明治維新の改革から現代まで、大豊町の行政及びその区画の変遷について述べる。

## 一 明治維新の改革

明治二年（一八六九）一月二十五日、薩長土肥の四藩は版籍奉還を奏上、同年六月十七日許可され、藩主を藩知事に任命する。

これよりさき明治元年閏四月「地方ヲ分テ府藩県トナシ、府県ニ知事ヲ置キ、藩ハ姑ク其旧ニ仍ル」という府藩県三治制が布告された。この布告に基づいて、土佐藩は高知藩と改められ、山内豊範は土佐守を改めて高知藩知事となり、中央政府の方針に沿って藩政改革を進めた。

### (一) 四民平等

明治二年（一八六九）の版籍奉還直後、政府は藩知事に藩政改革を命じた。この改革で知事の家禄は従来の十分の一となり、公卿・諸侯などの名称をやめて華族とし、これまで家格によって分かれていた藩士の身分制度を土族と卒族とにした（明治五年卒族を廃して一部は土族に一部は平民に入れた）。

明治二年には、土族の改革がまず行われたが、農工商の平民にとっては旧態依然であった。

明治三年九月になって、平民が名字を名のることを許された。それまでは農工商で名字をもつのは、領主が特に許

した特権であり、一般にはもつことができなかつた。

同四年には士族と平民との婚姻を認め、また、士族も官吏以外は農商に従事できるとして職業の制限を取り除き、平民も羽織・はかまをつけることができ、乗馬しても差し支えないと命令した。

こうして複雑な封建身分制は、超人間的身分である天皇と皇族及び華族・士族・平民の三級に整理されたが、華族は依然として貴族身分であり、旧領主としての膨大な財産を引き続き保証された。士族もなお社会的に高い地位を占め、しばらくは封建的な家禄を与えられていた。

明治六年七月施行の新刑法でも、華族に対する刑罰は平民に対するのとは違って、軽い罪は金をだしてあがなうことを認め、平民なら懲役刑にあたる罪を禁錮刑にした。この刑法ではまた、官吏を華・士族と同じに扱い、平民の官吏になったものと、その父母兄弟子孫の犯罪は、すべて士族に準じて取り扱った。官吏は新しい特権身分になったのである。つまり「四民平等」は名のみで、華・士族と官吏は新しい特権身分となり、人はすべて平等であるとの政府の旗印は実現しなかつた。

## (二) 壬申戸籍

明治四年(一八七二)戸籍法が公布され、この戸籍法によって、翌五年に作られた戸籍は、五年の干支である壬申をとって「壬申戸籍」と呼ばれた。この戸籍は、華族・士族・平民の身分にかかわらず屋敷・家族を単位に作られた。江戸時代の宗門人別帳や戸籍が、身分上の区別にしたがって作られたのと比べると、新政府が「四民平等」を旗印にして作ったこの戸籍法は画期的なことである。

区内の戸籍を作り管理することは、戸長の重要な役目であった。戸(家)には戸主を定め、戸主は自分を筆頭に、

戸内の総人員・姓名・年齢・戸主との続柄・職業・寺・氏神などを申告、戸主が「家」に関するすべての責任と権限をもたされた。

政府は府県庁・区長・戸長・戸主という順序で戸主に代表される「家」を通じて、すべての人民を掌握しようとしたのである。しかし、この戸籍をはじめたころは、文盲の人が多く、申告を人任せにしたり、事務取り扱い者も十分な調査をせず随分いい加減な戸籍もあった。

明治四年（一八七一）八月九日に政府は士民の断髪・廢刀を許可して、まず形の上での四民平等から手をつけた。同月二十八日の布告第六十一号をもって、四民平等の布告を公布し、戸籍の上にも従来の賤称を廢止して、四民平等を掲げたが皇族・士族・平民・新平民の族称が残された。

この新しく設けられた新平民などの呼称は、時として差別的に使用される場合があり、戸籍として、その閲覧には種々の問題があるので、現在は地方法務局に保管されて、公開を禁止している。

明治政府は四民平等の布告を出して、居住地、職業、服装、婚姻など日常生活における差別を公的に否定したが、国民の間には習慣的に封建社会の残り滓として、男尊女卑や平民蔑視の氣風が依然として残り、しかも新しく官吏の特権を認めるなどしたため、基本的人権の確立にはほど遠いものであった。

特に壬申戸籍の中で未解放部落民に対して新平民という差別的呼称をつけたことは現在までも大きな問題を残している。その後も結婚・就職などの差別は厳然として残存しており、部落解放運動が国民的課題として続けられている。

### (三) 徴兵令

明治六年一月徴兵令の發布以前に、土佐藩においては、安政元年（一八五四）に民兵の制度を設けて民兵を募集し、海防要員とした。

それより遅れて郡部にも、内戦に備えて民兵を編成して国境警備に当たった。以下、豊永郷の郷兵（民兵）のことと、徴兵令の發布当時のことについて述べる。

#### 1 豊永郷の郷兵（民兵）

安政元年の民兵の目的は、海防兵員の不足を補うことが主眼であったが、その後、時勢の変遷によって外交関係も緩和したので、攘夷思想もおだやかになった。

その反対に国内事情が深刻になって、禁門の変や、長州征伐があり、討幕運動が潜行し、内戦の危機が予想された。土佐藩では万一の場合に備えて、各郡に安政の海防民兵にならって民兵をおき、国境警備に当たった。



西峰大畑井の中屋文書  
「豊永郷兵員調牒」

豊永郷の郷兵については、西峰大畑井の家号中屋現当主三谷勇太郎所蔵の古文書に、明治二年（一八六九）に書き写した「豊永郷兵員調牒」がある。それによると豊永郷の郷兵の編制及び訓練などは、次のとおりである。

第六中队人数調

中隊頭 豊永郷 笹木村 長野竹三郎

当分半隊指引 西峯口番人三谷助之進三男

三谷藤十郎

分隊指引 西峯村庄屋伝三郎二男 松本崎之助

綱導練兵御用 西川村老 覚次 紛

京馬

補備并練兵御用 怒田村民兵 治内

補備并練兵御用 西川村民兵 忠太郎

銃手

下土居村老 源吉 紛 鹿藏

同村民兵 龜市

同同 貞右衛門

同同 作馬

同同 徳次

同同 弥三郎

同村民兵 金作

同同 辰之助

同同 好之助

同同 儀三郎

同同 源之丞

粟生村民兵 鹿弥

西川村民兵 豊太郎

立野村名本 弥伝次代 武八

同老 利右衛門

同民兵 重左衛門

八畝村名本 代之進

同人 紛 栄之助

同民兵 柳吾

同同 梶之助

南大王村名本 勢助代 伊勢馬

怒田村名本 嘉市右衛門 紛 田村熊弥

同老 清馬 紛 常三郎

同民兵 貞藏

同同 源吾

同同 権左衛門

同同 伊勢藏

同同 常藏

同同 太郎作

同同 順次

同同 柚木村名本 常三郎 紛 忠次

同同 老竹右衛門 紛 浅之進

同同 才兵 弁藏



八川村同

吾平

同同

六右衛門

同同

伝七

ノ 七人

西峯口

怒田村民兵

亀平

西峯村同

繁右衛門

同同

弁藏

西峯村民兵

柳藏

同同

九右衛門

中内村同

忠藏

大瀧村同

武藏

ノ 七人

大久保口

西窪村老としより

瀧藏

庵谷村民兵

熊次

同同

光藏

同同

久平

八川村同

寿太良

桃原村同

音次

ノ 七人

大久保村同

倉之助

榎古場居付

常三郎

安野々村名本

喜右衛門

川戸村老としより

利右衛門

連火村老としより

幾平

西窪村名本

仁左衛門

永瀨村老としより

幾平

岩原村老としより

嘉平

八川村老としより

長之丞

中内村老としより

文平

西峯村老としより

武作

柚木村老としより

竹右衛門

怒田村名本

田村嘉市右衛門

同老としより

庄平

南大王村名本

勢助

立野村名本

弥伝次

同老としより

源吉

下土居村名本

儀藏

隊外

ノ 七人

庵谷村民兵

岩之丞

寺内村老としより

悦之助

梶ヶ内村同

梅三郎

安野々村名本代

和衛門

連火村老としより

孫十郎

□□□

西川村老としより

覚次

梶ヶ内村老 善次良

中屋村名本 伝次良

庵谷村名本 金次良

小川村名本 源次郎

楠木村名本 来次

角茂谷村老 助四郎

馬瀬村老 伝之進

八畝村老 栄右衛門

式拾四人課役御免

毎月稽古日左之通

二日・五日・八日・十一日・十四日・十七日・廿日・廿三

日・廿六日・廿九日

ノ十回

稽古日は、正五ツ時（午前八時）より七ツ時（午後四時）までとし、粟生の武館に参集して訓練を受けたものである。

平尾道雄著『近世社会史考』の中の「民兵制度の研究」の項に、豊永郷民兵百二十七人の氏名を記されているが、それと本稿に提出した氏名とはやや一致しない氏名がある。

三谷家文書記載のものは、明治元年十月に三谷藤十郎は長岡郡第五中隊半隊指引に任命されており、中隊頭長野竹三郎は明治元年十二月十一日に任命されている。そして豊永郷民兵の発会は、三谷藤十郎・山本金五郎の十二月七日の回状に「来る十四日終会仕り候間、一人宛より八錢四匁づつ出銅之筈。尤も村々地下役手前にて取纏、来る十二日迄に当館へ御持参可被成」とあり、追書に「尚々盃面々御持参之筈」ともある。

また、翌年正月六日の三谷藤十郎の回文に「来る十日粟生武館において初会仕候間、正五ツ時揃郷兵之者共不残出席候様御触、御作配可被成」とあり、前の十二月七日の回状は、十二月十四日の終会すなわち現在の「御用納」に当たり、後者正月の会は「初会」で「御用始」と解せられ、八錢四匁はその宴会費に充てられたものであろう。したがって豊永郷の郷兵（民兵）の編制は明治元年中に結成され、すでに訓練も実施されており、前記名簿はその結成時のものと思われる。

注 八錢とは寛永通宝八十枚をもって銀一匁とした。

そして銃手は六十九人、野砲掛は二十八人、隊外二十四人、そのほか隊の幹部中隊頭を含め六人、合計百二十七人である。

嶺北地方は阿波・伊予に境を接し、国境警備に重要な地点である。藩政時代の道番所に銃手のほか七人あての野砲掛を配備したのもそのためであろう。

大隊本部は本山に置かれたと思われる。高知県立図書館蔵『御侍系図牒』によると、元御留守居組三等士族下席小笠原清之進の項に、次のように記されている。

当御代慶応三卯年父跡目無相違被下置之。

同戊辰年御境目守本山在番中老附属被仰付非常御手当御用并文武御調方等入念相務候様被仰付之、但勤方之儀、安田采女配知候様被仰付之。

同巳年（明治二年）十二月十七日第六等官第四大隊第九小队司令被仰付尤来午正月、月俸壹石五斗被下置之。

注 安田采女は安芸郡の人で馬廻役であるので二等士族下席である。

## 2 徴兵令の発布

小区の戸長の主な仕事は、戸籍を作りその移動を把握することであつたのは、兵隊を広く国民全体から徴集するための準備と深いかわりをもっていた。

軍務官副知事大村益次郎は、洋式訓練をする計画をもっていたが、明治二年（一八六九）七月兵部大輔たゆうになつてもなく、長州の刺客に襲われ、十一月に死去した。

大村の遺志を継いだのは、明治三年（一八七〇）八月、ヨーロッパから帰国した山県有朋である。山県は明治四年七月兵部大輔となり、翌年陸軍大輔となつた。この山県を中心として徴兵制度は確立されていった。

すでに明治三年十月には、海軍はイギリス式、陸軍はフランス式という兵制統一の布告が出され、翌年二月には薩・長・土三藩の兵約一万からなる「御親兵」（明治五年に近衛兵と改称）をおいて天皇守衛の任に当たらせていた。

明治六年一月十日徴兵令は發布された。その諭告文の中に、

天地ノ間一事一物トシテ税アラザルナシ、以テ国用ニ充ツ。然ラバ則チスタルモノモトヨリ心力ヲ尽シ国ニ報ゼザルベカラズ、西人之ヲ称シテ血税トス（中略）。且ツ国家ニ災害アレバ人々其災害ノ一分ヲ受ケザルヲ得ズ、其故ニ人々心力ヲ尽シ国家ノ災害ヲ防グハ、則チ自己ノ災害ヲ防グノ基タルヲ知ルベシ。苟モ国アレバ即チ兵備アリ。兵備アレバ即チ人々其役ニ就カザルヲ得ズ。是ニ由テ之ヲ觀レバ、民兵ノ法タル、モトヨリ天然ノ理ニシテ、偶然作意ノ法ニ非ズ。

とあり、この諭告の中にある兵役を「血税」と表現し、しかも「西人之ヲ称シテ」とあることから、民衆を最も刺激した。

「血税」というのは血をしぼりとられるのだそうだ。徴兵で若いものをとって逆さにつるし、その血を西洋人に飲ませるのだ。

横浜の異人たちが飲んでいるブドウ酒というのがそれだ。赤い毛布や軍服や軍帽も血で染めたのだ」。

このような流言が全国に及んだ。そして「血税」反対、すなわち徴兵反対は大分・岡山・鳥取・島根・香川の各地で一揆にまで発展した。香川県（当時名東県）下の諸郡では、村吏・戸長宅、邏卒出張所をはじめ学校、揭示場など約四百か所、ほかに民家約二百軒が打ちこわされ、その取り調べに一月余かかり、処罰されたもの二万余人といわれる。

高知県では俗に「膏取り騒動」と呼ばれる一揆がある。これは吾川郡池川郷用居の竹本長十郎が首謀者で小松内府重盛の末裔なりと自称し、世論の動揺するに及んで、平兵部輔の名をもって、諸郷に檄文を発し、自ら惣大将を名のり、名野川・池川の郷民はたちまち一揆に雷同し、彼らは用居を出て川口に本陣を定め画策した。

一揆はやがて土佐郡本川・森郷へも波及した。脇ノ山村の山中良吾は、大酒家で腕力があり、酒をあおって一揆の頭領となり、衆を指揮した。登川原には手に手に刀・槍・竹槍・猟銃を持ち、蓆旗むしろを立てた、おおよそ三百人が集まり氣勢をあげた。

森郷では、井野川の士族和田米蔵が、山中陣馬を説いて一揆に引き入れ、やがて本川・森・池川・名野川の衆と合流した。山中陣馬はその総大将となり暴挙をおさえ統制していたが、一揆の成功がとうていおぼつかないことを悟り、ひとり責任をとって明治五年正月六日中切なかぎりの山中で切腹、のちに土居川原で梟首きょうしゅされた。竹本長十郎は足痛で川口の医家で療養中を捕らえられ、伊野川原で梟首刑となった。

竹本・山中を失った一千に余る民衆はしよせん鳥合うらごの衆で、この騒動は間もなく鎮静した。大豊地方は、森・本川と同じ嶺北であるが、このような一揆も、参加したものもない。ただ、磯谷の当時副戸長であった森孝三郎の墓石碑に「(上略) 其間遭遇千戸籍編成、徴兵令発布等所謂維新創業之際人心不穩、君善説明大義鎮撫部民(下略)」とある。

これによって、百事一新の明治創業期に、この地方でも徴兵令につながる戸籍の編製、特に徴兵令発布後の流言、隣郷の一揆の様子など伝わり、民心が大きく動揺したであろうことが十分うかがえるが、森孝三郎らの説得で静穏に過ぎたようである。

### 3 徴兵の免除

この徴兵令は国民皆兵のたてまえにもかかわらず、明治政府にとって大切だとされた人々は、正式に免除されていた。

官公吏、また、それになるはずの官公立の専門学校生徒、洋行修業中のもの、代人料二百七十円を納めたもの、そ

して税金を納める責任者である戸主とその後継ぎである長男は、兵役に服さなくてもよかった。それ以外の二・三男だけが三年間兵役に入る義務を負い、貧しい人に対する免除規程はなかった。

働さざかりの若者を徴兵でとられることは当時の貧しい農村にとっては、大きな痛手であったし、兵營生活三年は、決して短いものではなかった。そこで徴兵逃れが盛んに行われるようになり、徴兵養子といわれた養子縁組が結ばれ相手は六歳の少女であった話もある。分家や他家に入籍し、絶家や廃家を再興して戸主になって徴兵を逃れることも珍しくなかったのである。

政府は兵役という義務を課そうとするととき戸籍法に基づき「家」を通じて、壮丁をつかむこともやりやすい方法であった。「家」の戸主に対して、納税の義務と同じく軍籍に入る男子の届け出の義務を負わせ、その代わり戸主の兵役を免除したのである。

明治十年西南戦争で「土百姓兵」と呼ばれた徴兵による熊本鎮台兵が、勇敢をもって名高かった薩摩士族に勝利をおさめた。時の鎮台司令官は、土佐の谷干城であった。当時の鎮台は東京・名古屋・仙台・大阪・広島・熊本の六つで、ここに配属された兵士の数は、平時で四万、戦時で七万、毎年一万名が徴兵された。

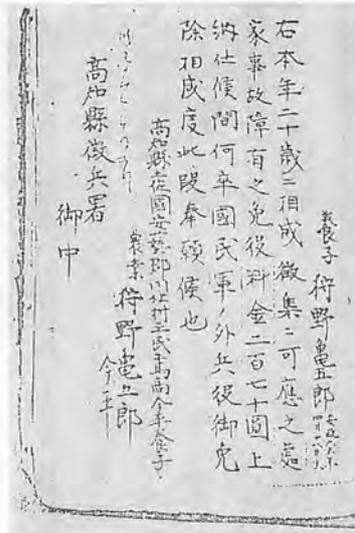
やがて軍隊が外国との戦争を目標におくようになり、兵役免除の制も範囲が狭くなって戸主やその後継ぎも兵役を課せられることになる。

しかし、明治四十二年ころには、家庭の事情でやむを得ず兵役に服し難い者については、入隊延期が認められた。徴兵令第二十二条は次のとおりである。

徴兵ニ応ズルトキハ、其ノ家族自活シ能ハザルノ確証アル者ハ、本人ノ願ニ由リ徴集ヲ延期ス、其ノ事故三ケ年ヲ過グルモ仍ホ止マザルトキハ、国民兵役ニ服セシム。

但、分家又ハ絶家、廃家、再興ノ故ヲ以テ本条ニ当ル者、其ノ他自活能ハザル事故ヲ作為シタルモノハ其ノ願ヲ許可セズ。

この法令に基づいて延期願をした実例が嶋崎文書に残されているので掲げてみる。



兵役免除願 (高知県教育委員会「川北文書目録」から)

兵役徴集延期願

長岡郡西豊永村庵谷□□番地

戸主平民農 三谷民衛

明治廿二年拾月八日生

明治四十二年徴兵甲種歩兵第九拾七番

右ハ私儀本年徴兵ニ有之候所、私儀ハ元來無資産者ニシテ且ツ家族トシテハ、本年三月生レノ長男里清アルノミニ付徴集ニ応ジ候時ハ忽チニシテ長男里清ハ自活シ能ハザルニ因リ、徴集ノ義延期相成申度別紙戸籍謄本相添へ此段奉願候也。

明治四十三年拾月八日

右 三谷民衛

高知縣隊区司令官

小野政治 殿

注 村長の証明を受け村役場並郡役所經由にて提出。

このような事由のない者は、甲種合格したときは「クジ」逃れのため、豊永から遠くの吾川郡上八川村の安之丞八幡へ願かけに行った話も残っている。

#### (四) 地租改正

明治維新は將軍・大名の土地領有制を解体して国民の私有権を認めた。

明治四年（一八七二）七月十四日、薩藩置県詔書と同時に「御沙汰書」をもって、諸藩発行藩札の政府引請と、將來全国統一的な貨幣と交換することを明らかにし、同年十二月十九日には、諸藩の債務もまた政府が引き受けけることを明らかにしている。

諸藩租法もまた、明治四年七月二十四日「当未年<sup>ひつじ</sup>は悉皆<sup>しつぱい</sup>旧慣に仍<sup>よ</sup>る」とし、こうして政府は統一的土地領有権者となったが、各藩の領主階級はそのまま「貫属」となって、従来の家禄は政府によって保証されることになった。しかし、家禄については版籍奉還のとき大幅にけずられた。削減率は、藩により禄高によって異なったが、大禄のものは実収の十分の一となった。

土佐藩にあっては、明治二年（一八六九）家老以下足軽類まで左記のとおり削禄を実施している。

- 一 御家老 二千石以下
  - 一 中老 四百石以下
  - 一 平士 二百石以下
  - 一 右同 七人扶持
  - 一 無足 切米二十四石以下
  - 一 徒士 三人扶持
  - 一 徒士格 切米拾石以下
  - 一 組外 二人扶持
  - 一 右足軽 切米七石以下
  - 一 足軽類迄 二人扶持
- 切米五石以下

豊永郷の御留守居組小笠原清之進の「御侍系図牒」によると、この改正で従来の知行七十石のうち二十石削禄となつている。

## 1 士族の金禄公債

削禄はしたが、家禄の支出は政府から出るようになったので、その総額は国庫歳出の三分の一ほどの巨額になった。この対策として政府は、士族の農商業に従事することをすすめ、その資金として、禄高の五か年分を一時賜金として支給することとし、ついで家禄返還を願ひ出るものには、六か年分の禄高を現金と公債証書で与えることとした。そして明治八年（一八七五）には、米で支給する制度を改め、金禄で支給することとした。

このように家禄制度の改革を次々にすすめ、明治九年にはこれを廃止することになった。すなわち俸禄の支給を始め、元高の五ないし十四年間に相当する金禄公債（五分ないし七分利付）を与え、五年間据え置いたうえで、おいおい償還するとの規程を設けた。

これによって家禄を持つ華族・士族は、公債の所有者となった。記録によると、全国でその総人員は三十一万三千余人、総金額は一億七千四百五十七万円に達し、この金高は明治元年から同八年六月まで七か年半の税金収入総額の六割に及ぶものであった、とある。

当時の政府には、江戸時代の年貢をそのまま受け継いだ地租以外には、ほとんど財源はなかったから、入る金よりは出る金の方が多かった。戊辰戦争のときは、三百万両近くを商人から借り、そのうえ四千八百万両も太政官札を發行している。

このようななかで政治を統一して行うためには、もっとも大きな財源である地租の取り方を全国的に統一することが必要であった。江戸時代には、各藩によって年貢の取り方もまちまちで、六公四民あり、四公六民あり、五公五民

といったありさまである。土佐藩では、明治五年（一八七二）大蔵省提出の資料に本田六公四民、新田四公六民、古掘明新田六公四民、土族役地二公八民、旧郷土新田二公八民とある。

このように貢租の取り方が違っては、とても政治を統一してやっていけるはずはない。地租改正はぜひともやらなければならない問題であった。

また、地租を年貢と同じように米で取っていたのでは、運搬もたいへんであるし、収穫にも年により出来、不出来があり、それに政府の支払いは全部現金で行うのに、収入が全部米だというのは、不便の上ない。地租の取り方を統一するだけでなく、金で取らなくてはいけないということになった。

## 2 年貢から地租へ

地租を金で取るためには、農民が自分で作ったものを自由に売ることができねばならない。また、有利な作物を自由に作れなくてはならないので、明治四年（一八七一）九月「田畠勝手解禁」で何でも自由に作ってよいことになった。それだけではまだ不十分で、農地そのものも自由に売ったり買ったりできなければならぬ。

そこで明治五年二月、江戸時代以来の土地売買禁止が廃止され、土地を売買した場合には地券が渡されることになった。この地券を持っている者がその土地の所有者であるという証拠になった。農地は大名のものから農民のものに変わったのである。

明治六年（一八七三）七月二十八日に地租改正の法律が公布された。この法律の主な内容は次のようなものであった。

- (一) これまでの年貢は、収穫高の何割という具合にとっていたのを、各農地の値段（地価）を定め、その値段の百分のいくらというように地租を決める。

(二) 当分は地価の百分の三を地租とする。農作物のでき具合がよくても悪くても変えない。

(三) 地租は農作物で納めるのではなく、現金で納めるようにする。

(四) 地租を納めるのは、実際にその農地を耕作している者ではなくて、その農地の所有者である。

この法律(二)で、当分地租を地価の百分の三とする、とあるが、この税率は従来<sup>の</sup>年貢と大差ない税率である。その後、税率は明治十年(一八七七)一月太政官布告をもって、百分の二・五に改正された。高知県では、政府の公布した地租改正の条例に基づいて、明治六年九月二十八日に地租改正条例を県下一般へ布達した。

明治七年三月には地租改正係を設置して、人民心得書を編成させ、同八年一月地位等級設立心得方を論達した。同年九月四日、地租改正係の編成した人民心得書並地価取調帳・地図帳雛形などを内務・大蔵両省に経伺し、同八年三月実施の<sup>いんか</sup>許可を得て、県庁はこれによって亥第三百号により人民心得書・地図帳雛形を布達した。これが本県地租改正の事業に着手する初めであった。次いで明治九年(一八七五)十二月二十八日、子の乙第七十九号をもって、地位等級設立の方法を達示した。

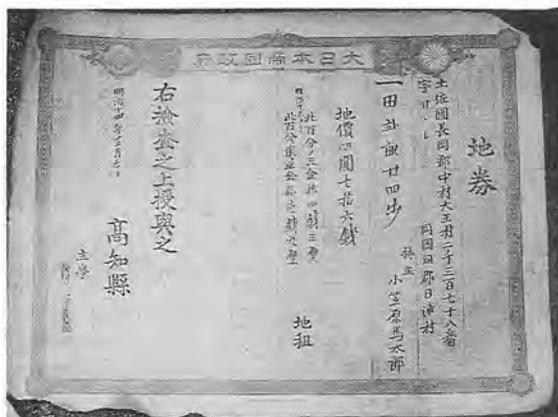
豊永郷では、右の県庁からの達示にそって戸長役場は各村々(現集落)に、地租額算定の基礎となる田・畠・宅地の地位・等級を決める委員を選任してその評価に当たらした。その名称を「地位<sup>せんびやう</sup>銓評総代」という。

選ばれた総代は、銓評地所有の地主から、記名捺印した委任状をとり、後々問題が起きないよう十分な手続きの上実施したのである。

第三小区豊永郷上分大平村の場合左のとおりである。

#### 地位銓評総代委任状

拙者共ノ儀大平村地主一同所有地々位銓評ノ事務ニ就該村小笠原堯秀、都築清吾、小笠原権左衛門、



中村大王村の地券（持ち主は日浦 小笠原馬太郎）

門田与市ヲ以テ代理人ト定メ拙者共ノ名義ニテ左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事。

一、地租改正ノ例規ニ從テ該村内土地ノ地位及ビ其地価ヲ銓評スル事。

一、該村内ノ土地其地位及ビ地価ヲ銓評スルニ付一切ノ事務ヲ如例規施行スル事。

右代理委任状如件。

(年月日ナン)

高知県管内第五大区三小区

土佐國長岡郡大平村

氏名 (氏名省略)

この地位、地価の銓評に要した費用は、その土地の地主から徴収した。

- (1) 銓評費、地石高割拾石に付、拾錢五厘三毛五糸この割で個人から徴収する。
- (2) その他出張旅費、帳簿用紙、罫紙代、ろうそく代、人夫賃、取立賃等。  
(明治十二年文書)
- (3) 地券税取立費、一筆に付一錢二厘、筆係一筆に付一錢六厘、計二錢八厘。  
(明治十五年文書)

このようにして、土地の地位及び地価を決定し、収穫高が決まると、政府の定めた地租割によって、田分・畑分・宅地の等級に応じて税額が決定する。それから種代・肥料代を差し引いて各人の税額を決定したのである。

第五大区の、明治十年ごろにおける各小区の田方及び畑方の平均収穫量は次表のとおりである。

第五大区各小区の平均收穫高

小区名	田方平均	畑方平均	備考
第五大区	石斗升合 九三三五	六斗升合 六一二五	第五大区各各村名
一小区	六九五	五二五〇	新改から久次・甫岐山郷六村・豊永郷雨坪 (戸手野・馬瀬・角茂谷・楠木・北川・中村大王)
二小区	六二〇	六二五〇	豊永郷下分一六村 (古味・船戸・黒石・中屋・西川・粟生・立野・庵谷・八畝・梶ヶ内・寺内・西久保・安野々・川戸・連火・桃原)
三小区	五二〇	六二〇〇	豊永郷上分一六村 (下ノ土居・南大王・大平・怒田・川井・八川・長瀬・大滝・柳野・筏木・中内・柚木・西峰・大砂子・大久保・岩原)
四小区	六五四	七二〇〇	本山郷下分二〇村 (本能津・上関・下関・助藤・小川・津家・葛原・川口・杉・高須・日浦・式ノ岩・谷・穴内・尾生・和田・磯谷・立川上名・立川下名・奥太田)
五小区	九二八	五五五二	本山郷上分一四村 (古田・下津ノ井・井窪・高角・吉延・大石・本山・北山・寺家・田井・中島・汗見・大川内・汗見川)
六小区	一四八六	四六〇〇	上倉郷九村 (天行寺・才谷・戸山・亀岩・穴崎・領石・植野・久礼田・植田)

注 この表は古文書そのままを載せたものである。備考欄は編集委員が記した。

次に一例として豊永郷上分の十六村のうち怒田村の田方について原本のまま掲載する。

怒田村

一、田反別 五拾貳町〇反八歩

此收穫米三百貳拾九石貳升七合

内 四拾九石三斗八升壹合 種肥

残テ 二百七十五石八斗二升六合

(以下漢字を数字にする)

此地 価 金 一万三千六百二十七円五十二銭六厘

此地租 金 百分三 四百八円八十二銭六厘

同 百分二・五 三百四拾円六十八銭八厘

但平均一反歩ニ付收穫米六斗三升三合〇勺八才二

旧反別 三十三町九反三畝十三歩

旧地租 四百六十六円四十三銭三厘

差引反別 十八町六反四畝

百分三 五十七円七十銭七厘 増

全地租 百分二・五 百二十五円七十四銭五厘 減

(その他の村は資料編参照)

豊永郷上分十六村合計

種肥代 百七十三石三斗六升七合

收穫米 (種肥代 除残米) 九百八十二石四斗一升五合

地 価 四万七千八百四十三円六十五銭四厘

百分三 千四百三十五円三十銭九厘

地租 金 百分二・五 千二百円六十九銭

以上は豊永郷上分十六村の田方について收穫高から種子・肥料代を差し引いた地租金の集計である。ここで一例を挙げた怒田村の田の反別が、旧反別三十三町九反三畝十三歩から、税金の対象となる反別が五十二町〇反八歩と五割以上も増加している。

別の文書に旧第三小区豊永郷上分の銓評費割り出しのための耕地・宅地の総石高がある。

それによると、「一地石高 六千九百九十石三斗六升七合」とあり、「これの銓評費十石口付十銭五厘三毛五糸」とある。

以上みてきたような作業で、郷村内の地租改正作業はすめられた。

明治十年のこのときの資料には本山郷の分が見当たらないが、明治十三年に調査をやり直して、翌年一月に編集された杉村外八ヶ村と、川口村外七ヶ村の村誌がある。

その地租に関する一例を挙げてみる。

小川村

税地(旧反別)

田 二十五町四反一畝二十七歩

畑 六十二町三反七畝十一歩

宅地 三反四畝十八歩

総計 八十八町一反三畝二十六歩

新反別

田 三十六町三反二畝十三歩

畑 十二町七反四畝十三歩

宅地 二町四反九畝十歩

伐畑 二百五十七町八畝二十歩

総計 三百八十八町六反五畝五歩

無税地

社地・荒地等 省略

貢租

地租 米 百八石五斗四升六合

金 四百九十一円九十三銭

山税金 九銭二厘

新検地貢租は未だ未整理なり

………略………

豊永郷と本山郷の年度も違う二つの異なった資料を見て共通していることは新しい反別が著しく増加していることである。

小川村でも怒田村と同じように田が二十五町四反一畝二十七歩から、三十六町三反二畝十三歩と四三%も増加している。

小川村では新検地による貢租は未整理なりと断り書きをしているが、これは裏返して言えば、整理がつけば新しい反別で税金を賦課するということであろう。

小川村の畑地は六十二町余から十二町余に減っているが、これは普通の畑と伐畑とを分類して伐畑の項を新しく設けた結果である。

他の十六か村の分は資料編に入れるが、いずれも新反別が著しく増加している。

地租改正によって、農民の負担は減少されることはなかった。藩政時代の貢租額とほぼ同一であって、しかも明治十四年以後の松方財政の不景気で、農民の急速な階層分化が起こり、農村に地主制が確立することになった。

## 二 地方自治の推移

### (一) 地方自治

明治の地方制度は、藩政時代の庄屋・老としより、五人組制度など、近世の封建的<sup>封建的</sup>地方制度を解体して、中央集権的發展を企図した制度であつて、その發展過程は近代化の變化に應じて、郷制、区制などの行政区画が設定され、ついで郡制が施行された。明治十七年には、また大きな改正を行い、同二十二年の市町村制定へ移行した。

これらの改正では、旧來の指導者層であつた郷土・庄屋・老などに代わつて新しく農村の指導者になつたのは旧名な本などの有力農民が多い。

明治初年における地方自治體の変遷は次のようなものであつた。

### (二) 郷制

明治三年五月庄屋の職名を廃し、新たに郷正(村の庄屋)坊正(町の庄屋)浦正(浜の庄屋)を任命す。

明治四年一月、郷正、坊正をそれぞれ郷長、坊長と改める。

明治四年六月、郷・坊・浦(浜)長制度に代え戸長制とし、総老そうとしより、老を副戸長と改める。

藩政以來の豊永郷大庄屋山本実藏は、明治二年甫岐山郷大庄屋に転勤した。その後任は長岡郡十市村出身の吉村嘉

之助であったが、明治三年庄屋制が廃止された。吉村の後を継いで豊永郷の郷正を命ぜられたのは長尾辰太であった。明治四年正月二十二日、郷正を郷長と改称されるにおよび田所丹次が郷長に発令された。

また、豊永郷の初代の戸長は宮川儀太郎と考えられる（明治五年三月の公文書あり）。出身地などは不明であるが、後に第五大区第二小区（豊永郷下分）の戸長となった宮川之至と同一人ではないかと思われる。

#### 戸長の職務

- 1 地租及び租税の徴収
  - 2 戸籍事務（明治四年四月戸籍法公布）
  - 3 徴兵下調べ
  - 4 地所、建物、船舶質入、書入並びに売買書に奥印、加印
  - 5 地券台帳
  - 6 迷児、棄児及び行旅病人、変死人等警察に報告
  - 7 天災及びその被災者を具申すること。
  - 8 町村の幼童の就学勧誘のこと。
  - 9 篤行者（孝子、節婦その他）を具申すること。
  - 10 町村内の人民の印鑑簿を整理すること。
  - 11 諸帳簿保存管守のこと。
  - 12 官費、府県費に係る河港、通路、堤防、橋など修繕保存すべきものにつき、利害を具申すること。
- なお、明治三年の改革で旧庄屋などの格式名目は一切差し止められ、大庄屋は五等士族下に、上席庄屋は一等卒族に、無名庄屋は二等卒族（卒族は明治五年廃止）に列せられた。また、五人組制度は明治四年廃藩置県ころまで続い

たようである。

### (三) 区制施行

明治四年の区制、同八年の大小区制（ともに大豊町行政区画の変遷の項参照）のねらいは、藩政時代旧来の行政単位であった町や村の行政区画を否認し、庄屋や老としよりを廃して官選の準官吏・区长・副区长・戸長・副戸長を置いて中央集権政治の地方への浸透をはかった。そして地方団体を専ら行政事務遂行の末端組織として旧村の規模を超えた区长・戸長を通じて、住民まで一貫の支配を確保しようとする画期的変革であった。

しかし、実質的には旧村落内において、経済的にも文化的にも指導的立場にあったのは、もとの郷士や旧庄屋・名本などの有力者であった。

新政府もこれらを見做すことはできず、旧村単位の従来の役割を果たす村役人を認めたのである。したがって区长・戸長・村用係には旧庄屋や老としより・名本などから採用された者が多い。

とりわけ地租改正をはじめとする地方行政財政事務及び費用の負担は、事実上旧村単位に行われたようである。形式的には明治政府の統治策を地方の末端まで行政機関化したものであったが、実質的には旧来の町村組織にしたがい、その指導者層をそのまま統制したのであった。

この制度によって村落制は、戸長を中心として副戸長・村用係・世話係となり、戸長制度はこの後約二十年間、市町村制の実施まで村落施政を代表した。さて二十年に及ぶ戸長制は更に三期に区分される。すなわち、区制（『天坪村史』によれば戸長・副戸長、その下に村長Ⅱ副戸長補佐・保長Ⅱ村長補佐・什長Ⅱ保長補佐があった）、大小区制（明治八年）・郡区町村制（明治十二年実施）であり、主に行政区画の変革であるが、内容的には明治十七年の改正

もまた重要であり、これらは地方制度前進への過程を示す一里塚である。

#### (四) 郡区町村制の施行

大小区制が改められて、郡区町村制が実施されたのは、明治十二年（一八七九）一月である。政府はこれに先立つ同十一年七月郡区町村編制法を定め、また、府県会規則及び地方税規則を公布し、次いで郡区職制並びに事務章程を改定した。

郡区町村制の実施は地方行政に大きな変革をきたした。従来になかった郡長の選任と郡役場の設置がその一つである。従前の大小区制を廃して、郡の下に町・村を置き、町村ごとに戸長を選任した。このような区画改正により、従来の州会・区会・大小区会などはすべて廃され、新しく県会・郡会・町村会が地方自治機関として発足した。

注 ①郡には課税権はなく、町村の分担金をもって運営された。

②州会とは、明治九年八月まで名東県として独立していた阿波の国が、高知県管下に編入され高知県阿波の国となった（明治十三年三月まで）。

その期間に高知県が土佐と阿波に分かれて、土佐国州会・阿波国州会が行われた。

#### 歴代長岡郡長

氏名	退任年月	氏名	退任年月
1 森 新太郎	明治11（一説には細川是非之助ともある）	3 細川是非之助	明治14・6
2 浜田真澄	14・3	5 久万裕	17・9
4 山崎慎三	16・1	7 浜口真澄	22・1
6 島村笑児	19・3		



「郡区町村編制法」のねらいは①大小区の重複を除いて費用を節約する ②旧郡町村制に復して旧慣良俗に便利にする ③郡長の職責を重くして施行を便にする―にあった。

右によって郡・区・町村は行政区画であるとともに自治体となり、戸長は国の行政事務担当者であると同時に町村の理事者となり、町村の自治性と戸長の公選制が公認された。府・県・郡は行政区画とされ、官僚機構の末端である郡長の職権が強化された。郡会議員は、町村会議員選出による三分の二の議員と、地価一万円以上の大地主間の互選による三分の一の議員をもって構成され、府県会議員の選挙権者は市会・郡会の構成員、その被選挙権者は直接国税十円以上の納入者に限定された。

府・県・郡の参事会には町村事務の監督権が付与された(参事会はそれぞれの議員の中から若干名選出された)。郡会・府県会の複選制と、郡会の大地主三分の一議員制は明治三十二年、府県制・郡制の改正で廃止された。

こうして、地方住民の自治権拡大は、地主、有資産者を中心として地方行政への参与という形で与えられた。これにより、有力者支配の政治構造が法制的に支持された。

### (五) 府県会規則の施行

明治十一年七月、府県会規則が公布され、府県会議員が選出されることになった。いわゆる制限選挙法で、選挙権は五円以上の地租納税者に、被選挙権は十円以上の地租納税者にのみ与えられると定められた。

第一回高知県議会は同十二年十月三十日開かれ、片岡健吉が議長に選ばれた。立志社創立の中心人物であった片岡

は、このように税金を多く納める者に有利な制限選挙法の不当を訴え、同法の改正を求める建議を提出したが議会は予算案の先議に入った。

片岡は制限選挙法の改正を目的として議席に着いたので、制限選挙法のような不当な選挙で成立した議会の一般議事に参加することはできない、として辞任した。議会は片岡辞任後の十一月十二日、選挙法改正を議決して内務卿伊藤博文に建議したが、政府の取り上げるところとはならなかった。

#### (六) 区町村会法の施行

政府は明治十三年区町村会法を施行した。この法は一定の大綱を決めたもので、その枠内で制限的町村会の育成をしようとするものであった。このため、各町村ごとに町村会規則が定められ、町村会は町村の公的代表機関として、その地位が確認された。

政府はこの町村会によって、自由民権運動の激化することを町村段階で阻止しようと考えたが、結果はこれに反して、地方議会は民権運動の新しい踏み台となった。

町村会、郡会、府県会は地方自治確立のため政府に対し、次のような要求をした。

- 一 地方税特に地租割を軽減すること。
- 二 国政事務の経費は国庫支弁とすること。
- 三 県会に対する県令の拒否権や内務省の指揮権発動を排除すること。
- 四 郡長を公選制とすること。
- 五 制限選挙法を改正すること。

しかし、政府はこれらの要望には応ぜず明治十七年の改正により、更に権力支配を強化した。

明治十七年の改正（要点）

- 一 戸長を官選制とし、議長並びに議案の発案権を戸長に独占させた。
- 二 町村費、水利土工費（水利組合などの負担金）、土木費の滞納処分に強制力を強めた。
- 三 町村会規則を任意裁可制より知事の施行制に変更した。
- 四 戸長役場区域を五百戸単位に拡大した。

この改正によって戸長の権限が強化され、町村経費の節減を図るとともに町村制は官制化された。

(七) 市制・町村制の施行

明治二十一年に市制、町村制が公布され翌二十二年四月一日施行された。このときの町村編成によって、大豊町関係では東豊永村、西豊永村、東本山村（大杉村）、天坪村の四か村が誕生した。

この市町村制公布に当たり発せられた上諭は次のとおりであった。

朕地方協同ノ利益ヲ發達センメ、泉庶<sup>せんしよ</sup>臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ、隣保團結ノ旧慣ヲ存置シテ、益々之ヲ擴張シ、更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認め、茲ニ市制及町村制ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤博文  
 内務大臣 伯爵 山県有朋

町村制の施行により、町村に条例、規則の制定権が与えられ、町村会は町村最高の意志決定機関となり、町村長は

町村会議決の執行機関となった。

そして町村長、町村会議員、町村委員（学務委員、衛生委員など）は公選制となり、町村は国、県、郡の支配体系の中に組み入れられた。町村長は町村会と関係なく国の委任事務を処理することになった。

しかし、町村に対する国、県などの上級機関には次のような権限が認められていた。

- 一 一般的指導監督権と裁可権
- 二 町村主要吏員（村長、助役など）の認可権
- 三 指定事項に対する町村会議決に関する許可権
- 四 行政事務監査権
- 五 町村会解散権と主要吏員に対する懲戒処分権など

町村制の施行により、町村自治は大きく進展したとはいえ、完全な自主運営にはほど遠いものであった。また、町村の主要財源は、町村有財産収入と付加税収入に限定され、町村の独立税は認められなかった。

市町村会議員の選挙資格は、地租若しくは直接国税二円以上の納入者に限定され、無産大衆の政治参与は認められなかった。また、市町村会議員の選挙には、等級選挙制が採用され、市会は三級制、町村会は二級制であった。

この方法は、多額納税者が有利な制度となっていた。例えば、村の有権者が三百人で、議員定数は十八人、納税総額一千元とする。その総税額の半分の五百円は上位納税者五十人で納め、残りの五百円を下位納税者二百五十人が納めていたとすると、一級議員は上位納税者の五十人が定員の半数の九人を選出し、二級議員は下位納税者二百五十人で残りの九人を選出した。

町村長、助役、町村委員は町村会で選出され、町村長、上級助役は原則として名誉職とされた。名誉職は無給で、府県会議員、郡会議員も名誉職であった。ただし、出務日当は支払われた。

各町村会の議員の定数は、次のとおり定められた。

人口千五百人未満

八人

五千人—一万人

十八人

千五百人—五千人

十二人

一万人—二万人

二十四人

等級制選挙は大正十二年に廃止されたが、有権者は町村税負担者でなければならなかった。

## (八) 郡制の廃止

憲法発布よりおかれて明治二十三年五月に公布になった郡制は、大正十二年四月一日、廃止された。廃止の主な理由は次のようなことであつた。

- 一 郡が府県の出先機関として、重複して町村を監督していること。
  - 二 各種の名目で郡費を徴収することは、町村の負担を加重にし、財政の悪化を来すものであること。
  - 三 郡会議員の中には、出身地域の利害関係のみを考え他を顧みない者や、不急の土木工事を起こし、補助を申請して自己所屬の党勢拡張に利用する風が多かつたこと。
  - 四 県当局も議員の競争心を利用した郡会対策を行う風があつたこと。
- これらのことが結果的に補助金の乱給となり、かえつて町村の進歩発展を阻害しているとして、郡制は三十三年間の幕を閉じた。

## (九) 戦後の自治体

昭和二十年八月、日本民族がかつて経験したことの無い敗戦という事実により、旧体制はもろくも崩れ、自治体は混沌とした状態であった。そして、占領軍総司令部の日本民主化指令に基づき、自治体の民主化と主体性への胎動が始まった。

昭和二十一年十月、町村制の一部改正が行われた。その根本方針は住民権利の拡充、地方自治体の自主性と自立性の強化、行政の公正と能率の確保であった。しかし、これは旧憲法のもとでの改革であり、まだ多くの問題点を残していた。

昭和二十二年五月三日、日本国憲法と同時に地方自治法が施行されて、地方自治の基本が確立された。

住民の権利と政治への参与拡大については、従来の公民権や名譽職制度を廃して、成年（二十歳）に達した男女にはすべてひとしく行政に参与する道を開いた。また、府県知事、市町村長、議会の議員は住民の直接選挙によって選任することとした。更に住民に直接請求や住民投票の制度を認め、住民自治の徹底をはかることにした。

従前の公民権とは、市町村住民のうち、独立の生計を営む年齢二十五歳以上の男子で、二年以上その市町村に居住し、かつ地租または直接国税二円以上を納める者を公民と認め、公民権が与えられていた。この公民権を有する者が市町村の選挙に参与できた。市町村長の選挙は議員による間接選挙であった。

名譽職とは、地方公共団体などの機関の職にある者で、生活を保障するための給与を受けないものを名譽職といった。戦前に名譽職とされたものに、府県会議員、郡会議員、町村長、助役（上席）、議員、各種委員などがあった。

地方自治体の自主性と自立性強化のためには、議会の権限を拡大強化し、議決機関と執行機関の主体性を明確にした。旧町村会では原則として、町村長を議長としていたが（町村長と議員を兼ねていた者もあった）、議長・副議長は議員の中で互選し、町村長は住民の直接選挙とした。

また昭和二十五年四月公職選挙法が制定され、それまで衆議院議員選挙法や参議院議員選挙法、地方自治法等によ

つて、それぞれ個別に規定されていた、国政及び地方選挙についての法律が統一的な法律に改正された。地方自治の首長が住民の直接選挙となったため、旧制度のように首長が選挙の管理執行の権限を持つことは選挙の公正確保の上から適正でないので、首長から独立した選挙管理委員会を設けて選挙の管理執行に当たることとなった。選挙管理委員会は都道府県と市町村にそれぞれ置かれていて、いずれも四人の委員で構成され任期は三年（後に四年）である。また重要な職務の性格上補充員の制度を設け委員が何等かの理由で会議を開く定足数（三人）に不足する事態が生じた場合いつでも委員に繰り上げることができるように四人の補充員を置いていた。

大豊村合併以来の選挙管理委員は次のとおりである（補充員省略）。

氏名	委員長	任期（昭和）	氏名	委員長	任期（昭和）
北村 菊義	初代	自三〇、 至三六、	近藤 正年	第五代	自四四、 至五二、
松岡 春美	第二代	自三〇、 至四〇、	小笠原 美身	第九代	自四八、 至五八、
釣井 徳一	第四代	自三〇、 至四四、	岡林 長盛	第七代	自四八、 至五八、
三谷 徳太		自三三、 至四三、	大地 寿穂		自四九、 至五九、
高野 馬五郎		自三六、 至四六、	大崎 幸吉		自四二、 至五二、
山崎 義高		自四〇、 至五〇、	平石 徳太郎		自五四、 現在
公文 正則		自四四、 至五四、	桑名 啓三郎	第十代	自五四、 現在
久保 藤樹		自四四、 至五四、	岡林 盛喜		自五八、 至六八、
小嶋 貞夫		自四四、 至五四、	平尾 俊一郎	第十一代	自五四、 現在

また町村行政事務全般について国の監督をできる限り少なくしてこれを自主的に監査し、行政の公正と効率を確保するため監査委員の制度を設けた。

監査委員は二人ないし一人置くこととされ首長が議会の同意を得て、財政や経営などについて専門の知識や経験をもって人を選任し、任期は四年と議員の任期中とされている。また他の行政委員会が合議制であるのに対し、監査委員はそれぞれの委員が独立して権限を行使することが出来る独任制の執行機関であることに大きな特色がある。

大豊では条例により二人制をとり学識経験者の委員が代表監査となっているが大豊村合併後の監査委員の氏名は次のとおりである。

氏名	任期 (昭和)	出身地	備考
門脇盛恒	自三〇、三三、三四、三五、三六	中村大王	学識経験者
釣井朋水	自三〇、三三、三四、三五、三六	寺内	議員
上村信衛	自三〇、三三、三四、三五、三六	連火	"
吉村孝吉	自三三、三四、三五、三六	庵谷	"
門脇盛恒	自三三、三四、三五、三六	中村大王	"
朝倉寛一	自三四、三五、三六	怒田	学識経験者
笹岡清一	自三五、三六	八畝	"

新地方自治法は、町村の民主化とその権能を強化するため、その町村にのみ適用する特別法（条例・規則など）の制定を認めている。議会の運営も委員会制度を設けるなど、自主活動を促進し、議決権はもちろん、意見の陳述や調査権を含めて権限が強化された。

このように、地方公共団体の自治行政権の内容は大きく充実されたが、その裏付けとなるべき地方財政は貧弱であった。「財政の確立なくして、自治の確立なし」とさえいわれながら、地方財政の国に依存する場合は、俗に二割自治、三割自治とかいわれ、地方自治体の本省参りは年中行事のありさまであるのが現状である。

地方自治体の最大の財源である国から受ける交付税は、当初の地方配布税制度から地方財政平衡交付金制度と代わり、現在は地方交付税として財政を支えている。昭和二十二年には教育基本法が公布され、教育委員会制度も制定された。そのほか、消防法、警察法、農地改革法なども制定され、それぞれ大きな変革があったがこれらについては項を別に記すこととする。

朝倉 寛一	自三四八、七〇五	怒田	議員
松岡 春美	自五四二、五一一	日浦	議員
北村 長徳	自四四四、七二五	永 洩	学識経験者
武田 和夫	自四七六、二六一	寺 内	議員
小笠原 茂	自五〇五、一一三	八 畝	議員
岡崎 治猪	自五一、三一一	杉	学識経験者
上村 孝行	自五四、五二四	柚 木	議員
山中 万石	自五八、三二四	東土居	議員
	現在		

## (十) 部落自治

部落自治は、藩政時代の名本、老組頭、五人組などの組織から逐次現行の区長中心の自治に移行したが、旧例や慣行を重視して昭和の初年に至っても、なお旧来の制度が潜在的に生き続けていた。太平洋戦争当時は隣保班や隣組制度が部落自治の機構であった。

戦前の区長（部落長）は村会の承認を得て発令され、村自治末端の行政を行った。

ここに穴内、葛原、上桃園の各部落自治記録の一部を抜粋して往時を類推してみたい。

## 穴内部落の決議録より

。大正十四年八月十日

東豊永村落合火災の義捐金は、大杉村役場より穴内部落への割当額が一戸当り金四十銭となつていたので、各組へ引き取り各戸見込みにより徴収すること。

吊橋竣工式に於て投餅をなすに決するも、東西豊永及び大杉よりの費用抛出が小額のため、沿道部落（穴内・磯谷等）にて、一戸当り二十銭を徴収し投餅費に充てることに決定す。

。昭和三年旧正月六日

森下某に係る昭和二年度後期県税戸数割、〇円〇十〇銭、並に村税戸数割六円八十銭不納のため、村より受くべき奨励金が支給されず。実は当人は赤貧にして、資産を債権者に譲渡し完納の見込みなし。よつて右税金は奨励金を以て納付することとする。

大ナ口神田修繕の必要を認め、このため来る十五日各組の委員実地調査をなすこととする。

。昭和四年六月十一日

退營兵士帰郷の際は、退營土産物は絶対に廃止すること。

酒宴については、六什物ろくじつもの椀わんは全廢し、儀式用酒杯は上かみより下しもに回まわし、下より上に登のぼり、都合二回となし、従前の例習は以後廢するものとす。

患者診療のため往診を受けたる医師に対しては、今後酒肴さけさかなを以て饗応やうおうなきこと。

総べて諸宴會しよえんかいに生魚形肴いけづくりは全廢すること。

。昭和十六年旧正月六日

部落機構改正の件

村より示達のある場合は、区長（常会長）は常會に通知をなす。各常會は各隣保班長に通達し、隣保班長は各家庭に告知するものと改訂す。



葛原部落の決議録より

。大正五年七月十八日

七月十八日の総會に無手續きで欠席の左記の者は、屋回りに出夫為さしむること。



葛原部落議決録 大正時代

氏名 省略

総会時間励行のこと

一 総会の場合に無手続きで欠席の者は、一人役出夫さすものとする。

二 一時間遅刻の者は一銭の過怠金を徴求するものとする。

三 一時間以上遅刻の者は一人役の出夫に使役さすものとする。

部落費滞納処分のこと

部落費の滞納者には、仲用より集金に回りその徴収に依る。その日当をもって、部落費に充てるものとする。

ぜざる者は、仲用者より区長に報告し、区長の命により労役に使用し、その日当をもって、部落費に充てるものとする。

。大正七年一月十三日

競馬場開設のこと

競馬場の開設に当り竣工に至るまで委員八名を置くこととする。

大統領は宮内善吾、主任技師は高橋重次と決定する。

。大正七年二月十八日

葛原競馬会に関すること

入場料は大人一人に付金五銭とし、尋常小学校児童以下小人一人金三銭とする。

。大正七年七月十三日

渡船場のこと

葛原渡船場は、浜口松太郎が退業し、後人として久保晴義を引き続き渡船人として雇い、船賃は従来通りとする。村の補助金は三十円のうち十円を渡船人に与え、残金拾円は造船費として部落の貯蓄とする。

(注 残金十円の使用は記されていない。)

。大正七年八月二日

寄附金のこと

川口尋常小学校の幻燈機購入に対する寄付金は、金拾円とし津家永田山開墾費割付剰余金を以て充てるものとする。

上桃原部落決議録より

。昭和七年五月二十七日夜

(二十六日の統会、午後九時開会)

一 所得申告の件

二十六日総会において決定の通り、五人組長及役員協議の結果、各人の所得額を左の通り定め、満場賛成して捺印す。

(各戸ごとに所得見積り額を記載している。この年の最高所得額は三百三十八円、次位が二百八十七円、最低は十三円となっている)

二 会計選挙の件

投票の結果次の通り決定す

当選者 十五票 上村利吉

次点者 七票 上村乘

捺印者 二名(省略)

三 神社総代選挙の件

高倉基道神社総代辞任に付、選挙の結果、上村久寿男十二票を以て当選す

捺印者 一名(省略)

。昭和九年旧十一月十日

出席者名全員の氏名記載(省略)

一 高山登録税並に費用を、旧十一月二十日まで集金する。若し不払者のある場合は五日間の後に、先の規約により競売することとする。

二 前々よりの問題なりし明石山の五反五畝拾貳歩、明石の下壱反歩、計六反五畝拾貳歩を競売した。但し、表面境界と相違するも委員並に関係地主の協議による協定の通りとする。

三 自己の所有地以外には、老若を問わず屋根替用葺採り以外、物件取得のため立入を禁ず。但し、其の事情により許すことあるべし。

右の定めに違反した者、若しくは其の責任者たる者は、白米一斗を区長を経て地主に提供するものとす。

捺印者 四名(省略)

### 三 大豊町行政区画の変遷

#### (一) はじめに

明治四年（一八七一）七月、新政府の廃藩置県の実施により旧来の土佐藩は高知県として発足した。以来、現在の大豊町も時代の移り変わりにしたがって、その行政区画の改編が繰り返されて今日に至っている。

現在の大豊町は藩政時代以来の旧豊永郷（含雨坪）の全域と、本山郷の一部から構成されているが、その変遷の過程は以下のとおりである。

なお、大豊町旧村別の「村のあゆみ」と重複するところもあるが、ここでは大豊町全域をまとめて抄述する。

#### (二) 区制施行

明治四年七月十四日、廃藩置県令が発布され、九月に高知県下七郡を二百三十区、長岡郡を三十区に区分した。この際の大豊地方の区制を抄出すると次のとおりである。

##### 第二十区 総六村

豊永郷雨坪

戸手野村 馬瀬村 角茂谷村 楠木村 北川村 中村大生村

第二十一区 総三十二村

豊永本郷

船戸村 庵谷村 黒石村 中屋村 粟生村 西川村 八畝村 南大王村 立野村 怒田村 柚木村 西峰村

中内村 川井村 大滝村 大平村 岩原村 筏木村 八川村 下ノ土居村 大久保村 大砂子村 柳野村 長

洲村 桃原村 西久保村 連火村 川戸村 安野々村 寺内村 古味村 梶ヶ内村

第二十二区 総三村

立川

上名村 下名村 奥大田村

第二十三区 総十八村

本山郷下分

和田村 穴内村 日浦村 高須村 杉村 小川村 川口村 谷村 尾生村 磯谷村 葛原村 津家村 式岩村

及び現在本山町に属する上関 下関 木能津 助藤 古田の各村

各区には戸長・副戸長を置き、各村には用係を任命して戸長の支配下においた。戸長・副戸長・村用係には従来、郷制時代の庄屋・老また名本など指導的立場にあつた人たちが多く任命されたものである。

明治七年次のとおり、一部村名の文字が改正されている。

村名文字改正ニ付伺

長岡郡第二十区豊永郷雨坪之内

楠木村 改 久寿軒村

中村大生村 改 中村大王村

右両村文字認方 中古以来戸籍、地券等相違仕不都合ニ付今後下層ノ如ク改正致度此段相伺候也。

明治七年六月 高知権令岩崎長武  
内務卿 大久保利通殿

右の伺いは明治七年七月十八日付けで聞き届けられている。以後、公式には久寿軒・中村大王と村名が改正された。

明治八年（一八七五）には、これまでの区制を改め、大小区制に変更された。大豊地方は本山町の一部とともに第五大区に属し、その改正行政区域は次のとおりになった。

第五大区（大豊町関係のみ）

第一小区 豊永郷雨坪

戸手野村 馬瀬村 角茂谷村 久寿軒村 北川村 中村大王村

第二小区 豊永郷下分（十六村）

古味村 船戸村 黒石村 中屋村 西川村 粟生村 立野村 庵谷村 八畝村 梶ヶ内村 寺内村 西久保村

安野々村 川戸村 連火村 桃原村

第三小区 豊永郷上分（十六村）

下ノ土居村 南大王村 大平村 怒田村 川井村 八川村 長渕村 大滝村 柳野村 筏木村 中内村 柚木

村 西峰村 大砂子村 大久保村 岩原村

第四小区 本山郷下分（十六村）

小川村 津家村 葛原村 川口村 杉村 高須村 日浦村 式岩村 谷村 穴内村 尾生村 和田村 磯谷村

立川上名村 立川下名村 奥大田村

この大小区制の制定は、中央政府の方針によるもので高知県は十七大区に分けられ、各大区ごとに区長と副区長を

置き、各小区には戸長と副戸長が任命された。

明治八年四月現在の第五大区の行政責任者は次のとおりである（『高知県史』より）。

第五大区々々長 松吉樹一

同 副区長 国沢重登

同第一小区戸長 西岡真策（豊永郷雨坪外）

副戸長 吉良光昌

同第二小区戸長 宮川之至（豊永郷下分）

副戸長 欠

同第三小区戸長 山中茂義（豊永郷上分）

副戸長 欠

同第四小区戸長 藤野格治（本山郷下分）

副戸長 北岡凍溪

### (三) 郡制施行

明治十二年一月一日から、郡町村制が施行され、従来の大小区制は廃止された。現在の大豊町はすべて長岡郡に所属し、その郡役所は大埴村（現南国市）に置かれた。その布達は次のとおりである。

甲第二百六十七号

本年第十七号公布ニ基キ本年十二月限り従来ノ区画ヲ廢シ、各部編制及郡役所位置左ノ通り相定候条此旨布達候事。

但戸長ハ廢職ノ限リニ非ズ。

明治十一年十二月六日

高知県令渡辺國武代理

高知県小書記官 小山正武

郡制並郡役所位置

長岡郡 郡役所位置 大埔村

この郡制施行によつて、郡単位ごとに郡役所を設置、郡長を選任し、郡の下に町村を置き町村ごとに戸長を選任した。この場合の町村とは従來の小区單位のもので、大豊町の場合を例にとると、豊永郷上分を袖ノ木村外十五ヶ村組合村とし、同郷下分を粟生村外十五ヶ村組合村と稱したものと思はれるが、旧第四小区の場合はその行政区画に大きな變動があつた。すなわち、本山郷下分の内川口・尾生・磯谷・谷・葛原・下関（現本山町）・立川上名・同下名及び奥大田村の九か村をもつて組合村を構成し、川口村外八ヶ村組合村と稱した。

また、同じ旧第四小区に属していた津家・日浦・古味・高須・式岩・穴内・和田・小川・杉・助藤（現本山町）の十か村をもつて杉村外九ヶ村組合村が組織された。

この郡町村制の施行によつて、町村は行政区画であると同時に自治体となり、戸長は国の行政事務担当者であるとともに、町村の理事者となり、町村の自治性と戸長の公選制が公認された。また「郡」も行政区画とされ、郡長の職權が強化された。郡制は大正十二年四月に廢止された。

明治十四年九月二十二日の県令布達により、従來、豊永郷の飛び地であつた古味村の名称を廢し、本山郷谷村へ合併した。

明治十七年九月三十日付けをもつて、戸長の所轄区域が次のとおり變更され、戸長役場の位置が定められた。

豊永郷雨坪（◎在戸長役場、以下同）

◎久寿軒村 馬瀬村 戸手野村 角茂谷村 北川村 中村大王村  
 本山郷

◎川口村 奥大田村 尾生村 磯谷村 谷村 葛原村 立川上名村 同下名村

◎杉村 小川村 高須村 日浦村 式岩村 穴内村 和田村 津家村

豊永郷

◎大平村 柚木村 怒田村 下ノ土居村 川井村 筏木村 大滝村 八川村 中内村 永淵村 南大王村 柳野村

岩原村 西峰村 大久保村 大砂子村

◎粟生村 梶ヶ内村 寺内村 西久保村 安野々村 川戸村 連火村 桃原村 船戸村 中屋村 庵谷村 黒石村

立野村 八畝村 西川村

この明治十七年の改正で、戸長の民選制を官選制とし、戸長に議長の職権と議案の発案権を与えて戸長の権限を強化した。

#### (四) 市制・町村制の施行

明治二十一年市制・町村制が公布され、同二十二年（一八八九）四月一日施行された。

これによって大豊地方の行政区画は画期的な再編成が行われ、大豊村に合併以前の四か村が誕生し、今日の行政区画の基礎を作った。

改正による村名と行政区画は次のとおりであった（◎印は村役場所在地）。

天坪村（旧豊永郷二雨坪）

◎久寿軒 戸手野 馬瀬 角茂谷 北川 中村大王 河ノ川

東本山村（旧本山郷のうち）

◎日浦 津家 和田 穴内 式岩 高須 小川 杉 立川上名 立川下名 葛原 谷 磯谷 尾生 川口

西豊永村（旧豊永郷のうち）

◎粟生（上東、佐賀山を含む） 梶ヶ内 寺内 西久保 安野々 川戸 連火 桃原 中屋 庵谷 黒石 柳野 大砂子 永淵 大久保

奥大田（旧本山郷）

東豊永村（旧豊永郷のうち）

◎大平 柚木 怒田 下ノ土居 川井 筏木 大滝 八川 中内 南大王 岩原 西峰 立野 八畝 西川

右の市町村制施行に当たり、その行政区画の設定については、住民の交通の便否や、旧慣のほか、将来自治体として存続し、かつ発展し得ることを基本として編成されたものと考えられる。

明治三十七年四月十六日、瓶岩村であった檜の谷・北滝本・穴内・繁藤は天坪村に編入され、天坪村であった中村大王は東本山村に編入された。大正七年七月十六日、東本山村は、村名改称により大杉村となった。

## 四 旧四か村のあゆみ

### (一) はじめに

明治維新の大業によって徳川幕府は明治二年（一八六九）に版籍を奉還したので、藩主は藩知事に任命された。新政府は明治四年七月、廢藩令を布告するとともに全国に県・郡・区制を設け、同年九月土佐藩は高知県となり県下を七郡と二百三十の区に分けた。

#### 高知県郡別区数

安芸郡	三十四区	吾川郡	三十区
香美郡	二十八区	高岡郡	五十三区
長岡郡	三十区	幡多郡	三十三区
土佐郡	二十二区	計	二百三十区

上表のように長岡郡は三十の区に分割され、現在の大豊町は長岡郡の第二十区・第二十一区・第二十二区及び第二十三区に包括された。

### (二) 東豊永村

前述のように、長岡郡は三十の区に分けられたが、東西豊永は長岡郡第二十一区となり豊永本郷と称した。

明治八年（一八七五）四月七日、高知県権令岩崎長武の亥第百十五号布達によって、大小区制に編制替えがあり、東豊永村は第五大区第三小区豊永郷上分と称し、戸長は山中茂義であった。



東豊永の中心落合付近

明治十一年（一八七八）十二月に郡役所が置かれ、町村編制にも多少の変動があったが、豊永郷上分（主に東豊永）、同下分（主に西豊永）には変化はなかった。

しかし、上分に後の西豊永村のうち永渕・柳野・大砂子・大久保の四村が含まれており、下分に後の東豊永村の西川・粟生（当時の寺家）・立野・八畝の四村が含まれ複雑に入りこんでいる。

明治二十二年（一八八九）四月に市町村制が施行され、前述の入りこんだ形は、編制替えになり西川・立野・八畝・粟生を上分に加え十六村をもって東豊永村と称することになった。

そのときの村名は大平村・柚木村・怒田村・下土居村・川井村・筏木村・大滝村・八川村・中内村・南大王村・岩原村・西峰村・立野村・八畝村・西川村・粟生村の十六村である。

そして村役場は大平にあり、明治二十二年以前は「大平村組合戸長役場」と称し、各村にはそれぞれ「村役所」があった（現在の区長に相当）。明治三十三年、安野々・久生野間の郡道の開通に伴って村役場、巡査駐在所、郵便局など大平にあったすべての機関が落合に移り、落合が東豊永村の中心地となり旅館、商店、葉煙草専売支所、医院などが集まり、物産の集散地として栄えてきた。

## 1 役場の変遷

藩政時代には、東豊永村は豊永郷に属し、寛文五年（一六六五）から寛延年間（一七四八～五〇）に至る約八十三年間は、大平に大庄屋役宅があり、豊永氏が大庄屋を務め、豊永郷の諸般の政治の中心地であった。

寛延年間に至り、大砂子の人長瀬氏が大庄屋となり、その役宅を下土居（現在豊永小学校）に置いた。長瀬氏は一代でお役御免となり、宝暦五年（一七五五）九月二十四日、山本氏がこれに代わり、明治二年（一八六九）二月二十七日、甫岐山郷大庄屋に所替とがえになった。山本氏の後任として、十市村の庄屋吉村篤太郎（前名嘉之助）が任命された。

明治三年（一八七〇）五月二十六日、庄屋制が廃止され、吉村篤太郎は瀬戸村・横浜村・長浜村・内ノ谷村四か村の郷正に転出、豊永郷大庄屋はわずかに一か年余であった。大庄屋に代わる役名は郷正で、豊永郷郷正には下地村庄屋長尾辰太が任命された。

明治四年正月二十二日、郷正は郷長と改正され、長尾辰太は東諸木郷浦長へ転出し、そのあとの郷長には田所丹次が任命された。

長瀬弥五兵衛が下土居に大庄屋役宅を置いてから山本氏五代、吉村氏一代、郷正長尾氏、郷長田所氏を通じて明治四年六月からの戸長時代となっても、明治八年大小区制が布しかれるまで下ノ土居にあった元の大庄屋跡が約二千年間役所であり、豊永郷の政治の中心地であった。

## 2 戸長役所は大平へ

明治八年（一八七五）四月、大区小区制が布しかれ、区制時代の第二十一区豊永本郷三十二村は、第五大区第二小区

豊永郷下分、第三小区豊永郷上分各十六村に分割され、それぞれ戸長を置いた。そして第二小区の戸長役所は上東に、第三小区の役所は大平に置かれた。名称は「大平村組合役所」と称した。

明治十七年九月三十日付け、高知県令田辺良頭のとときに甲第九十号によって、豊永郷上分十六村の次に「右戸長役場、大平村」と明示され、大平四番屋敷土居四十九番地であった。

明治三十三年、郡道下土居久生野線の開通に伴い、役所は明治三十四年、落合巴旅館の上の段、大滝九十四番の四に移転した。

大正十三年六月、郡道に面した元華菱銀行跡（三谷茂栄が所有）が、木造洋館で役場庁舎としてふさわしく、これを村が購入して庁舎とした。翌大正十四年七月に落合大火災、九月には大洪水などの災害を受けた。このころ、庁舎を洋風、木造二階建てに新築した。昭和二十八年十月十九日、再び火災に遭い、重要書類をほとんど焼失した。

昭和三十年鉄筋コンクリート二階建ての庁舎を新築し、合併後は東豊永支所となった。昭和三十五年二月三日、東豊永郵便局に売却し、支所は公民館を併設、現在地に移った。

東豊永村勢（『村勢要覧』より）

一 耕地反別及び戸口

耕地	大正十三年	昭和四年	昭和十二年
田	二、四一六反	三、八七六反	二、三〇五反
畑	九、三三三	二一、三五六	一一、一九六

注 大正十三年度には右反別のほかに焼畑、伐畑が三、八五九反あるが、昭和四年の田畑が突出して多い焼畑、伐畑及び田の地目変更を加えたとしても説明がつかない。

年度	戸数	人口	
		男	女
大正十二年	一、一三三戸	六、九八三人	三、五二二人
昭和四年	一、一七六	六、二五一	三、一八八
			三、〇六三

二 財政  
 “ 一二年 一、一九三  
 “ 三三年 六、七二〇  
 “ 四二年 三、五三五  
 “ 五五年 三、一七五

明治二十二年自治制施行の年から、大正十三年に至る間の村予算をみると次のとおりである。

明治二十二年 四九〇円  
 “ 三三年 四、四八八  
 “ 四二年 九、五〇六  
 大正元年 一〇、〇〇〇  
 “ 五年 一二、六四七  
 “ 一三年 三四、六四七  
 昭和四年(歳出) 九二、四三〇  
 “ 一二年(予算) 五三、一七八

三 産業状態

主要食用作物

種別	年次	
	数量	金額
米	二、三八八石	九、五五二円
麦	一、六六五石	四、一六三円
粟	八四石	一、二六〇円
黍類	四一六貫	五、一四八円
甘藷	二八五、七六〇貫	四二、八六四円
種	二八〇石	二、八六〇円
蕎麦	二七〇石	四、〇〇〇円
昭和四年		
米	二、五一四石	四三、〇〇〇円
麦	一、一四七石	一九、四四七円
粟	四四貫	四、四四七円
黍類	一、二六〇貫	五、一四八円
甘藷	二八五、七六〇貫	四二、八六四円
種	二八〇石	二、八六〇円
蕎麦	二七〇石	四、〇〇〇円
昭和十一年		
米	二、九七九石	八五、八三四円
麦	一、八四二石	三〇、七五六円
粟	五〇一貫	五、九四一円
黍類	一、五二、七四八貫	一五、一七五円
甘藷	一五二、七四八貫	一五、一七五円
種	六七七石	九三八円
蕎麦	六七七石	九三八円

特用産物

種別	大正一三年		昭和四年		昭和一二年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
楮	一〇、四四〇 <small>貫</small>	八、三五二 <small>円</small>	一九、五七二 <small>貫</small>	一一、七四三 <small>円</small>	二二、〇四九 <small>貫</small>	二四、二四五 <small>円</small>
三	二〇、九〇〇	三一、三五〇	一三、八二五	六、九一二	一五、二四七	二一、三四六
棕		六一六	一〇、三七〇 <small>升</small>	一、〇三七		
五倍子、和紙		一五、三〇〇	和紙	三四、七五〇		二五、七四二
木炭	二〇、九七五	一五、四五〇	二六九、七六〇 <small>貫</small>	一六、八八三	三二六、二二〇 <small>貫</small>	五五、四五七
蘭		二〇七、六二三	四五、二二六	一三一、六九二	三三三、五三四 <small>貫</small>	一六九、六七四
茶			二、一九三	六一六	一、八二二 <small>貫</small>	五、五八七
蒟蒻芋					六、六一七	二、六四七

3 村政に跡を残した人々（東豊永村）

明治四年（一八七二）の区制施行から、明治八年（一八七五）四月大小区制が公布され、明治二十二年（一八八九）の市町村編成までの戸長及び助役相当者、明治二十二年以降の村長及び助役、収入役、村会議員名を列記する。

戸長

代数	氏名	出身地	代数	氏名	出身地
第一代	宮川之至	不	第五代	平石嘉八郎	中
第二代	山中茂義	上	第六代	小笠原順助	岩
第三代	山本顯忠	不	第七代	都築利吉	安
第四代	小笠原順助	岩	第八代	小笠原永晴	八
		原			畝

村長(代教省略)

門田繁穂	三谷可司	三谷龜松	平石男守	仲川卯之助	西村堯綱	小笠原永晴	氏名	出身地
大西平	西谷峰	西谷峰	中内川	八川	八畝	八畝	氏名	出身地
吉川潔臣	三谷隆俊	三谷可司	上村基正	三谷可重	志和守	氏直誠	氏名	出身地
岩川原	西井峰	三津子野	西津子野	西津子野	篠木	怒田	氏名	出身地
	高木定盛	上村猛男	渡辺長重	下村博保	門田仁一	氏名	氏名	出身地
	西峰	三津子野	中内	岩原	西峰	氏名	出身地	

助役

(副戸長及び用係を助役相当者とした。)

副戸長

野門涉吉	氏名	出身地	山中茂義	氏名	出身地
	不明		上東	氏名	出身地

用係

松本勝馬	氏名	出身地	吉村弘金	氏名	出身地
都築利吉	西野々	西野々	小笠原永晴	氏名	出身地

助役(明治二十二年以降)

三谷可司	氏名	出身地	三谷龜松	氏名	出身地
三谷彦右衛門	粟生	西峰	岡崎翠	西原	西峰
	三谷誠彰	西川	西川	氏名	出身地

高落	川大	大	粟	出身地	氏名
原合	井	滝	平	生	
三谷彦右衛門、西村常男、西村二郎、山中一繁、秋田明一 都築一鑛 小笠原道吾、門田重傳、森下豊次、北窪鶴吉、上村徹 三谷馬太郎、近藤鶴太郎、上村克吉、岩本新太郎、上村袈裟松、三谷寅太郎、上村精一郎、三谷清水、三谷政景、近藤正年 門田長馬、山田佐吉、豊永英光、小笠原豊一 小笠原満直、中西敬喜					

村会議員(合併まで)

笹岡音信	小笠原忠晴	上村基正	小笠原伊太郎	中川卯之助	長野景重	氏名	出身地	氏名	出身地	氏名	出身地
笹岡音信	小笠原忠晴	上村基正	小笠原伊太郎	中川卯之助	長野景重	氏名	出身地	氏名	出身地	氏名	出身地
笹岡音信	小笠原忠晴	上村基正	小笠原伊太郎	中川卯之助	長野景重	氏名	出身地	氏名	出身地	氏名	出身地
笹岡音信	小笠原忠晴	上村基正	小笠原伊太郎	中川卯之助	長野景重	氏名	出身地	氏名	出身地	氏名	出身地

収入役

森本栄	上村友衛	笹岡音信	小笠原徳治	西村常男	上村基正	三谷可正	三谷賀親	笹岡親	笹岡賀親	笹岡賀親
森本栄	上村友衛	笹岡音信	小笠原徳治	西村常男	上村基正	三谷可正	三谷賀親	笹岡親	笹岡賀親	笹岡賀親
森本栄	上村友衛	笹岡音信	小笠原徳治	西村常男	上村基正	三谷可正	三谷賀親	笹岡親	笹岡賀親	笹岡賀親
森本栄	上村友衛	笹岡音信	小笠原徳治	西村常男	上村基正	三谷可正	三谷賀親	笹岡親	笹岡賀親	笹岡賀親





西豊永の中心部（上は川戸から東土居を望む、下は寺内から舟戸を望む）

ただし、奥大田村は立川とともに第二十二区となった。

明治八年三月二十五日、亥ノ第百号をもって、従来の区制を改め同年四月一日から大小区制が実施された。この大区制の施行により、長岡郡第二十一区であった豊永本郷は第五大区の第二小区と第三小区に分割された。その第二小区を豊永郷下分、第三小区を同郷上分と称した。

この第二小区（豊永郷下分）が、のちの西豊永村の主体となったが、この内にはのちに東豊永村に属した粟生・西川・立野・八畝の各村が含まれていた。また、永淵・柳野・大砂子・大久保の各村は第三小区（のちの東豊永村の主体）に属していた。

この場合、奥大田村は本山郷上分として第四小区に属していたが、同年五月三日付けで本山郷下分として第四小区となった。明治十二年一月一日、郡区市町村制が施行され、従来の区制は廃止された。

その後、県下には行政区画の一部変更もあったが、東西豊永村関係では大きな変動はなかった。ただ、明治十四年九月二十二日付けをもって、従来豊永郷下分に属

し飛び地であった古味村（現在の谷部落タニコミ）を本山郷谷村に合併した。

明治十七年九月三十日付けをもって、豊永郷下分の戸長役場を粟生村（上東）に、また、同郷上分の戸長役場を大平村にそれぞれ改めて指定しているが、これは従来と変わりないものであったと思われる。また、奥大田村の属する本山郷下分の戸長役場は川口村であった。

このころの前後から、かつての豊永郷下分のことを粟生村外十五ヶ村組合村と称し、豊永郷上分のことを大平村外十五ヶ村組合村、または柚ノ木外十五ヶ村組合村と称した。また、戸長役場は粟生村組合は粟生（上東）に、大平村組合は大平村に存置したまま明治二十二年三月の市町村制施行まで続いた。

明治二十二年四月一日の市町村制施行により、従来の粟生村組合・大平村組合を解体して新しく西豊永村・東豊永村の二村を編制し、西豊永村の区域を次のとおりとし、従来の村を大字とした。

西豊永村（明治二十二年四月一日現在）

粟生（上東・佐賀山・寺家）・梶ヶ内・寺内・西久保・安野々・川戸・連火・桃原・舟戸・中屋・黒石・庵谷・大砂子・柳野・永淵・大久保及び本山郷の奥大田

明治二十九年四月十五日付けの高知県告示によって、粟生のうち佐賀山、上東を分割して大字を設置、これを西豊永村に編入し、寺家を粟生として東豊永村に編制替えをした。明治三十二年三月二日付けの高知県告示では、東豊永村下ノ土居のうち南小川の西岸地域を分離して西豊永村下ノ土居とした。

以上の変遷を経て西豊永村が固定し、以来昭和三十年三月三十一日、大豊村に合併するまで六十六年間存続した。また、西豊永村においては、明治三十二年から統治上村内を二十三区に区分し、各区に区長を置いて統轄した。

## 1 役場の変遷

粟生村外十五ヶ村組合村、または粟生村組合村と称されていたころの戸長役場は、粟生村上東に配置され、村の行政は戸長の自宅を役場として行われたものと考えられる（山中茂義宅）。

明治二十二年（一八八九）、市町村制の施行により、役場庁舎は間もなく独立して建築されたものと思われるが、いつごろ建設されたかは全く不明である。

しかし、庁舎の所在していた場所は、西豊永村上東字大前百八十五番地（宅地三畝十四歩）であった（現在の所有者は三村利重）。

新庁舎がどのような構造の建物であったかは不明だが、当時としては近代的事務所であったものと想像される。ただし、屋根は草葺きであった、と伝え聞く。

この庁舎は明治三十三年七月、心ない住民の私欲のため放火されて焼失した。『高知県警察史』には次のように記録されている。

#### 長岡郡西豊永村役場放火事件

明治三十三年（一九〇〇）七月二十五日、土地境界の争いを有利にしようとした男が、土地台帳の図面を閲覧中に、役場吏員の隙をみて変造していたことが、発覚するのを恐れて犯跡を隠すために役場に放火し全焼させた。

時の村長は小笠原英郎であった。

この役場焼失によって、往時の歴史的資料が烏有に帰したことはまことに残念である。

行政は一日の休みも許されず、早急に仮庁舎の必要に迫られ、近隣の同村上東二百二十九番地（当時の三谷栄吾方）の民家を借り受けて村政事務を執った。

他方、新庁舎の設置場所について、村内は東西に分かれて相譲らず、村を挙げての大問題となった（当時は国道三十二号線も開通して交通事情も大きく変化しつつあった）。ついに村の東・西から距離を測り、村の中央に設置することになった。

このようにして、東は大砂子の東端から、西は庵谷の西の峰から測量し、かつ舟戸の渡船に要する所要時間を徒歩に換算して、その距離を加算することとした。その結果、安野々と川戸の境を流れる西谷川が村の中央であることを双方が認め、結局、西谷橋の東<sup>たもと</sup>袂で国道三十二号線沿いの川戸字オモサコ三十番地に石垣を築き、敷地を造成して、移転建築することに決定した。

上東三谷栄吾方に構えていた飯庁舎は、明治三十四年五月三十日（役場焼失より十か月後）大字川戸に移転し、高倉銀之助の控家を借り受けて充当した（現都築千年方…家号せねえ）。

飯庁舎を川戸に移転したことは、上東が吉野川の南岸に在り、北岸を主体とする西豊永村民には不便であったことや、また、川戸は村のほぼ中央であることが確認されたことなどのほかに、計画中の新庁舎の完成までにかかりの年月を要すると見込まれたことなどもあった。

明治三十七年（一九〇四）三月三十一日、新庁舎（事務室・倉庫・便所）が完工し、前後四年近くの飯庁舎での職務に終止符を打った。

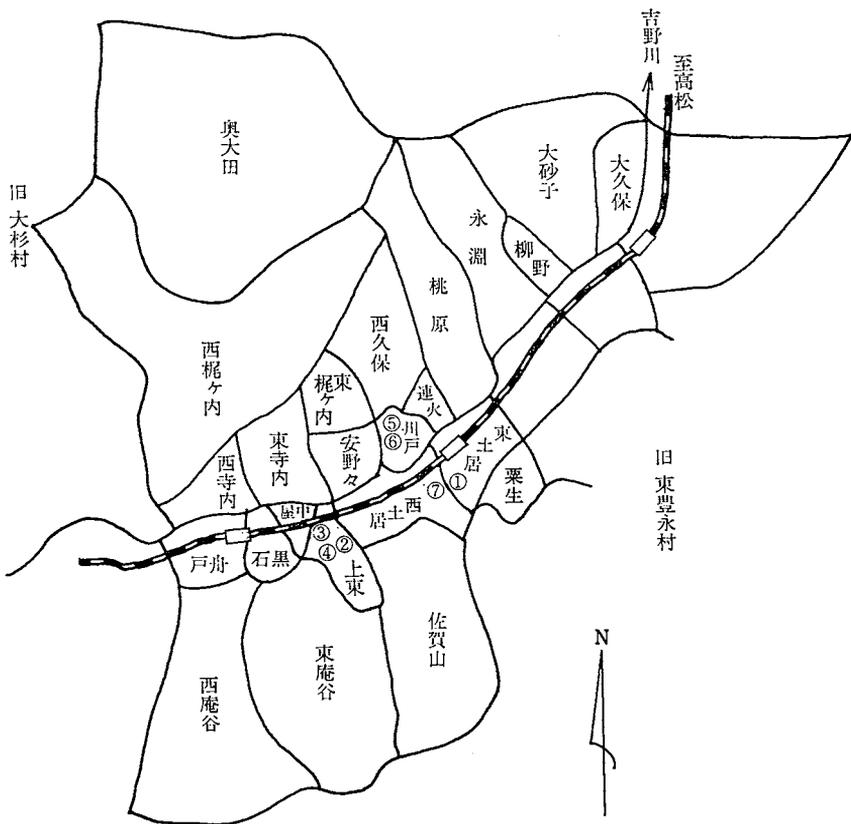
時の村長は都築利吉であった。

新庁舎は国道沿いとはいえ、谷の奥の一軒家で、近くには人家もなく極めて寂しい場所であった。後になって西豊永村産業組合事務所がこの近くに設立されたが、民家は代書を営む者が一戸住んでいただけであった。

以来、明治・大正・昭和の三代にわたり約四十四年間、西豊永村の政治の中心は、この西谷の奥の一軒家であった。昭和二十三年（一九四八）交通至便の西豊永村下ノ土居字ナカス三ノ一の旧西豊永村農業会（会長都築兵左）の事務所を買い受けて同年二月、ここに移転した（現在の南小川大橋の北詰）。

下ノ土居はすでに国鉄豊永駅も開設され、豊永橋や長瀬橋（旧つり橋）も架設され、東豊永村下ノ土居とともに、交通の要所として発展しつつあった。以来、昭和三十年大豊村合併発足に至るまで、この地が西豊永村政の中心地で

旧 西豊永村地域図



あった。  
 左に旧西豊永村役場庁舎の変遷の過程を順を追って要図に記入した。

旧西豊永村役場庁舎の変遷所在地

説明

- ① 藩政時代豊永郷大庄屋
- ② 明治初年来戸長役場
- ③ 町村制施行から明治三十三年焼失までの役場
- ④ 第一飯庁舎（三谷榮吾方）
- ⑤ 第二飯庁舎（高倉銀之助方）
- ⑥ 明治三十七年～昭和二十三年までの役場
- ⑦ 昭和二十三年から大豊町合併までの役場

西豊永村勢 (『要覧』より)

一、耕地反別及び戸数人口

宅地	畑	田	年度	
			昭和一二年	昭和二二年
八八、二〇〇坪	八、〇四一反	一、九七二反	八九、一八〇坪	八、〇四三反
				一、九六八反

年度	戸数	人口	性別	
			男	女
昭和二二年	一、一一一戸	五、二七〇人	二、六三三人	二、六三八人
〃二二年	一、二三八戸	六、一四五人	三、〇二〇人	三、一二五人

二、財政 (村予算額)

昭和一三年度 四八、六四八円

〃二三年度 二、二三一、一五五円

三、産業状態

主要作物

種別	年次		種別	年次	
	昭和一 二年度	昭和二 二年度		昭和一 二年度	昭和二 二年度
米	收量 一、五三八石	金額 四四、九一四円	收量 一、〇四四石	金額 一七、七六三、三〇〇円	
麦	收量 三、〇一五石	金額 五一、三五五円	收量 八三四石	金額 九、一七八、四〇〇円	
黍	收量 一、一三一石	金額 一七、三九〇円	收量 一八二石	金額 一九五、六五〇円	
甘藷	收量 二七三、七三〇貫	金額 二八、五四三円	收量 一八三、八二〇貫	金額 一五九、五二三円	
蕎麦	收量 八五石	金額 八五〇円	收量 二八石	金額 二九、七六四円	
養蚕	年度	戸数	年度	金額	
一 二年度	八九三戸	一五、八三三貫	六九、七六七円		
二 二年度	二九七戸	四、五一〇貫	一、四二七、二二一円		
特用作物	年度	数量	年度	金額	
楮	一 二年度	二二、〇〇三貫	三五、二〇四円	一二、三五〇貫 七四一、〇〇〇円	
三 極	一 二年度	四、八三二貫	八、七〇一円	九、七〇〇貫 一、九四〇、〇〇〇円	

林産物

(木炭)

昭和一二年 度	三 八 〇、〇〇〇 貫	四 五、六〇〇 円
昭和二三年 度	一 五、二九五 貫	五 九五、八六七 円

(用材)

昭和一二年 度	五、六八一 石	四、一六三 円
昭和二三年 度	二 三、〇〇〇 石	六、九〇〇、〇〇〇 円

家畜飼育頭数

年 度	牛		馬	
	戸 数	頭 数	戸 数	頭 数
昭和一二年度	二 七九	二 八九	一 五	一 六
昭和二二年度	三 一三	三 一七	一 〇	一 〇

西豊永村 自明治三二年  
至大正一〇年 決算表

年 次	決 算 額	参 考
明治三二年 〃 三三 〃	三、六八八、九四〇 円 五、三一五、二二〇 厘	米一石当たり一四円前後(ただし三月ころ)



2 村政に跡を残した人々

(粟生村外一五ヶ村組合) 歴代戸長・村長表

—— 村長(戸長)、名誉・有給助役、収入役名簿 ——

就任年月日	区 村 名	氏 名	出身地	備 考
不詳	豊永郷三二ヶ村	庄屋(郷正) 吉村嘉之助	十市村	号を春峰と称す 明治五年三月、在任を証する文書がある
明 四、九	豊永本郷 三二ヶ村	戸長 宮川 之至	〃	明治八年一月一七日在任を証する文書あり 長岡郡第五大区第二小区 宮川儀太郎と同人 在任時期不詳
〃 八、四	豊永郷下分	区長 宮川 之至 戸長 長尾 辰太	〃	明治一一年一月二二日 在任中森喬木同人 明治一三年二月二二日 在任中
〃 明 一五、一二、二八 一七、一〇	粟生村外 一五ヶ村組合	戸長 森下 加末 曾田 時中 武田 正彰 曾田 耕作 飯田 格馬 大石 為岱 浜田 悦之助 柏井 国利	〃	明治一八年一〇月三〇日 在任中 在任時期不詳 明治二一年五月二日 在任中
	西 豊 永 村	小笠原 永晴 山中 化育 秋山 鹿連 山崎 儀作	八上東(寺内) 畝 〃	明治二二年四月二九日 在任中 明治二二年七月二九日 在任中 在任時期不詳 明治二四年四月 在任中

明 不 二四、四、一〇	三、一、二、五	三、一、二、三	三、五、一、二、三	三、八、五、二	四、二、五、一、四	四、二、一、二、五	四、五、七、一、九	大 三、一、二、八	七、一、二、八	九、一、二、四	一、一、四、一、八	一、四、七、一、四	四、七、二、六	七、四、五	九、四、一	一〇、一、二、一	一、四、二、三	一、五、一〇、五	一、七、二	二、一、三、一	二、二、四、八	二、三、四、八	二、六、五、二、七
桑名	山中	小笠原	都築	西谷	西谷	白石	山中	都築	都築	北村	小笠原	都築	山中	桑名	小笠原	都築	都築	釣井	上村	釣井	都築	豊永	
定親	化育	英郎	利吉	政忠	政忠	永盛	化育	兵左	兵左	藤十	英郎	兵左	利信	久治	幸親	富栄	朋久	弘実	定利	良宏	良宏	中宏	
大久保	上東(寺内)	川野	安野	庵谷	庵谷	黒石	上東(寺内)	中屋	中屋	川戸	川戸	中屋	寺内	大久保	船戸	安野	安野	連野	寺内	中屋	中屋	東梶ヶ内	
明 治 二 七 年 三 月 退 任	在 任 時 期 不 詳																						
注 備考欄に「在任時期不詳」とあるものについては順序が誤っていることも考えられる。 明治三十八年四月十九日の西豊永村会において、柳野北村治三男が名譽職村長に当選したが同人はこれを受諾しなかったようである (北村家に村長当選の告知書が保存されている)。																							
大豊村合併により退職 県議補欠選挙立候補のため退職																							

歴代名譽助役表（粟生村外一五ヶ村組合）

就任年月日	区 村 名	氏 名	出身地	備 考
明 三三、一二、二六	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	昭和七年三月まで在任  粟生村（含、上東、佐賀山）を担当  中屋、黒石、舟石、庵谷の各村担当  寺内、梶ヶ内の各村担当  大久保、大砂子、永瀧、柳野の各村担当  安野々、川戸、連火、桃原、西久保の各村担当  大豊史談第四号 二七頁
三三、九、二〇	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
三五、五、二四	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
三八、一、一八	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
三九、七、二六	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
四二、一、二六	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
四五、五、一八	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
大 三、二、二二	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
三、二、二〇	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
七、二、一一	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
一、二、一六	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
一四、八	西 豊 永 村	都 築 利 吉 安 野 々	安野々	
	豊永郷下分	高 田 忠 孝 桃 原	桃原	
	豊永郷下分	野 岡 涉 吉	野岡	
	豊永郷下分	副 戸 長 武 作 不 詳	副戸長	
	豊永郷下分	山 中 長 茂 六 上 東	山中	
	豊永郷下分	副 戸 長 茂 六 上 東	副戸長	
	豊永郷下分	老 西 努 八 大 砂 子	老西	
	豊永郷下分	老 井 熊 治 寺 内	老井	
	豊永郷下分	老 築 彦 七	老築	
	豊永郷下分	三 谷 吉 三	三谷	
	豊永郷下分	都 築 利 吉 安 野 々	都築	
	豊永郷下分	西 谷 政 忠 庵 谷 々	西谷	
	豊永郷下分	山 本 榮 吉 佐 賀 山	山本	
	豊永郷下分	中 西 茂 樹 大 砂 子	中西	
	豊永郷下分	白 石 永 盛 黒 石 子	白石	
	豊永郷下分	河 野 宇 太 郎 寺 内	河野	
	豊永郷下分	長 野 楠 太 郎 大 田 口（永瀧）	長野	
	豊永郷下分	都 築 兵 左 中 大 田 口（永瀧）	都築	
	豊永郷下分	上 村 林 弥 桃 原 屋	上村	
	豊永郷下分	上 村 林 弥 桃 原 屋	上村	
	豊永郷下分	上 村 林 弥 桃 原 屋	上村	
	豊永郷下分	桑 名 久 寿 治 大 久 保	桑名	





政

石堂 朝倉幸馬 千頭 登  
 舟戸 中西伊太郎 小笠原幸親 山手養吉 山崎儀作  
 西楳ヶ内 秋山鹿連 秋山善男 桑名延衛 桑名武久 秋山楠四郎 秋山久寿身 小笠原福重 秋山長雄  
 奥大田 北村亀寿 豊永福弥 上村駒吉 秋山正成 吉川宗信 吉川梅行 豊永秋美  
 西寺内 森下義競 小笠原百枝 長谷川伝吉 小笠原楠馬 秋山茂登重 深尾正保 山中化育 山中利信  
 大田口 長野楠太郎 石川政市 森 正永 桜間貴右 小笠原安明 寺石由雄

西土居 島崎慶馬 藤村信章 島崎治重 上村茂明  
 佐賀山 三谷金左衛門 山本馬太 三谷友造 西村伊勢松 渡辺楠太 松高佐之助 小笠原義晴 松高晴時  
 上東 小笠原為六 三村久吉 山中貞彦 岡田音吉 白石時中 山西邦利  
 中屋 都築兵左 都築良宏 都築芳常  
 黒石 白石永盛 三谷堯寿 白石藤馬 大利富重 大利義治 大利義和  
 東庵谷 西谷政忠 白石守素 白石繁栄 三谷芳馬 吉村孝吉 吉村利盛 西谷 茂 溝淵利明 吉村繁美  
 西庵谷 西谷寿幸 三谷鶴重 三谷正己 三谷優

村會議員

注 明治三十三年以前は不詳

一七、二〇〇	一八、一〇	一九、九	二〇、七	二二、八
鈞井	都築	秋田	中西	都築
定利	徳重	重彦	利芳	計
寺寺	寺	永	大	大
		砂	久	
内内	内	淵	子	保

東寺内 釣井利吉 三谷高良 釣井福藏 小笠原利治 佐々木力弥 笹岡利美 釣井定利 藤森輝忠 都築徳重  
 桑名重伝

東楯ヶ内 堤豊武 都築朋重 森下義秀 小松忠一

西久保 上村楠馬 豊永幸 今井牛勇喜 都築治重

安野々 都築利吉 西村嘉千馬 都築輝馬 都築富久 久保晴栄 都築萬吉 吉村政勝

川戸 小笠原英郎 北村藤十 大坪弥盛 豊永英則 小笠原清吉 小笠原秋治 都築茂五郎

連火 上村直之助 上村保馬 上村保 上村萬清 上村信衛

下桃園 佐竹英盛 上村義久 北村嘉秀 高野馬五郎 上村賀信

上桃園 上村角馬 上村丑吾 上村義久 上村実蔵 上村鹿衛 上村栄猪 上村正金 上村登良重

永洩 北村五平 北村貞行 北村磯威 北村安吾 北村茂六 北村菊義 北村義隆 北村守素 秋田重彦

柳野 北村治三男

大砂子 中西磯次 北村弥吉 北村会 中西茂樹 中西朋市 石川福重 中西重晴 中西貞和喜 中西光榮

中西倉治 北村馨 長瀬巖亀 中西以言 吉松久盛

大久保 桑名定親 北窪寅弥 北窪林馬 都築新十郎 桑名久寿治 都築徳治 豊永茂八 北窪篤光

◎順序不同、調査もれ乞う寛恕



大杉高須の役場付近

#### 四 大杉村

明治維新の県・郡区制によって、明治四年九月長岡郡は三十の区に分けられた。そのうち、後に合併された大杉村（初め東本山村）の和田村・穴内村・日浦村・式岩村・高須村・杉村・小川村・川口村・谷村・尾生村・磯谷村・葛原村・津家村の十三か村は第二十三区に属し、立川上名村・立川下名村は第二十二区に、中村大生村（明治七年、村名表示の文字が改正され中村大王村となる）は第二十区に、また古味村は第二十一区に統轄された。

明治八年区制を改め、大小区制が設けられたとき、長岡郡を第五大区とし、本山郷下分の小川村・津家村・葛原村・川口村・杉村・高須村・日浦村・式ノ岩村・谷村・穴内村・尾生村・和田村・磯谷村・立川上名村・立川下名村十五か村は第四小区に編入され、豊永郷の中村大王は第一小区に、また、古味村は第二小区となった。このときの第四小区長は藤野格治が任命され、第五大区の副区長を兼ね、その役宅を川口村モトドイに置いた。

明治十一年十二月、大小区制が廃止され、郡・村制が制定されたとき、それまでの第四小区に新しく奥大田村を加えた上で、二つの組合村に分けた。

その一つは、川口村・葛原村・谷村・尾生村・磯谷

村・奥大田村・立川上名村・立川下名村の八か村をもって川口村外七ヶ村組合村（以下川口村外組合村という）と称し、戸長に森下加末（磯谷の人で後に森喬木と改名）を任命し戸長役場を川口に置いた。あと一つは杉村・小川村・高須村・日浦村・式ノ岩村・穴内村・和田村・津家村・助藤村の九か村をもって、杉村外八ヶ村組合村（以下杉村外組合村）と称し、戸長役場を杉村北畠八十四番屋敷に置いた。

明治十四年九月、豊永郷の飛び地であった古味村が本山郷谷村に併合された。また、同十七年九月には戸長所轄区域の改定などがあったが、大杉村に関する編制上の大きな改革は行われなかった。

明治二十一年四月十七日、市制・町村制が公布され翌二十二年四月一日、県令第三十号によって、県下各町村の大規模な改編が行われ町村分合や名称の変更などが制定された（大杉村関係以外は省略した）。

長岡郡

（豊永郷 雨坪）

久寿軒村・戸手野村・馬瀬村・角茂谷村・北川村・中村大王村

右合併天坪村と称す。

（本山郷）

津家村・和田村・穴内村・式岩村・日浦村・高須村・小川村・杉村・立川下名村・立川上名村・葛原村・谷村・磯谷村・尾生村・川口村

右合併東本山村と称す。

明治三十七年四月十六日、天坪村のうち中村大王を分離して東本山村に編入した。

大正七年六月二十九日、高知県告示第二百一号により東本山村を大杉村と改称、同七月十六日より施行された。

大杉村行政区画変遷經過一覽表

明治四年 (県、郡、区制)	第廿区 豊永郷雨坪 中村大生村 総六村	第廿一区 豊永本郷 古味村 総卅二村	第廿二区 立川 上名、下名 総三村	第廿三区 本山郷下分 和田村、穴内村 日浦村、式ノ岩 村、高須村、杉 村、小川村、川 口村、谷村、尾 生村、磯谷村、 葛原村、津家村 総十八村
明治八年 三、二五(亥第一〇〇号) 四、七(亥第一一五号) 五、三(亥第一四七号)	第一小区 豊永郷雨坪 中村大王村 六村 甫木山郷 香美郡四ヶ村	第二小区 豊永郷下分 古味村	第四小区 本山郷下分 小川村、津家村 葛原村、川口村 杉村、高須村、 日浦村、式ノ岩 村、谷村、穴内 村、尾生村、和 田村、磯谷村 立川上名村 立川下名村	第五大区
明治十二年 甲第二七八号 一、二、一四	豊永郷雨坪 中村大王村	豊永郷 古味村	本山郷 尾生村、磯谷村 谷村、川口村 葛原村 立川上名村 立川下名村	本山郷 杉村、小川村 高須村、日浦村 式ノ岩村、穴内 村、和田村、津 家村
明治十二年 甲第二四二号 一、二、一一	豊永郷雨坪 中村大王村	豊永郷 古味村	本山郷 川口村、尾生村 磯谷村、谷村、 葛原村 立川上名村 立川下名村 (奥大田村)	本山郷 杉村、小川村 高須村、日浦村 式ノ岩村、穴内 村、和田村、津 家村(助藤村)
明治十七年 九、三〇 甲第九号	豊永郷雨坪 中村大王村	本山郷 川口村、尾生村 磯谷村、谷村 葛原村 立川上名村 立川下名村	本山郷 杉村、小川村 高須村、日浦村 式ノ岩村、穴内 村、和田村、津 家村	本山郷 和田村、穴内村 磯谷村、尾生村 谷村、式ノ岩村 川口村、葛原村 津家村 立川上名村 立川下名村 杉村、小川村
明治二十二年 三、四 県令第三〇号によ る町村分合結果	豊永 雨坪 中村大王村	東 本 山 村	天 坪 村	東 本 山 村

注 ① 明治七年八月一〇日戌第一八二号 長岡郡第二干区豊永郷雨坪之内楠木村を久寿軒村と改む。中村大生村を中村大王村と改む。

② 明治一四年九月二日 甲二〇七号 豊永郷古味村の名称を廃し本山郷谷村に合併。

③ 明治三七年四月一六日 天坪村の内中村大王を分離して東本山村に編入。

④ 大正七年七月一六日 東本山村を大杉村と改称。

延暦のころ（七九七）土佐の国府への官道（南海道）が初めて四国山脈を横断し、立川駅が設置されると、立川や川口は人や物資の往来が激しくなった。さらに享保三年（一七一八）土佐藩主六代豊隆公が参勤交代の道を陸路笹ヶ峰越え（北山越え）に改め、その傾向は一層強くなった。

明治四年戸手野新道が完成し、同二十七年に国道三十二号線が全通するまでは、大杉村における交通や政治の中心地は川口であった。明治初期の古い資料によると、当時川口に在った雑貨商（三）、旅人宿（五）などは幕末のころから明治の初めにかけて相次いで開業し、それぞれ繁盛していたが、新国道開通とともに移転するか、廃業したと記されている。

このほか、明治の初めには官公署もこの地区に密集していた。明治五年高知県の最初の郵便局が三か所に設置されたとき高知・石淵とともに川口に置かれている。しかも川口は高知県の郵便物を県外に送る大幹線路に当たるため郵便物の量も多く、毎日七、八人の通送人夫が往来していた。

また、高知区裁判所川口出張所（登記所）も明治の初年川口に設置された。その管轄は天坪村・本山村・吉野村・東本山村・東豊永村・西豊永村の六か村で、その初代所長として区裁判所書記下村浪穂が任命されている。

明治十年から高知警察署巡查派出所も設置され、一等巡查を長として五、六人の巡查を配置していたが、明治十九年本山警察分署が設置されたために川口派出所は廃止された。

## 1 役場の変遷

明治十四年一月、川口村外組合村の用係藤山格馬と杉村外組合村の用係大坪充盛が編集した、それぞれの村誌が残されている。それによると、杉村の元標位置は「本村字北畠八十四番宅地より北方に向い十二間出る処」とあり、「高知県庁を坤方ひつしま（西南方）に距たる拾里四丁へた（約四十キ・四百ト）」とある。村の元標のある所に役場が置かれていたので、杉村外組合村の戸長役場も明治十一年に北畠八十四番屋敷に置かれたものであろう。

古老の話によると、藩政のころから代々十二、三代にわたって杉本家が本山郷下分の庄屋を務めたというが、その杉本家の残っている墓地の隣が北畠八十四番地であるので、現在杉の前田光盛の所有になってはいるが両者を考え合わせるしんびよせとまんざら信憑性しんびよせのないことでもないと思われる。

また、川口村外組合村の村誌は元標の置かれた番地が記載されていないが、小字はモトドイとあるので現在公民館の建っているあたりに戸長役場が置かれていたものであろう。

このときの村誌の内容は疆域きょうい（境界）、沿革、元標の位置及び県庁からの方角里程、隣村への距離、地勢、地味、税地及び無税地の面積、貢租のほか山・川・橋・道路・神社・仏閣・学校・物産・民業など詳細に記録されている。

この中の産物については産業の項で詳述するが、特に意外に感ずるのは豊永方面の特産であるように聞いていた茶石茶が東本山村の各地でも製造され、丸や斤や貫で記されている。換算すると一万三千四百五十五グラムの量にものほり、そのほとんどもを川之江方面に出荷している。

楮草かじくさは五万四千九百三十八グラムで川之江や伊野・山田などへ出荷し、葉煙草は全体で四百九十五グラムと大したことはない。

麻も千七百二十五グラムで山田町へ出荷とある。また山林の伐採跡を焼き畑として栽培し、灯油や食用油とした菜種が立川だけで四百二石と多い。なお、三椏みつまたは明治二十年ころ静岡県から移入されたのでこの当時は産していない。

前述したように、明治二十二年に行われた町村制の施行は明治維新に次ぐ大規模な自治制度の改革であった。

大杉村は明治四年に第二十三区となり、同八年第五大区第四小区となり、同十一年には川口村外組合村と杉村外組合村に分かれ、同二十二年に両組合村から奥大田村と助藤村を分離して、東本山村として併合した。

昭和三十年の全国的な町村合併でもいづれの町村に併合した方が有利か、その利害得失をめぐって全国各地で騒ぎが起こった。このときも奥大田村の分離や、立川上名・下名両村の独立希望や、村名の決定、役場の位置などで騒動が起こったことは想像に難くない。

その一つを証する本村関係者から高知県知事に提出された行政区画変更と、村名決定に関する願書の写しが高須の飯田家文書の中にある。その陳情書の原文は候文で難解であるので現代文に直して次に掲げる。

#### 自治村造成之儀に付願

法律第一号を以て御公布に相成りました町村制の御趣旨に基づき、自治村造成方の儀について熟考致しましたところ、私共の住む村は何れも小村で資力が無く自治の資格はありません。

現在戸長配置紀別村内（川口組合村外八ヶ村）の人民代表者と百方協議を致しましたところ、奥大田村は豊永郷へ合併を望み、立川上名、立川下名村は両村のみにて独立の自治村を造成したいと申しております。

これに対して尾生村、磯谷村は奥大田村を豊永へ合併させ、立川上・下両村の独立を暗黙の裡に賛成し、自村は杉村組合へ合併を望んでいるようであります。

しかし私共の見るところでは奥大田村は地形上豊永に便利である故、豊永に合併しても良いと考えますが、立川上下両村の独立に到りましては到底出来得ない事と信じております。

何故ならば、立川両村は地租僅かに参百五、六十円、戸数も二百二、三十の村で他に基本とするような財源も見ることができません。このように小村であるのに独立を主張するのは恐らくその見識が足らないところではないでしょうか。

もし果たしてそうであるならば誤っているものを見ながら黙っているのは徳義上許されません。故に両村の独立はこれを止め、奥大田村を除いた七か村で自治村を造成せんとし、もなお資力の足りないのは残念であります。

故に今この七か村をもって杉村組合に合併して有力な村を造成し、国家と共に自治の基礎をますます強固なものにして頂きたいと存じます。

その上で村長役所の位置は川口村に置き、その村称も川口村として頂きたい。何故ならば川口は村の中央に位置し、愛媛県から高知に通ずる国道や本山及び豊永に通ずる道路があるので交通に便利のため、藩政の時代から宿駅川口の名は近隣に有名であります。

また御一新以来も明治八年に第五大区第四小区の区務所を置かれて杉、川口両組合村を管轄せられ、その後の改革でも戸長役場を置かれ、その上登記所・郵便局や巡査派出所等も置かれています。

それ故に昔から交通が便利であり名も有名である故に新成の村名に相応あてまわしいものと考えられます。

以上述べました事情と理由を勘案せられまして自治村造成の際は前述のとおり御裁定下されますようお願い致します。

明治二十一年九月二十七日

長岡郡本山郷川口村

人民惣代 飯田 格満<sup>㊤</sup>

同村同 秋山 鹿至<sup>㊤</sup>

同村同 久保銀太郎<sup>㊤</sup>

同郡 谷村

人民惣代 三谷 庄馬<sup>㊤</sup>

同村同 秋山亀太郎<sup>㊤</sup>

同郡葛原村

人民惣代 豊永 佐吉<sup>㊤</sup>

同村同 宮内 作吾<sup>㊤</sup>

同村同 高橋 清蔵<sup>㊤</sup>

高知県知事 時任為基殿

この結果、行政区画については陳情書のとおりになっているが、村名と村役場の位置は採択されていない。

村名については川口・杉の両方とも採用されず本山郷下分であり、本山村の東に在るためか東本山村と名付けられている。

村役場の位置については国道三十二号線が着工され、明治二十二年ころは日浦の崎内までも通行が許可になり、ますます将来の発展が予想される国道筋へ新設されることになった。新役場は合併村のほぼ中央に位置する東本山村日浦ニシアレ七百三十三番地に置かれた（この地は現在上村正男が所有し、半分は国道三十二号線の拡幅に利用され、半分は畑である）。

このように国道三十二号線によって、県外への大幹線路が高知街道から変更になると、政治や経済の中心も、より便利な所へと移動していった。

新国道の全通したのは明治二十七年であるが、高知方面から着工してきたので、同二十二年ころは日浦まで、また、同二十四年には穴内の吉野川畔まで通行ができるようになった。新国道の開通によって、それまで長い間、村の中心地であった川口から官公署や商店、旅人宿などが、国道筋の杉・日浦方面に移動してきた。

まず、高知街道の旧往還筋にあった川口と杉の戸長役場が合併して日浦に新設されたのに続いて、明治二十五年六月、杉川下九番地に川口郵便局が移転して名称を杉郵便局と変更した。また、同二十七年には高知区裁判所川口出張所も杉川下四十二番地（現在山側米倉庫）に移転し、同杉出張所（登記所）と名称を変えている。

明治二十年代になると杉方面は、国道開設工事のため杉川下六番屋敷に国道工事第五派出所も設置され、にわか

名 称	開 設 年 月 日	経 路	摘 要
古 代 官 道	延 暦 一 六 年 (七 九 七)	高知、上穴内、本山、川口、立川、川之江	四国山脈横断
北 山 越 え	享 保 三 三 年 (一 七 一 八)	高知、上穴内、本山、川口、立川、川之江	参 勤 交 代
高 知 街 道	明 治 四 年 (一 八 七 一)	高知、戸手野、杉、川口、立川、川之江	郵 便 通 送
国 道 三 二 号 線	明 治 二 七 年 (一 八 九 四)	高知、戸手野、杉、豊永、池田	郵 便 通 送

人の往来も激しくなった。これらの工事の人夫や、建設資材運搬の人たちを当て込んで、商店や旅人宿が急激に増加したという。

昔から大豊町、特に大杉村は高知から県外への幹線路が通じていたので、文化や産業経済が大きな影響を受けた。その幹線路変遷の一覽表を掲げておく。

東本山村合併から三十年近く経た大正七年、村名を改称して大杉村となったが、時の村長門脇恒実の作成した理由書が残されている。

#### 村名改称

#### 東本山村を大杉村と改称

#### 理由

当東本山村と本郡東豊永村、同本山町とは類似の名称なるを以て公私輸送の紛来せること多々これ有り、利害の關係上甚だ都合少なしとせず。依て改称の必要を認めたり。

之を大杉村と称するは、本村大字杉八坂神社境内に大杉あり。廻り八十尺高さ三十三間余あり。該木は稀世の古木なるも別に記録を存せず。之が由来を詳にせざるも、地方旧家の記録に由るに、延喜十二年（九一三）杉本某なるもの杉村大杉の元に祇園牛頭天王及貴船大明神の尊像を鎮祀云々とあり。之に依る時は九百有余年前乃ち延喜年既に大杉の称あり、古来当地を杉と称するも蓋し、此の巨杉の存在せしを以て名づけたりと云う。専門家の鑑定によれば樹齡二千年以上なりと。亦一般に該木を杉の天皇杉又は神代木と敬称し礼拝しあるの風あるを見ても將に、我が国神代当時の遺物ならんと察せらる。

以上の如き古き歴史を有する由緒あるを以て村名改称に当りて、之れに因みて大杉村と命名したり。而して改称実施の日を大正七年七月十六日と定めたるは民法実施二十年の記念日を以てしたるものなり。

明治四十三年村長門脇恒実の時代に調査した『東本山村誌』の要点を抄出する。

#### 東本山村誌 明治四十三年調

本村は旧本山郷の内、杉村・小川村・津家村・高須村・日浦村・敷岩村・穴内村・和田村・磯谷村・尾生村・川口村・葛

原村・立川上名村・立川下名村及旧豊永郷の内中村大王村（明治三十七年天坪村より合併）の拾六ヶ村を以て本村をなせり。即ち東本山村と称す。

戸数 壹千貳百余  
 人口 六千參百余  
 学校数 四 教員数 拾九名  
 村會議員數 拾八名  
 村吏員 五名  
 伝染病隔離病舎 四 村医 四名  
 疆域 略  
 管轄沿革 略  
 里程 基点の位置 東本山村役場（日浦字ニシナレ）  
 高知県庁を坤方に距る拾壹里  
 本郡役所を南方に距る九里拾八丁  
 地勢 略  
 地味 略  
 有租地 明治四十三年一月一日調査  
 田 貳百六拾九町拾八歩  
 地価金 四万參千七百貳拾參円壹錢  
 畑 壹千九百四拾八町五反八畝拾九歩  
 地価金 參万八千七百七拾參円六拾八錢  
 宅地 參拾八町壹反拾四歩  
 地価金 七千七百貳拾貳円拾六錢

山林 七千六百五拾四町五畝九歩  
 地価金 貳千參百八円九拾六錢  
 無税地  
 墓地 參町五畝拾壹歩  
 官有地 參百七拾九町七反五畝六歩  
 略  
 村會議員一級選舉人 百七十七人  
 同 二級選舉人 五百八十人  
 県會議員選舉人 三百四十二人  
 衆議院議員選舉人 七十三人  
 物産  
 米 三千六百六十四石  
 麦 三千六百四十五石  
 玉蜀黍 一千三百五十石  
 大豆 三百十石  
 小豆 三百石 麻 百六十貫  
 粟 百五十石 楮草 三千四十貫  
 稗 百二十石 三極 一万九千貫  
 蕎麦 三百六十石  
 甘藷 三万五百貫

2 産業振興事業

東本山村では大正の初期から種々の産業振興策を計画実施しているが、その中でも村が直接新田の開墾事業を行っていることは全国でも極めて珍しい。

大正七年十二月に行われた耕地整理竣工式及び村名改称式の記録の中から、産業部門の要点を抄出すると次のとおりである。

開墾事業の趣旨

本村は郡中でも他村に譲らないような面積を有しているが、山野が多くかつ傾斜が急なため開墾に適した土地が少ない。しかし本村津家の元共有地が売却されようとしているので、この土地を購入して村の模範植林にしようとする計画を立てたが、この土地は比類のないほどの平坦地で、しかも面積も広いので田地に開墾するのは容易である。

経過

大正二年十二月村議会において耕地整理の模範を社会に示そうとして、基本財産の造成案が可決された。

大正三年四月 基本財産造成案を高知県知事に稟請し同年十二月一日許可された。

大正四年一月 水路工事に着手。

基本財産造成委員が決定された。

兼監督 永野寛次

高橋重次

橋本勝茂

村長 門脇恒実

大正五年一月 水路工事竣工、村直営の開墾事業に着手。

大正五年六月 開墾田地五反にて直営打ち切り。同残部を請負工事として穴内秋山留次と一反歩に付き七十六円の割合で契約。

大正五年十二月 地盤硬く引き合わざる故に解約、出来上がりの反別巻反七畝。

残部を磯谷に寄留の間嶋磯次に一反歩に付き九十五円の割合にて契約。

大正六年三月 一反歩百五十円に増額、同六月一反歩百十五円に増額。

大正六年八月 地盤硬く引き合わざる故に解約、出来上がり反別八反三畝。

残部を本村日浦の丁野伊志喜と本村葛原青年会に一反歩百三十円の割合にて請負契約。

大正七年竣工 丁野伊志喜分 六反

葛原青年会 二反四畝

このうち葛原青年会の出歩四百六十七人役に対して賃金二百二十五円（一人役四十八銭）。

総工費 五千二百五十四円四十三銭一厘。

実測反別 二町三反六畝二歩。

設計者 県技手 岡林武吉

同 中内清美

村長 門脇恒実

助役 久保英気

本村は山村で山野の面積が多いので林業の振興にも力を注いだ。また、直接造林事業も行っている。

明治の終わり、村長門脇恒実のとき、基本財産蓄積条例を制定して年々八百円を積み立てていた。

大正三年東本山村津家字瀧の前及び小川字ヤチダキなどに山林十一町五反五畝余を購入し、造林を行い、町有林とした。

その他、村当局はかねて畜産面でも振興策を立てていたが、特に流通面で悪徳馬喰ばくろくの言葉にまどわされ、肥育した牛馬を安く買いたたかれたり、悪癖のある牛馬を売りつけられたりする農民の損失を救済する目的で、大正三年八月三日、村営の家畜市場を東本山村高須に設置した。

その家畜市場の成績が良好で、かつ地域が広いため大正五年六月、枯枝谷及び目付に分場を設けた。

大正六年十月には天坪村・西豊永村の要請を受けて三か村組合立の家畜市場を設け、西豊永村安野々・天坪村馬瀬及び本村高須の三か所に家畜市場を設置した結果、当初の目的のように積年の悪慣習を除去して農民の損失を救済し

た、と『東本山村誌』に記載されている（詳しくは畜産の項参照）。

また、この当時、納税の成績が振るわず、納期までに完納する者が五〇%にも満たないので大正二年督促手数料条例を制定した。

この条例で一時は成績が良くなったがしばらくするとまた、元にもどったので大正三年三月、村議会及び区長などに諮ってその協賛を得て、当時としては画期的な事業として村内に二十三の納税組合をつくって好成績を得た。

また、信用産業組合の育成にも力を尽くしているが、明治四十二年に設立された組合の参加人員が五十一人（六十三口）と極めて不振であることを憂慮して、大正六年になると村が主催して、各部落で講話会を開き啓もう運動をしている。

大正六年四月、既設の組合を解散して全村にわたる大組合を組織したところ九百人を超える参加を得て以来、組合活動が盛んになったという。

### 3 村政に跡を残した人々

大杉村歴代戸長、村長名簿

就任年月日	区 村 名	職 名	氏 名	出身地	備 考
明 八、四	第 四 小 区	同 長	藤 野	川 口	
" 一〇、四	川口村他	同 長	飯 田	磯 谷	改名 森 喬木
" 一一	七ヶ村組合	同 長	森 下		
	同	同	加 末		
	同	同	真 郷		
	同	同	岩 貞		
	同	同	浜 田		
	同	同	徳 弘		
			松 藏		
			水 太郎		













昭	昭	昭	昭	昭	昭	昭
一一八						
一一九						
大	大	大	大	大	大	大
杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉
村	村	村	村	村	村	村
收	收	收	收	收	收	收
入	入	入	入	入	入	入
役	役	役	役	役	役	役
佐々木						
正吉						
穴	穴	穴	穴	穴	穴	穴
内	内	内	内	内	内	内
橋本						
幸恵						
葛	葛	葛	葛	葛	葛	葛
杉	杉	杉	杉	杉	杉	杉
原	原	原	原	原	原	原

村医 永野 秀吾 大正六年二月 任命  
 同 和田 幾太 昭和四年五月  
 校医 安松 良驥  
 同 永野 秀吾  
 同 和田 幾太

東本山村(大杉村) 村会議員名簿

明治三十七年四月以降

この当時の議員の任期は六年で、三年ごとに半数あての改選が行われた。また村会議員も選挙人も納税額によって一級と二級に分けられていた。

就任年月	氏名	等級	就任年月	氏名	等級
〃 〃 〃 四三七、四四	秋山 留次	一級	〃 〃 〃 四三七、四四	小笠原 芳太郎	二級
田 鈴 嶋	藤太郎	〃	山 森 佐々木	濱五郎	〃
辺 木 村	信太郎	〃	下 下 木	吉 木	〃





合田 幸馬 朝倉 周威 河野 四郎 島村 清馬 森下 格滿 秋波 正寿  
 永野 秀吾 鎌倉 芳馬 小笠原 貞重 佐々木 高晴 飯田 茂則 小笠原 峯正  
 昭和四年〜昭和八年五月

野島 信豊 森 末永 河野 四郎 飯田 俊廣 三浦 亘 秋波 正寿  
 山崎 茂晴 飯田 稻吉 山中 兼美 崎田 久森 久保 武重 小笠原 峯正  
 秋山 隆傳 石川 梨 石原 正芳 森下 正幹 田辺 穂 小笠原 一英  
 昭和八年〜昭和十一年四月

久保 英氣 西岡 只五郎 徳弘 徳重 森末 永 森下 正幹 小川 徳繁  
 山崎 茂晴 石川 定吉 飯田 利男 三浦 恒 鈴木 友茂 藤原 省馬  
 小笠原 一 秋山 徳傳 小笠原 一実 橋本 勝茂 杉本 勇盛 崎田 久森  
 補欠選挙 昭和十一年五月〜昭和十二年五月

丁野 教貫 山崎 光盛 豊永 清晴 森山 義盛 高橋 重次 間嶋 隆富  
 小笠原源次衛門  
 昭和十二年五月〜昭和十七年

徳弘 徳重(実務) 内田 長五郎 森山 義盛 松岡 重英 秋山 重実(実務) 鈴木 友茂  
 田辺 稔 杉本 勇盛 島村 弘繁 小川 芳太郎(実務) 森下 春吉 石川 定吉(実務)  
 石原 正芳 豊永 英男 松村 春次 小林 茂樹 三浦 恒 長野 丑太郎(退職)  
 補欠選挙

豊永 清晴 間嶋 隆富 島村 清馬 岩戸 浪次 飯田 稻吉  
 昭和十七年〜昭和二十一年

小林 茂樹 森 末永 松木 己 飯田 俊廣 橋本 幸恵 久保 高茂  
 小笠原 正芳 山中 兼美 小笠原 豊晴 藤原 頼朝 内田 長五郎 飯田 茂則  
 小笠原 清浩 鈴木 友茂 小笠原 正重 三浦 恒 田辺 穂 秋山 重実  
 昭和二十二年〜昭和二十六年

昭和二十六年～昭和三十年

永野 恒祥	秋山 秀実	宮内 信茂	秋山 徳傳	飯田 利男	杉本 正盛
西内 重信	小笠原 清浩	佐竹 繁晴	門脇 盛恒	丁野 龍太郎	松村 唯可
久保 利蕃	秋山 英晴	小林 茂樹	吉川 永晴	今西 只重	石川 昌森
小笠原 留次	桑名 益男	小笠原 富喜	朝日 豊晴		
小笠原 清浩	吉川 永晴	森下 正芳	田辺 稔	今西 只重	飯田 利男
松岡 国義	藤田 要	杉本 正盛	森下 光栄	小笠原 武利	松村 唯可
宮内 滋美	門脇 盛恒	秋山 隆傳	飯田 俊廣	豊永 與吉	原 時政
徳弘 徳重	朝比 豊晴	秋山 秀実	橋本 晴喜		

(五) 天坪村

1 併合と分離を繰り返す

「長宗我部地検帳」によれば、天正年間の雨坪名は十手野・馬瀬・楠木・北川・峯・トチノ瀬・上川平・竹屋敷の八部落によって成立していたようである。

明治四年九月郡・区制の施行によって、前記八部落は戸手野・馬瀬・角茂谷・久寿軒・北川の五か村となり、新たに中村大王村を加えて長岡郡第二十区を構成した。

明治八年四月、大小区制の実施となつて、豊永郷雨坪の前記六か村と甫木山郷の新政村・入野村・上改田村・久次村とともに第五大区第一小区を構成して、嶺南地域と同一行政区画に入ることとなつた。



天坪の馬瀬付近

明治十二年一月一日付けの郡区町村編制法施行によって、戸手野・馬瀬・久寿軒・角茂谷・北川・中村大王六か村が再び豊永郷雨坪となった。

明治二十二年町村制施行によって天坪村と称することとなったが、明治三十七年四月一日の町村分合の際、中村大王は東本山村に、瓶岩村であった檜の谷・穴内・繁藤・北滝本の四部落が天坪村に編入された。それ以来、約五十年、大豊村が誕生した翌年の昭和三十一年九月一日、南部五部落が分村によって土佐山田町へ編入されるまで続いた。

天坪村は嶺北地方の南端にある小村であるため、他の三か村に比してこんなに併合と分離を繰り返さなければならなかった。

久寿軒村他五ヶ村組合村と称したころの役場庁舎は、久寿軒村渡瀬にあった。明治二十二年、天坪村誕生のときは、そのま村役場として利用していたが、瓶岩村より南部四部落の合併によって、村役場の位置問題が起こった。

明治三十七年四月二十九日、南部地区選出の四議員から次の建議書が提出された。

建議書

村境界ノ変更ニ抛リ村役場位置ヲ村ノ中央適地ニ移転スル議案ヲ提出セラレシコトヲ

右及建議候也。

明治三十七年四月二十七日

森 公美 宗石嘉吉

毛利愛次 岩戸権次

これを受けて、村当局は明治三十七年四月二十七日の臨時村会に村役場移転議案を提出、角茂谷追廻し（穴内川左岸）に移ることに決定したが、追廻しには適当な充用家屋が得られなく、五月九日、繁藤字カイゴヤ十一番地に移転しようとしたが不成立に終わった。

六月十七日に馬瀬字杉正に移転案が出されたが、これも実現をみなかった。七月三十一日の村議会で馬瀬四百四十二番の一に新築移転を議決した。庁舎建築が終わり執務が行われたのは明治三十八年二月であった。以来、町役場の移転はなく、大豊村発足までこの建物が役場として天坪村政の中心となった。

天坪村は合併新村であり、村内の融和を図り村長をはじめ助役、収入役、書記の採用にまで地域の均衡を取るよう  
に考慮された。

昭和十七年ころには、戦時下の用務も多くなり、三役以外に四名の書記が採用されて十名ほどの人員を擁するようになった。

2 村政に跡を残した人々

歴代村長名簿

年	月	氏名	出身地	備考
明二二・	五・九	永野昇鹿	久寿軒	
明二六・	五・一〇	杉本太郎	同	
明三〇・	五・一〇	岡田尚武	本村	
明三三・	三・一	間島要次	中村大王	
明三三・	七・二	春木正義	村外	
明三四・	一・二九	杉本太郎	久寿軒	
年	月	氏名	出身地	備考
明三六・	四・一三	門脇恒実	中村大王	
明三七・	五・一三	前田重利	本村	
明三九・	三・二三	門脇與之助	久寿軒	
明四〇・	一・一九	杉本太郎	同	
明四四・	一・一九	杉本太郎	同	
大四・	一	池田孫七	馬瀬	

歴代助役名簿

明四一・三・二三	明四一・三・二三	明四〇・二・二四	明三九・四・二四	明三九・三・二三	明三六・五・一一	明三四・六・一一	明三二・四・	明三一・四・九	明三〇・五・一〇	明二六・五・一〇	明二二・五・九	年						
西岡	西岡	西岡	岡林	氏原	池田	榎谷	杉本	榎谷	畑山	門脇	佐藤	岡林	氏					
茂義	茂義	茂義	龍次	龍次	永之助	孫七	克巳	正勝	太郎	克巳	達太郎	恒美	久万太郎	兵馬	要次	重利	尚武	名
戸同	河ノ野	河ノ川	馬瀬				久壽軒		本村	中村大王		本村	中村大王	本村	出身地			備考
昭二六・五・二三	昭二六・五・一六								昭一六・二・一〇				年					
岡林	浜田	藤川	岡林	森本	岡林	岡林	岡村	西岡	岡林	岡林	坂本	岡本	有沢	西岡	西岡	北村	氏	
政美	茂美	武夫	長茂	利寿	政美	政美		隆福	長茂	大佐美	重勅	長茂	明治	豊光	豊光	晴喜	名	
馬瀬	繁藤	本村	戸野	馬瀬	馬瀬	町西又	土佐山田	本村	戸野	本村	本村	戸野	繁藤	繁藤	馬瀬	馬瀬	出身地	
																		備考

昭一〇・九・五	昭九・一・二四	昭五・一・二四	大四・一・二四	大一・一・二四	大八・一・二一	氏
杉本	北村	北村	杉本	岡林	池田	氏
晴寛	晴喜	晴喜	太郎	龍次	孫七	名
北川	馬瀬	久壽軒	河ノ川	河ノ川	同	出身地
						備考
昭二六・五・一一	昭二二・五・一一	昭二一・三・一一	昭二〇・二・一一	昭一六・二・一二	昭一三・一・一八	年
北村	西岡	坂本	西岡	西岡	有沢	氏
晴喜	隆福	榮喜	茂義	茂義	明治	名
馬瀬	本村	繁藤	戸野	繁藤	繁藤	出身地
						備考

歴代収入役名簿

年 月	氏 名	出身地	備考	年 月	氏 名	出身地	備考
明二二・五・二二	杉本 太郎	久寿軒		昭一六・二・一〇	西岡 友治	北川	
明二六・五・二四	門脇 恒実	中村大王			小笠原 盛治	北川	
明三二・五・二五	西岡 行長	峰			小笠原 稔	北川	
明三三・三・一六	佐藤 久万太郎				小笠原 俊夫	北川	
明三三・九・一四	小笠原 喜和太			昭二二・五・一	藤川 武夫	北川	
明三四・一・二九	池田 孫七	馬瀬		昭二六・五・二三	岡林 政美	本村	任期満了
明三八・四・一	小笠原 高義	北川			岡林 義彦	馬瀬	
	西村 豊光						

村会議員名簿

明治二十六年五月二十日在任議員

前田 重利 岡林 武市 小笠原 岩四郎 岡林 安三郎 西岡 一二 小笠原 弁三郎  
 岡田 尚武 小笠原 庄五郎 酒井 盛栄 釣井 利吉 小松 重弘 西岡 一

明治三十年五月在任議員

小笠原 八郎 西岡 忠太郎 小笠原 一実 岡林 般照 西岡 一郎 松村 貞吾  
 酒井 保則 小笠原熊右エ門 杉本 太郎 小笠原 種之丞 福留 金次

明治三十四年五月二十七日在任議員

藤野 寅治 西岡 忠太郎 榎谷 克巳 西岡 久万吉 釣井 利吉 大石 百馬  
 神酒井 英盛 小笠原 一実 酒井 保則 岡林 般照 松村 貞吾 小笠原熊右エ門

明治三十八年三月二十一日在任議員

森 公美 毛利 愛次 榎谷 克巳 岡林 源太郎 杉本 友太郎 小笠原 常弥  
 宗石 嘉吉 西岡 久万吉 大石 百馬 岩戸 権次 岡林 正勇 西岡 行長

明治四十一年二月二十一日在任議員

岡村 音弥 西岡 久万吉 大石 百馬 萩野 幾馬 毛利 愛次 岡林 正勇  
 小笠原 常弥 森 公美 山崎 作馬 岡林 兵次 西岡 行長 岩戸 權次  
 明治四十三年五月三十日在任議員

杉本 友太郎 岡林 源太郎 森 公美 毛利 愛次 永田 兼次 岡林 兵次  
 杉本 芳太郎 大石 百馬 萩野 幾馬 岡村 音弥 西岡 久万吉 岡林 正勇  
 大正二年六月二十三日在任議員

前田 重利 毛利 愛次 岡村 音弥 西岡 久万吉 畑山 寅弥 小笠原 高義  
 岡林 正勇 井上 楠馬 大石 鶴次 氏原 永之助 小笠原 重太郎 岡林 源太郎  
 大正六年五月十一日在任議員

西岡 久万吉 杉本 友太郎 畑山 達三郎 竹村 国太郎 氏原 永之助 松村 栄五郎  
 岡林 源太郎 岡村 音弥 島村 菊次郎 西岡 清 小笠原 高義 山崎 徳治  
 第十一期(大正一〇年五月—一四年五月)

杉本 友太郎 永田 春吉 杉本 太郎 竹村 国太郎 藤川 寅弥 岡林 熊太郎  
 畑山 達三郎 岡林 鉄太郎 小笠原 高義 毛利 愛次 山崎 徳治 徳岡 鶴次  
 第十二期(大正一四年五月—昭和四年五月)

西岡 義勝 西岡 成保 岡林 熊太郎 西岡 伝美 小笠原 高義 杉本 太郎  
 西岡 行長 永田 春吉 池田 孫七 小笠原 盛治 西岡 倉之助 大石 基実  
 第十三期(昭和四年五月—八年五月)

杉本 寛 野中 博之 溝渕 森太郎 西岡 松弥 岡 増秀 池田 孫七  
 山崎 正美 小笠原 高善 西岡 義勝 桑原 綱 大石 基実 大石 数衛  
 第十四期(昭和八年五月—一二年五月)

桑原 綱 岡林 龍次 西岡 猛一 杉本 勝幸 弘光 勝正 小笠原 高善  
 岡林 秀太郎 西岡 伊太郎 野島 貞信 小笠原 寛 西岡 国宜 岡林 長鑑  
 第十五期(昭和一二年五月—一六年六月)

野中博之 竹村 国太郎 杉本 寛 西岡美義 弘光 勝正 勝川 遊亀  
 岡林 大佐美 桑原 綱 岡林 熊猪 岡林長鑑(岡林熊猪死亡により繰上当選)

第十六期(昭和一六年七月—二〇年七月)

杉本 芳太郎 小松 重高 杉本 晴喜 西岡 美義 佐藤 寿栄 杉本 晴喜

第十八期(昭和二年五月—二六年四月)

吉川 実登 三好 穰 大石 助太郎 小笠原 覚 西岡 寅太郎 竹村 長利

竹村 国太郎 竹村 長利 岡崎 久仁茂 奥宮 利道 杉本 楠春 岡本 菊治

藤原 馨 佐藤 清道 岡林 義彦 岡林 長茂 大石 覚重 永野 利春

小笠原 繁春 西村 寿重 西岡 幾義 溝渕 遊亀 溝渕 遊亀 奥宮 利道

五 大豊村の発足

昭和二十二年日本国憲法が制定され、同年公布された地方自治法によって、地方自治の基盤は確立されたが、目ぼしい産業もない農山村の小規模自治体は、いずれも財政難に喘いでいた。

昭和二十八年九月一日、地方の行政能率を高め、住民の福祉を増進するため町村合併促進法が公布された(昭和三十一年十月一日失効。ただし、その恩典は十か年間有効という期限立法であった)。この法律はまことに時宜を得た

もので、自治体の広域化、適性化と財政の効率化を図ることによって、自治体の産業基盤の整備や住民の福祉が増進された。

第十六国会で町村合併促進法が成立、施行されると、自治庁に呼応した全国都道府県の積極的な措置によって法律の施行後、わずか半年の間に全国で千三百八十の町や村が整理され、消えていった。二十九年の後半期から三十年の前半期にかけて合併の速度は緩慢になっていったが、ついで新市町村建設促進法によって拍車がかげられ、町村の数は更に減っていった。

因みに、昭和二十八年当時から高知県下の市町村数が次表のように推移したのをみても、いかに時宜に適していたかわかる。

市数及び各郡別町村数

	昭和28年	昭和32年	昭和56年
市	1	6	9
安芸郡	23	13	7
香美郡	26	10	8
長門郡	22	8	2
土佐郡	7	5	5
吾川郡	22	5	5
高岡郡	38	13	10
幡多郡	32	8	7
計	171	68	53

町村に能力をもたすべきである」と政府に勧告している。

そこで政府は地方行政委員会をつくり、

一、市町村にどのような仕事を委譲するか

二、市町村の規模をどのくらいにするか―の問題点を検討した。

シャープ博士の見解をただしながら、

一、地方公共団体に国や府県よりも優先的に仕事をやらせるべきである。

市町村合併の陰の仕掛け人は占領軍治下のシャープ勧告であるといわ

れている。「日本はもっと地方自治を尊重しなければいけない。市町村という住民に直結する地方公共団体は最も大切であるから、この際、国は地方公共団体の仕事を再検討して、市町村でやれる仕事はできる限りこれに任すべきである。そのためには多くの仕事をさばき切れるよう市

二、この趣旨から町村規模は人口七千ないし八千人にすべきである。

という結論を出した。自治庁はただちに都道府県に対し、かねて総司令部から注意されていた議員数の削減と市町村合併の推進を通過した。

一方、内閣は「町村合併推進本部」を設け具体的な基本計画を決めた。町村合併推進本部を内閣におくことを決めた日、吉田茂総理大臣が談話を発表した。次はその要旨である。

（『高知県市町村合併史』による）

「町村の規模を拡大してその適正化を図ることは、地方自治を強化するためにも、現在の複雑な内政の処理を合理化するためにも極めて緊要なことである。これにより行政制度全般の合理化の基礎が固められ、行政効率の向上が期待される。今回の町村合併の計画は、実に地方行政の進展上の一時期を画するものである。一方、現町村が六十余年間住民各位の協力と選良有志の努力とにより、民生の向上と国運の進展に大きな役割を演じてきたことに対しては深い敬意を表する。しかし、その間交通、経済の発達は著しく、現在の規模では今後の自治の経営に全きを期し得なくなったので、政府としては、現在の町村を今後三年間に約三分の一（三、三七三）とする目的の下に挙げて町村合併の促進に努力する所存である。住民各位はよく町村行政の現在と将来とを察し、その再編成を断行せられんことを衷心から期待してやまない。」

高知県でもこの旨をうけ条例及び訓令を施行して、町村合併指導本部を設け、町村合併促進審議会を発足させた。

審議会の会長である副知事（溝渕増己）は会の答申に基づき高知県町村合併に関する計画案を作成、関係町村へ示して実現を促した。しかし何分にも明治二十二年の立村以来の大改革であるので、すべてが国、県の思惑どおりにはならなかった。そのうち昭和三十一年九月末日で合併促進法は失効し「新市町村建設促進法」に引き継がれた。その内容は、「合併市町村に対し優先的に援助する。臨時に増加する行政経費は地方交付税で考慮する。永久の利益となる



大豊村の旧役場庁舎

べき施設の用に供する場合は、合併後五年に限り国有財産（主として国有林）の譲渡または貸付ができる」というもので、一方、第二十八条で知事、第二十九条で総理大臣が勧告する、という飴あめと鞭むちの両刀をそなえた法律で合併は更に促進された。勧告を県は伝家の宝刀と呼び、町村はこれを正念場と恐れていたようである。のちにこの宝刀が私たの村に適用されようとは。

自治庁の係官の非公式談話の中で「今後、新市町村の育成に重点指向をしなければならないので、未合併市町村の単独事業については今後おそらく起債など認め難くなるであろう。」といわれた。

- (1) 合併しても交付税は減額しないようにする。
- (2) 調停委員会制度を設け、合併をめぐる紛争を解決させる。
- (3) 分村問題は関係地域の住民投票で三分の二以上が希望を表明すれば分村できるように調停されるなど具体的指示もなされた。

前述の町村合併促進法の趣旨を体して、嶺東四か村（東豊永村・西豊永村・大杉村・天坪村）が幾多の曲折を経て、昭和三十年三月三十一日合併し、面積においては県下でも最大の大豊村が誕生した。

村名の大豊村は大杉の「大」と豊永の「豊」を組み合わせたものだが、その中には将来大きく豊かな村に発展してもらいたい、という村民の願いがこめられている。

しかし、国鉄土讃線の駅が七つもあり、大きく豊かな村と命名されたものの林野面積が二百三十八平方キロクワに達し、村の面積の三分の二以上を占めている。しかも耕地はといえば、山峡の急傾斜地の猫の額ひたひのような所



## (一) 合併までの経過

昭和三十年三月三十一日、東豊永村・西豊永村・大杉村・天坪村の嶺東四か村が合併して大豊村が成立したが、この合併について県からは四か村若しくは二か村で合併するよう指導されていた。

すなわち嶺東四か村全部か、東豊永村・西豊永村と大杉村・天坪村でそれぞれ合併すること。東豊永村・西豊永村・大杉村の三か村で合併し、天坪村を残置するのは適当でないという方針で対処されていた。各村の内部事情や思惑などが絡み合い、紆余曲折を経て合併まで漕ぎつけたものの、なお、分村問題を抱えていた。今その経過を日をおいて述べてみる。

昭和二十八年九月一日、町村合併促進法が公布され、翌十月一日施行された。同年末から翌二十九年三月ころにかけ嶺東四か村の各地において、県及び地方事務所の係官を招いて町村合併の説明会を開いた。また、各村の議会では隣村合併調査研究委員を任命して調査、研究などを行っていた。

昭和二十九年二月一日、大杉村役場で地方事務所長ほかの係官を招き、天坪・大杉・東豊永・西豊永の各村長、議長、議員などが出席して嶺東地区による合併問題第一回協議会を開催した。協議の結果、嶺東四か村合併で進むことを決定し、次回の協議会までに各村において新村建設計画案を作成し、それに基づいて検討を進めることに決定した。

同年四月、五月に第二、三回の合併促進協議会を開催し、新町村建設資料の検討を行うとともに合併促進協議会の委員を四か村で四十五名を任命した。

六月開催予定の合併促進協議会は、天坪村に台頭してきた山田町への合併説と、西豊永村の政変<sup>(註)</sup>などが関係して延

期となった。

注 昭和二十八年十一月、県議員上村猛男が現職で死亡した。翌年、西豊永村長都築良宏が同補欠選挙に当選して県議員となった。昭和二十九年五月、西豊永村長の選挙に豊永秋美と豊永利男の二名が立候補して村を二分する大激戦の結果、豊永利男が僅差で当選し、西豊永村長となった。

## 第1章 行

同年七月に開かれた合併協議会には、四か村の関係者は多数出席したが、天坪村は北村村長だけが出席、「天坪村は現在山田町への合併の線が強くなったのでこの協議会への出席を見合わせたい」旨を述べて退場した。このため三か村合併推進に切り替えた。

しかし、後日、天坪村が嶺東四か村への合併を再び希望するときには、これに応ずる態勢を残しておくことを確認した。八、九月のころは嶺東四か村会議の結果を各村議会に報告し、それぞれ委員を選出して天坪村に対して合併勧誘の交渉を始めた。

一方、天坪を除く三村では各校下単位として、合併に関するパンフレットを作り研修会、説明会などを開き啓蒙運動を行った。八月二十日には合併委員ら三十数人出席して次のことを申し合わせた。

### 申し合わせ事項

- 1 天坪・大杉・東豊永・西豊永四か村合併の根本方針は本日为期し絶対に変更せざること。
- 2 嶺東地区合併促進協議会の事務局を大杉村役場に設置する。事務局員は各村より選り研究調査の会を開き、正式の促進協議会を早急に結成するとともにその準備をする。
- 3 村の財政を救うには、合併以外打つべき手段のないことの信念をもって、村民に訴え啓蒙運動を展開する。
- 4 三か村の代表者により天坪村の参加説得を早急に行う。

九月に入り大杉・東豊永・西豊永の三か村で第一回の合併準備会を開催して次の事項を決定した。

決定事項

1 嶺北東部地区合併準備会会則の決定。

2 合併準備会事務局は大杉村役場に置く。

3 合併の顧問を委嘱

大杉村 鈴木利茂

東豊永村 氏原尊法

西豊永村 都築良宏

4 事務局職員及び評議員委嘱

会長・大杉村長・副会長・他の各村長・主事・各村議会書記（兼務）・評議員・各村委員の中より十名あて選出。

5 近日中に天坪村へ三か村の代表者により合併参加の説得にゆくので、その結果を待つて啓蒙運動の方針その他を決める―こととした。

九月二十一日の第二回合併準備会には天坪村から助役が出席して、天坪の現状を説明し、四か村合併の線で同調してゆきたい、と申し入れがあったのでこれを受け入れた。以後、年末にかけて四か村合併の線で、各村民に対し部落を巡回して、意見を聴くとともに啓蒙座談会などを開催した。

十一月二十六日、高知市の「村の家」で四か村の村長・議長が出席して、四か村合併の打ち合わせ及び合併条件の協議を行い、本年度中に合併発足することが絶対有利であることを確認し、各村が努力することを申し合わせ、各村の議会招集日を四か村一斉に十二月十日と定めた。

十二月二日、県合併指導本部の班長・主事などと四か村の委員が出席して第五回合併準備会を開き、次の各村議会

に提案する共同議案を作成した。

十二月十日、東豊永村及び天坪村では議会を招集して四か村合併に関する議案を提案したが、いずれも審議結論に至らず休会となった。

十二月十三日、東豊永村では休会中の同村議会を再開し、審議中の四か村合併議案を原案どおり可決した。同日、大杉村でも村議会を招集して四か村合併に関する議案を提案したが、保留となった。

同十五日、天坪村では議会を再開したが審議の結果、再び結論を出すに至らなかった。

昭和三十年一月二十五日、大杉村の議会を招集し保留中の四か村合併に関する議案を再提案したが、議論が紛糾し、夜を徹して翌二十六日午前七時に至り、原案どおり可決した。

同二月十七日、西豊永村で議会を招集し四か村合併に関する議案を提案したが、異論が出て修正可決された。また、天坪村においても休会中の議会を再開し、四か村合併に関する議案を再審し原案のとおり可決した。

これらの四か村合併に関する議案は次のような条件によるものであった。

### 1 大豊村合併協議書

長岡郡東豊永村・西豊永村・大杉村及び天坪村を廃し、あらたに大豊村を置くについて新村建設計画に定めるものを除く外、その合併条件について次のとおり定める。

#### 一、財産の処分

長岡郡東豊永村・西豊永村・大杉村及び天坪村（以下単に「合併関係村」という）の所有する財産は、全部大豊村に帰属せしめる。

#### 二、議会議員の任期

合併関係村の議会の議員は促進法第九条第一項の定めるところにより、昭和三十年三月三十一日迄引続き大豊村の議会の議員として在任する。

### 三、議会議員の定数及び選挙区の設置

大豊村の議会の議員の定数は地方自治法第九十一条第二項の定めるところにより二十八名とし、最初に行われる議会の議員の一般選挙に限り、大豊村に合併関係村のそれぞれの地域を区域とした議会の議員の選挙区を設け、その選挙区において選挙すべき議会の議員の数は、公職選挙法施行令第九条の規定により次のとおりとするものとする。

東豊永村の地域を区域とした選挙区 七名

西豊永村の地域を区域とした選挙区 七名

大杉村の地域を区域とした選挙区 八名

天坪村の地域を区域とした選挙区 六名

### 四、一般の職員の身分

1、合併の際、現に合併関係村の一般職員の職員としてその職にある者は、引続き大豊村の一般職の職員として任用するものとし、退職手当は大豊村において合併関係村におけるそれぞれの勤続年数を通算するものとして合併関係村においてこれを支給しないものとする。

2、前項に定めるところにより、大豊村の職員となった者が合併後一か年以内に退職を申し出た場合は、退職手当の支給について優遇するよう大豊村の条例で制定するものとする。

### 五、村長・助役・及び収入役の身分

合併の際、現に合併関係村の村長・助役・収入役の職にある者は、引き続き大豊村の常勤の臨時の職として任用するものとし、退職手当は大豊村において合併関係村におけるそれぞれの勤続年数を通算するものとして合併関係

村においてこれを支給しないものとする。合併後一か年以内に退職を申し出た場合には、退職手当につきこれを優遇するように条例を制定するものとする。

六、地方税の賦課徴収

合併の日の属する年度における大豊村の村税の賦課徴収は、合併関係村のそれぞれの条例の定めるところにより、それぞれの地域に賦課し、又は賦課されたるものを徴収するように条例を制定するものとし、次年度以降の村税の賦課徴収は、地方税法の定めるところにより条例で定める。

七、農業委員会の設置及び委員の任期・定数

大豊村には農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条第一項の規定による一つの農業委員会を置くものとする。

合併関係村の選挙による農業委員会の委員は町村合併促進法の第九条の三の規定により、任期を昭和三十一年一月三十一日までとし、その定数を十五名とする。

合併関係村の委員の数は左のとおりとする。

東豊永村 四名

西豊永村 四名

大杉村 四名

天坪村 三名

八、教育委員会の委員の任期・定数

教育委員会の選挙による委員は町村合併促進法第九条の二の規定により、任期を昭和三十一年一月三十一日までとし、その定数を四名とする。

右協議の証として本書四通作成し押印連署の上各一通を保管する。

昭和二十九年十一月二十六日

長岡郡東豊永村長 高木定盛

“ 西豊永村長 豊永利男

“ 大杉村長 秋山重実

“ 天坪村長 北村晴喜

四ヶ村合併協議会委員名簿

東 豊 永 村		西 豊 永 村		大 杉 村		天 坪 村	
職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
村長	高木 定盛	村長	豊永 利男	村長	秋山 重実	村長	北村 晴喜
助役	小笠原 伊豆男	助役	小笠原 薫光	助役	宮内 正章	助役	浜田 茂美
議長	下村 彦之進	議長	北窪 篤光	議長	小笠原 清浩	議長	溝渕 遊亀
副議長	笹岡 清一	副議長	秋山 長雄	副議長	田辺 穂穂	副議長	杉本 晴喜
議員	朝倉 寛一	議員	小笠原 幸親	議員	杉本 正盛	議員	岡林 盛喜
農委会長	門田 仁一	農協専務	森下 義秀	農協専務	秋山 秀実	農協専務	佐藤 多麻呂
		大田口農協長	大田口 大 利	大田口農協長	大田口 雪 中	大田口農協長	大田口 安 田
							大田口 勘 次

2 新村建設計画書

大豊村協議書の冒頭に「あらたに大豊村を置くことについて新村建設計画に定めるものを除く外、その条件を次のとおり定める」とあるように、新大豊村民の利害得失や、新村の経済基盤の確立ともなるべき根幹的な取り決めは新

村建設計画書に網羅されている。

しかし、何分にもこの計画書は細かい点まで取り決め、膨大なものになっているので、基本方針と取り決めの項目を抄出しておくにとどめる。なお、この計画書は昭和三十三年八月に新しいものに改訂されている。

### 新村建設計画

#### 一、新村名

大豊村

#### 1、関係村名

長岡郡東豊永村・同郡西豊永村・同郡大杉村・同郡天坪村

#### 2、合併の形式

合体合併

#### 二、新村建設の基本方針

新村は面積三百五十七・二平方キロメートル、戸数四千七百二十五戸、人口二万三千五百四十二人を擁する山岳地帯であつて、吉野川本流並にその支流・穴内川・河之川・南小川の兩岸に位置し土讃線が貫通し、駅は東端土佐岩原駅より西端天坪駅に至る七か所、国道三十二号線が香川県高松市より徳島県池田町を経て高知市に通じ、急傾斜地農山村としての共通性をもっている。今回の合併により冗費の節減に努め、農山村に適した諸施設の充実を図ることとし、新村建設の基本方針を次のとおり定めるものである。

1、互譲協力の精神に基き地域的偏見を排し、基本調査により現実を的確に把握し、これに即して創意工夫にみちた、しかも清新にして将来を勘案した構想を樹てること。

2、農林業が村民の基本産業であり、これの発展が他の産業との相関々係をなす原則に基きこの農林業の生産力の増強に新村発展の基盤を置くべきである。

3、生産力の増強のためには産業、道路の施設の整備拡充をはからなければならない。

4、農業の発展は開田・開畑による多角的農業経営による耕地の改良等をはからなければならない。

5、国の施策に順応して畜産を奨励して、無畜農家の一掃をはからねばならない。

6、教育の機会均等を念願し小・中学校の整備をはからねばならない。  
7、社会教育の充実をはかる為、公民館の整備をはからねばならない。

8、家庭工業の誘致に勉め保育所の設置をなす等あらゆる方面に涉り住民の福祉を増進するようはからねばならない。

三、村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項

1、役場の位置

新村の役場は現大杉村高須二百二十三番地に置く。

2、役場建設の増改新築の方針

新築する。(別表1)

3、支所・出張所の位置

現東豊永村・西豊永村・天坪村各役場を支所とし、現大杉村立川出張所を出張所とする。

4、支所・出張所の増改新築の方針

現天坪村役場敷地を買収する。(別表1)

5、支所で行う事務

戸籍、住民登録、主要食糧の配給、諸税の徴収、印鑑その他各種証明、社会福祉、各種調査報告、各種委員会の連絡、主要食糧の供出並びに管理、文書の收受、発送公示及び区域内の伝達等

6、出張所で行う事務

主要食糧の配給、諸税の徴収、各種証明、連絡

四、小学校、中学校、その他の教育文化施設の統合整備に関する事務

(内容を省略して項目を列記する)

1、小学校の位置

2、小学校々舎の増改新築の方針

3、小学校の学区

4、中学校の位置

5、中学校の学区

6、その他の学校の統合整備に関する事項

7、公民館の統合整備に関する事項

五、消防施設の統合整備に関する事項

1、消防器機、器具の統合整備に関する事項

2、消防団の統合整備に関する事項

六、授産施設、保育所、その他の厚生施設の統合整備に関する事項

1、保育所の統合整備に関する事項

2、公営住宅、公園、運動場その他厚生施設の統合整備に関する事項

七、道路、橋、トンネル、その他施設の整備に関する事項

1、道路の整備に関する事項

2、橋梁の整備に関する事項

3、その他土木施設の整備に関する事項

八、基本財産の造成に関する事項

九、前号までに掲げるものの外町村合併の目的を実現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

1、用・排水路に関する事項

十、その他

1、県立農事試験場の誘致その他

建設計画附属書

一、県道、天坪停車場、かに越線の早期供用開始の要望

二、次の県道の開設要望

川口、池田線（立川―愛媛県境）

三、穴内、川口分岐に至る吉野川南岸線の県道としての開設要望

四、大畑井より徳島県境に至る県道の改修要望

五、国道より大田口、豊永、岩原各駅に通ずる橋梁の架替要望  
六、国道三十二号線の路線付替要望

安野々々下土居々八川々下桃原々永淵

七、次の河川の護岸工事要望

イ、大久保   ロ、連火   ハ、下土居   ニ、中屋

八、南小川沿岸の治山、砂防施設の完備要望

九、家畜保健所の設置要望

十、次の村道の開設及び改修に対し、県費の補助並に起債要望

1、林道（九線）

2、農道（十一線）

十一、佐賀山灌漑用貯水池の設置に対する県費補助要望

十二、次の灌漑、飲料用水路工事に対し県費補助並に起債要望（五件）

十三、次の公民館の建設に対し県費補助要望（四件）

十四、次の保育所建設に対し県費補助要望（五件）

十五、次の教育施設に対し県費補助要望（八件）

十六、次の衛生施設の整備に対し県費補助要望（五件）

十七、次の施設に対し県費補助要望（二件）

十八、次の事業に対し県費補助並に起債の要望（村営発電所二件）

十九、次の事業に対し県費補助（索道架設二件）

新村建設計画を実施するため必要な新規事業の施行

施設の新増改築の計画及びこれに伴う財政計画（別表一〜七表）

そのほかに昭和二十九年から町村合併により村財政がどのように変わるか、五か年間の推計を出しているのは興味深い。



歳 出 計	14 予備費	13 諸支金	12 公債費	11 選挙費	10 統計調査費	9 財産費	8 産業経済費	7 保健衛生費	6 社会及び労働施設費	5 教育費	4 土木費	3 警察消防費	2 役場費	1 議会費	
	一三三、二二三	一四、六一八	六、三〇九	九九九	三四四	一一、八〇一	一〇、〇九五	二、〇〇七	三、七八二	三八、二〇九	一六、一七二	二、八七一	二一、二八〇	二、一一七	昭和二十九年 昭和三十年 昭和三十一 昭和三十二 昭和三十三 昭和三十四
	八三、六八九	三、六七〇	九、四五二	二四〇	三五八	九、〇〇三	九、一六九	一、四五三	三、六四〇	一四、一九七	九、二七〇	一、五八〇	二〇、一八七	八二〇	
	八一、五五〇	二、一六八	九、八〇九	二四〇	三五八	七、〇〇三	一一、二二七	一、四五三	五、〇八八	二五、六〇九	一、三七〇	一、六九〇	一四、三一五	八二〇	
	六四、四八九	一、八七五	九、七七八	二四〇	三六三	五、九〇三	九、三八九	一、四六六	四、五九三	一二、七二七	一、〇二〇	一、六一〇	一四、三二五	八二〇	
	五七、四三三	二、一六七	五、四三九	二四〇	三七一	一、九〇三	七、一八四	一、六三三	四、六三六	一一、三九一	三、九二〇	一、六五二	一四、五七七	八二〇	
	五七、〇九〇	二、一六七	五、三五二	二四〇	三七一	一、九〇三	七、一七九	一、六三三	四、六三六	一一、三四五	三、九二〇	一、四九七	一四、五二七	八二〇	

(一) 歳 出

(単位：千円)

町村合併に伴う役職員の退職、職員配置転換、施設の統合等による行政経費の節減に関する計画

一、議 会 費 の 節 減 議員報酬及び諸手当需要費、旅費	三〇—三四各年度	一、一一八	昭和三十年以降公債費償還及土木工事に充當
二、役 場 費 の 節 減 旅費、需要費、交際費、負担金、補助及び交付金	三〇—三四各年度	一、〇四七	上記の節減された経費を財源として実施する年度別の事業計画または住民負担の軽減に充當する計画等
三、産 業 経 済 費 の 節 減 委員報酬、需要費	"	七二八	
四、選 挙 費 の 節 減 委員報酬、需要費	"	一五〇	
五、教 育 委 員 会 費 節 減 委員報酬、需要費	"	六四九	
計		三、七四二	

この表で見える限り、単純計算で行政経費の節減が総予算の四、五%を占め議会費、役場費などの同じ項目の比較では半減に近い状態であるのは村の財政負担を軽くし、その冗費を有効に利用でき見通しは明るい。

(二) 合併後の進展

新村の建設は合併協議書と、新村建設計画書によって、向こう五か年間の進むべき方向が示されていたので、直ちに旧大杉村役場の庁舎を大豊村の役場と定めた。

昭和三十年四月一日、旧大杉村長の秋山重実が、大豊村長職務執行者として就任し、旧各村長は囑託となつて、村長職務執行者を補佐し新村建設に参画した。

また、旧東豊永・西豊永・天坪の旧村役場をそのまま各支所とし、旧大杉村立川出張所を同じく大豊村立川出張所とした。各支所長には大杉以外の旧村の第一助役を任命して、暫定的な執行体制を整えた。

その後、恒久的な執行体制を一日も速やかに確立するため、まず手始めに大豊村選挙委員会を設置して、執行部の長と議会議員を選出するため手続きを進めた。同年四月三十日に村長選挙を、同五月五日に議会議員の選挙を行うことに決定して、次のとおり選挙を行った。

大豊村長選挙（四月三十日）

投票の内訳

投票総数	有効投票	無効投票	無効投票率
九、四〇九	九、三〇三	一〇六	一・一三%

候補者得票数調

氏名	年齢	得票総数	職業	氏名	年齢	得票総数	職業
三谷 泉水	六〇	二、七三五	農業	森山 茂貴	五七	一、四五五	農協役員
豊永 秋美	五八	二、〇三八	農業	岡林 大佐美	四三	七五九	会社員
秋山 重実	五四	二、〇二九	農業	三浦 定夫	五五	二八七	農業

（第一回）大豊村議会議員選挙（五月五日）

五月十三日には第一回の議会が招集され、議長に野島信豊、副議長に釣井朋水が選任された。

同月二十日の議会では三役人事が承認され、第一助役に丁野武茂（大杉）、第二助役に小笠原薫光（西豊永）、収入

(3) 第三選挙区 (大杉地区)

候補者得票数調

当落	氏 名	年齢	得票数
当選	内 田 長五郎	58	304.93
"	野 島 信 豊	60	292
"	田 辺 穂	54	259
"	久 保 充 盛	61	350.58
"	小笠原 清 浩	56	228.19
"	小笠原 勝 市	51	206.80
"	鈴 木 友 茂	54	197
"	森 下 竜 平	29	180.72
次点	吉 川 永 晴	42	175
	秋 山 隆 伝	61	174.56
	門 脇 盛 恒	51	166
	杉 本 正 盛	42	163
	森 下 勇	46	159.27
	飯 田 利 男	55	142
	秋 山 秀 実	57	132.43
	大 坪 茂 臣	55	122
	岡 田 忠 孝	43	102
	佐々木 ミドリ	31	94
	山 崎 光 盛	51	90.41

(4) 第四選挙区 (天坪地区)

候補者得票数調

当落	氏 名	年齢	得票数
当選	西 岡 利 行	47	276
"	西 岡 千 年	47	232
"	大 石 助 太郎	52	230
"	西 村 明 正	35	227
"	杉 本 秀 義	60	212
"	坂 本 深 喜	60	209
次点	畑 山 善 郎	33	195
	杉 本 晴 喜	51	180
	山 崎 清 治	61	92

(1) 第一選挙区 (東豊永地区)

候補者得票数調

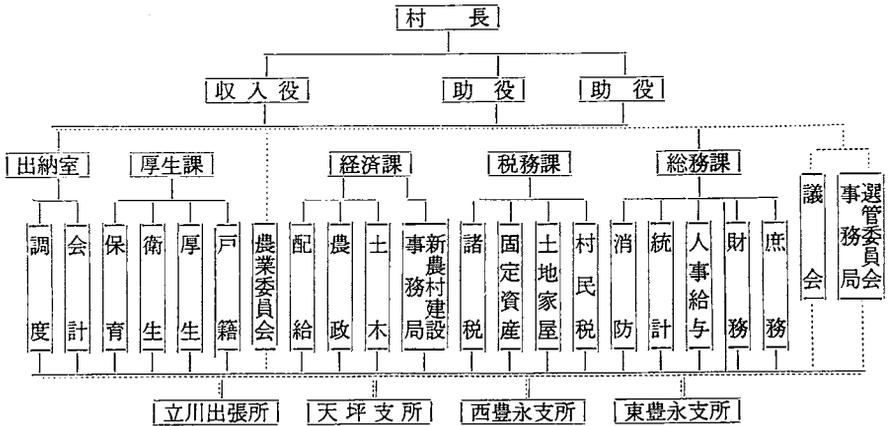
当落	氏 名	年齢	得票数
当選	小 林 秋 義	59	422
"	下 村 博 保	54	444
"	朝 倉 寛 一	49	351
"	秋 山 信 吉	38	402
"	小笠原 賀 穂	32	421
"	前 田 美 穂	54	419
"	三 谷 盛 清	47	356
次点	松 本 重 則	54	242

(2) 第二選挙区 (西豊永地区)

候補者得票数調

当落	氏 名	年齢	得票数
当選	釣 井 朋 水	47	462
"	上 村 信 衛	60	386
"	秋 山 長 雄	54	365
"	大 利 政 彦	78	318
"	吉 村 孝 吉	58	286
"	森 下 義 秀	46	277
"	桑 名 豊 茂	40	234
次点	小 島 清 利	60	225
	豊 永 美 鹿子	48	220
	松 高 盛 栄	53	136
	三 谷 誉 六	54	15

役 場 事 務 機 構 図



----- 連絡調整機構を示す

役に橋本幸恵（大杉）が就任した。また、教育長には旧大杉村の長野政高が引き続き就任した。

六月一日、次のような事務機構が決定されてそれぞれの人事が発令された。

- |               |         |
|---------------|---------|
| 総務課長          | 渡 辺 盛 男 |
| 経済課長          | 宮 内 正 章 |
| 厚生課長          | 浜 田 茂 美 |
| 税務課長心得        | 小笠原 武 英 |
| 議会事務局長        | 三 谷 博 親 |
| 農業委員会<br>事務局長 | 大 石 盛 男 |

新生大豊村の大豊の名は、大杉の大と豊永の豊をとって、天坪村長の北村晴記が命名したもので、言外に豊饒にして大幸であれと祈念して名付けたものであろうが、新村発足の歩みは必ずしも名前のおりにはゆかなかった。

村の面積の八割以上を林野が占め、そのうえ全国有数の地すべり地帯を抱え、特別の産業も、これといった財源にも恵まれない村の基盤に立って、町政に参画する人たちにも、将来の苦難が予測されることであつた。

加えて新村は旧各村から、自主財源の半分を超え、総予算の三分の一に近い、二千七百余万円の借財を引き受け、財政運営上もきびしい状態であった。

こうした中で新村の事務は、旧村間の継続事項や異なる慣例の調整など複雑な上に、新しい村としての新規事業もあり、新村の歩みは想像を超えるものがあつた。

しかし、行政経験の全然ない三谷泉水村長は教育者の出身らしく「和衷協力・融合同一体」を新村建設の旗印として、この難関に当たり懸案事項を漸次解決して、次第に希望がもてるようになった。

### (三) 旧天坪村南部五部落の分村

町村合併促進法が施行されて一年半の間に、嶺東四か村が合併して、大豊町が誕生したが、これは四か村全部が十分な討議を尽くし、大同団結して合併したのではなく、大きな問題を内蔵しながらひとまず合併したのであつた。

合併の過程を振り返ってみると、昭和二十九年の初めは四か村の各地で研究協議会がもたれ、二月一日に第一回目の四か村合併促進協議会が大杉村で開催された。そして七月三日、第三回の合併協議会で天坪村長は「現在新山田町への合併の線が強いため、一時この会への出席を見合わせ」旨を述べて退場している。

当初、県の合併計画と指導は、東西豊永と、大杉・天坪の二村合併か、もしくは四か村合併の線であつたが、どちらかというと前者の方にウェイトが置かれていたような感じが強かつた。

二十九年後半ころから天坪地区の南部五部落（上穴内・榎谷・繁藤・北滝本・河之川を含む角茂谷の一部、以下単に南部五部落という）の中で北の大豊村に合併したい者と、南の土佐山田町へ合併したい者との確執が深まり紛糾を続けた。

しかし、幾多の紆余曲折を経ながら昭和二十九年十二月十七日、天坪村も大豊村への合併を決議した。これは条件付き合併というか、分村を前提とした合併であり、しかも旧三か村の村長はこれに暗黙の了解を与えていたようである。(昭和三十年三月十日、天坪村議会が「希望南部々落の山田町へ分村に際し本村基本財産及負債の配分に関する件」の第一号議案を可決したとき東、西豊永及び大杉村長が次のような覚書を交わしている。)

覚書(写)

将来大豊町となる関係村として天坪村の本議決に同感である。

尚本件については後日関係村議会に於て承認を求めるとする。

昭和三十年三月十一日

東豊永村長 高木定盛 印

西豊永村長 豊永利男 印

大杉村長 秋山重実 印

この覚書の後、東西豊永では村長が議会にこのことを提案し否決されているが、大杉村では提案もされていない。なお、三月十日の天坪村議会第一号議案は次のとおりである。

天坪村議会第一号議案

希望南部々落の山田町への分村に際し本村基本財産及負債の配分に関する件

本村有基本財産及負債を土佐山田町へ分村に際し配分する基本的構想は住民人口等あらゆる角度から構想し最も妥当公平に按分するものとする。

昭和三十年三月十日提出

天坪村長 北村晴喜

三月十日 可決

昭和三十年三月二十日、この案件は高知県議会の総務委員会に付託された。

三月二十六日の高知県議会での総務委員長報告は次のとおりである。

総務委員会に付託されました案件について第十七号議案は、天坪村穴内、樫谷、繁藤、薄本、河ノ川の五部落は地理的、文化的、経済、交通、その他の条件によって土佐山田町への合併を熱望し、土佐山田町もまたこれを受入れる用意があるに  
より、県執行部においては関係町村の調整をはかり、大豊村発足直後の村議会に諮り、五ヶ部落の土佐山田町への分村合併  
を推進することに努め、もし、不承認となりたる場合、または議決しない場合は関係部落民の意志に沿うため、県は直ちに  
必要な法的措置を行い、土佐山田町への合併を実現すること。以上の条件を付して可決することに決しました。

その後、議長より委員長報告のとおり決する旨を諮り、全員一致で可決された。

次に大豊村が発足してから旧天坪地区五部落の土佐山田町への境界線変更が行われるまでの、一年六か月の大豊村  
における出来事（分村に関係の深いもの）を日をおって列記する。

昭和三十年

三月三十一日 新村発足

四月三十日 村長選挙

五月五日 議会議員選挙

五月十三日 第一回組織議会開かれる。

六月二十五日 県総務部長から大豊村長あて天坪五部落を円満に分村するよう文書で勸奨される。

七月十五日 天坪南部五部落の分村賛成、反対両団体から陳情書が大豊村並びに県へ提出される。

八月三・四日 第四回大豊村議会で天坪地区五部落の分村に対する賛否二つの陳情書について審議、同問題特別  
委員会を設置する。

九月十三日 天坪地区分村問題特別委員会から同問題調査及び審査報告書が提出される。

十一月五日 高知県知事は大豊村並びに土佐山田町に対し、高知県町村合併審議会の答申に基づき天坪地区南部

五部落の境界線を変更するように勧告した。

十二月六日 大豊村議会は天坪地区五部落の分村、土佐山田町への合併を否決した。

昭和三十一年

一月二十二日 大豊村議員協議会を開き、知事の勧告を無効とする訴訟を提訴するため、分村対策訴訟特別委員会を設置することを決定した。(住民投票の結果特別委員会は提訴しなかった。)

一月二十六日 大豊町選管委は分村の可否につき、住民の意思を問うため「投票」を二月十日行うことを決定した。

二月十日 天坪地区分村問題に関し、繁藤小学校において住民投票が行われた。

九月一日 天坪地区南部五部落は土佐山田町に吸収合併され、境界線が変更された。

六月二十五日、高知県から総務部長名で大豊村に対して分村をするよう次のような勧告があった。

高知県総務部長

大豊村長殿

元天坪村南部五部落の分村問題について

右のことについては貴村執行部もともに御配慮のことと思うが穴内、樫谷、繁藤、滝本、河ノ川の五部落は合併問題の生じた当初より土佐山田町への合併を熱望していたので、この円満な解決を図った結果、この五部落については土佐山田町も受入れる用意があり、元天坪村も、又合併当時の関係村である東、西豊永村及び大杉村も、ひとまづ四ヶ村合併し、しかるのち円満に分村さすということの了解を得ているし、県議会へも同様の要望があったので、速かに大豊村議会で分村の議決をして、円満に該地域が土佐山田町に編入されるよう、御配慮をお願いします。

尚このことについて議決を求める議案を貴村議事に提出することとなった場合には、事務的な問題もあるので、あらかじめ

地方課長まで、御連絡下さるよう併せてお願いする。

これに対し八月三日に第四回大豊村議会が招集され、二十八人の議員全員の出席のもとで大豊村発足に当たり必要な重要議案が審議された。

同議会に追加上程された「旧天坪村南部五部落の土佐山田町への分村問題に対する特別委員会設置に関する議案」の提案理由の説明や審議の過程で、それまでの分村問題が浮き彫りにされたといえるようである。

また、六月二十五日付け県総務部長の通達に対する大豊村長三谷泉水の報告書（返書）も議会に報告された。次のとおりである。

昭和三十年七月二十六日

長岡郡大豊村長 三谷泉水

高知県総務部長殿

元天坪村の分村問題について

三十地第八百三十九号六月二十五日付を以て御通知頂きました右のことにつき左記御報告申し上げます。

記

この問題については新村建設計画書にも合併協議書にも記載されてなく又、旧村長、村長職務執行者及同代理よりの引継にも無く天坪地区選出の村会議員も一致協力新村建設のため努力せられておりますので、分村のことなく円満におさまるものと考えておりました。

処が総務部長より六月二十五日附文書で「大豊村議会で分村の議決をして円満に該地区が土佐山田町に編入されるよう御配慮をお願いする」という御通知を頂きましたので調査研究しております。

私は大豊村は旧四ヶ村が全部まとまって合併が成ったもので分村のことなどなく永く円満に大豊村の発展を心から願うものであります。又議員の多数の者も分村を否とする如く見受けられますし只今直ちに分村の議決を求める段階に至っていません。

ん。

何卒県当局に於かれましても出来得る限り分村に立至らぬよう御指導を仰ぎ度く御報告に併せて御願ひ申し上げます。

また、受け入れ側土佐山田町の意見は次のとおりであった。

最初から根曳峠を北に越してまでの合併は考えなかった。その構想で合併の線を進めていたが、旧天坪村南部五部落が分村して土佐山田町へ合併するという同派有志の數回にわたる分村合併希望の熱意にほだされ動きだしたもので、旧天坪村自体で円満な分村を決定し五部落の総意で来れば受け入れの用意がある。

(ただ佐古村分村合併の前例もあり前者の轍を踏まないよう、大事をとっている。)

注 昭和二十九年八月一日香美郡山田町・大楠植村・明治村・片地村・佐岡村・長岡郡新改村を合併し土佐山田町となる。前掲の佐古村は野市町に合併する。

県は総務部長名で、土佐山田町当局に天坪南部五部落の受け入れ用意があるか如何と諮問を發し、土佐山田町議会の答申を求めた結果土佐山田町では次のような回答をしている。

現在の場合では大豊村を相手として、この分村問題を接渉する限りではない。

旧天坪村地区に於て、円満分村五部落の総意で来るならば、受け入れる段階にある。旧天坪村に於ては負債も財産も円満配分の決議も出来ているというが、双方の協定を待つのみである。

このような経過を経て、大豊村の選挙管理委員会は、分村の可否について住民にその意思を問うことを決定し、昭和三十一年二月十日に住民投票が行われた。

その結果は次のとおりであった。

二月十日大豊村境界変更に関する選挙

(1) 投票・開票所大豊村繁藤小学校

(2) 投票の内訳

投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率
九二四	九二二	二	〇・〇二%

(3) 有効投票の内訳

賛成	反対	有効投票のきの数
八二四	九八	六一四、六

九月一日前記住民投票の結果、天坪村南部五部落（上穴内・榎谷・繁藤・北滝本及び河ノ川を含む角茂谷の一部）の地域について境界変更が行われ、同年九月一日、大豊村から分村して、土佐山田町に編入された。（高知県告示第 三百七十二号、昭和三十一年八月二十一日）。

なお、分村の結果、欠員となった第四選挙区（天坪）の補充選挙が九月二十五日行われ、次の者が当選した。

岡林良治 馬瀬

岡村大佐美 峰

大石正一郎 久奇軒

この結果、大豊村の人口及び面積は次のとおり変更になった。

(1) 人口

旧人口	天坪五部落人口	新人口
-----	---------	-----

大豊村	二二、三八六	一、六六四	二〇、七二二
-----	--------	-------	--------

土佐山田町	二〇、三六三		二二、〇二七
-------	--------	--	--------

ただし、新人口数については、昭和三十一年九月五日付け県告示による。

(2) 面積

大豊村	天坪	大豊村
旧面積	五部落面積	新面積
三五七・二平方キロ	四一・〇	三一六・二
大豊村	面積	三二〇・五四平方キロ

大豊村の面積については昭和三十八年四月一日、国土地理院により訂正されて次のとおりとなっている。

(四) 旧村の懸案事項

久寿軒中學校建築工事 昭和二十九年天坪村で発注した久寿軒中學校の建築工事が、請負業者の不誠意と、無資力から建設途中で屋根も葺かず、野ざらしの状態になっていた。

新村が旧村の債権及び債務を引き継ぐわけであるが、請負能力の不備な者に請け負わしたこともあって、新村で請負費を増額し、昭和三十年八月末ようやく新築落成した。

川口大橋 旧大杉村が発注起工し、工事中のものを新村が引き継いだものである。請負工事費は、五百七十五万  
架設工事 円であったが設計上の不備から、請負業者と紛争が生じた。そこで設計変更して、金額も八百六十万

円と増額され、難航が続いたが、昭和三十年九月一日完工した。

しかし、この橋はもとから設計が十分でなく、幅員はあるものの自動車が行きできないことは、近代的な橋としては致命的な欠陥であった。

村有林訴訟問題

(峰川事件)

西豊永村から引き継いだ民事訴訟事件であった。旧西豊永村と、徳島県三好郡山城谷村の峰川梅が生じた。一との間に、西豊永村佐賀山にある村有林の立木を売却した際、その代金の精算をめぐる紛争

買い主の峰川梅一の主張は、契約書に示されている木材量より、実際の立木は材積が不足したので、代金中より八十七万円を支払えというのである。峰川は民事裁判に持ち込み、西豊永村西峰にある西豊永村有林約二百ヘクタール(県行分収林)を仮処分にした。

西豊永村側は買い主峰川が受け取り石数六千石不足するというのは、買い主側の不正工作である、として、この裁判に応訴した。

昭和二十九年十一月十二日、高知地方裁判所の命により、高知営林局並びに徳島県林務部の調査官が現地に出向き、一か月にわたって伐根調査(切り株によって材積を推定)を行った。

この裁判は長期化の様相を呈し、昭和三十八年には東豊永公民館を仮法廷として出張裁判が行われるなど、熾烈な係争が続けられ、翌三十九年六月、高松高等裁判所から和解調停案が提示された。

大豊村では同七月二日、直ちに臨時議会を開き、裁判所が提示した西峰村有林のうち、第一、四、十一の三林班を原告人峰川梅一に割譲し、大豊村は第二、三、九、十の林班を確保することを骨子とした和解案を議決して調停案を受け入れた。これによって、昭和二十八年から十年余り、西豊永村から引き継がれた裁判もやっと終止符が打たれた。

(五) 新庁舎の建設

昭和三十年四月一日の四か村合併のとき、協定によって新大豊村の役場庁舎は、旧大杉村役場が充当されることに



ト葺き延べ四百六十四平方メートルの新庁舎が落成し、同二十八日に合併一周年記念式とともに役場庁舎の落成式を挙行了た。

## 1 第二次役場庁舎の改築

昭和三十一年四月に落成した庁舎は建築当時としては、行政規模に見合ったものであったが、その後、新しい制度ができるに伴ってさまざまな行政事務が激増し、職員数も増え、庁舎が手狭になってきた。そこでカウンター（窓口）を除いたり、建て増しをしたりして急場をしのいでいた。

昭和四十年ころになると、各種の会合が連日のように役場で催されるようになり、宿直室のような所まで利用していたが、一部建て増しなどの急場しのぎでは到底まかない切れなくなり、抜本的な改築を望む声が上がってきた。しかし、一方では現庁舎を建設して、わずかに十一年の短期間で再び改築することは、いくら高度経済成長時代を迎えて、行政需要が複雑多岐になったといってもぜいたくではないか、という声もないではなかった。

確かに十年余りで改築することは、合併当初において、高度経済成長や社会機構の変化に対する見通しが甘かった、という非難はあっても、合併当初の寄り合い世帯でしかも、旧四か村の借財を二千七百余万円も抱えて、十分な財源もない当時としてはやむを得ない仕儀であったと思われる。

この当時の二千七百余万円の借財は、どのくらいの重みがあったかといえば、合併した新庁舎の建築費が六百十五万円、昭和三十年度の村の総予算の歳入が九千三百余万円で、これからして相当の負担であったことがわかる。

役場庁舎の耐用年数以前に増改築の機運が盛り上がった背景には、合併当初、二千七百余万円の借財のため赤字再建団体に指定されていた大豊村が、新執行部の非常な努力によって、六か年で借財を完済し、財政優良団体として表彰を受けるほどに急成長を遂げたことも、見逃すことのできない要因の一つであろう。

昭和四十二年九月、宮地設計事務所の設計で、松村建設株式会社によって着工された。敷地が十分でないため、現庁舎の西隣りに、川沿いの下段から敷地を構築して、広い建坪が確保できるよう工夫された。また、将来の自動車の増加を見越して、駐車場が設置できるスペースにも配慮された。

昭和四十三年四月に完工し、翌五月八日落成式を挙行した。総工費は約五千五百万円で建物の概要は次のとおりであった。

建物の概要

建物面積	四五三・七五 <sup>坪</sup>
延べ面積	二二八二・一七 <sup>坪</sup>
地下一階	二五七・五九 <sup>坪</sup>
地下二階	一八一・五〇 <sup>坪</sup>
地上一階	四五三・七五 <sup>坪</sup>
地上二階	四五三・七五 <sup>坪</sup>
地上三階	四五三・七五 <sup>坪</sup>
地上四階	四五三・七五 <sup>坪</sup>

その後、旧庁舎の建物は改装して中央公民館として活用した。

2 農工センターと文化ホール

昭和五十一年、農村地域工業導入特別対策事業の一環として、就業改善センターを建設することになった。このセンターは通称農工センターといわれていて、町議会の特別委員会などで鋭意検討されていたが、農事放送協同組合の同意を得て、同年三月の町議会で建設案が議決された。

この施設を設置する目的は、農業従事者が他の産業に就業するとき研修したり、農業技術並びに営農改善などを行

うための指導研修、その他集会、休養、娯楽などの場を提供する住民のための施設で、農業から他産業への就業を容易にし、併せて農業就業並びに農業構造の改善を促進することが目的である。したがって、機能的には公民館に類似している非常に優れた施設であり、将来は広く社会教育的な役割を果たすことにならう。

就業改善センターの建設工事については、昭和四十六年有線放送組合を建設するとき、大豊町のような山村では、施設用地の確保が困難であることを見越して、当時一億五千万円もの先行投資を行い、四階までの建て増し（階上への継ぎ足し建築）ができるように基礎工事を施行していた。今回の工事はこの柱の上に継ぎ足しをして建築するもので、基礎工事の経費は不要であった。

この就業センターは一階に有線放送組合があり、その隣に大豊町商工会と、大豊町森林組合が事務所を建設するので、その三者の階上にセンターを建築する合体工事である。

一階に有線放送組合事務所（二二〇・六〇八平方メートル）がすでに設置されていたので、その南側に大豊商工会（一七七・三三七平方メートル）、そのまた西側に大豊森林組合（一七三・四七九平方メートル）の二事務所を建設し、更にその階上に七四七・一三七平方メートルの鉄筋コンクリート造りの就業センターを建設した。

建設費は二階部分が六千万円（国庫補助三千万円、起債二千五百五十万円、自己資金四百五十万円）で、昭和五十一年三月二日に起工した工事も十月に完工し、同十一月十二日に落成式を行った。

二階の農工センターが、就業センターとしての機能よりも、公民館的な活動の場として機能を発揮するようになり、町内の小規模な各種の会合は、ほとんど、このセンターが利用されていた。

昭和五十五年大規模な催し物や、大会議場として、放送設備や舞台、演壇を備えた文化ホールを建築することになった。

既設の農工センターに三階を継ぎ足す工事として、同年一月二十五日に請負金額一億三百万円で、有限会社大徳工

務店に請け負わせ着工した。同年六月三十日、面積七三五・五平方メートルの文化ホールが完成した。

## (六) 町制の施行

昭和四十六年十月七日の第二百二十六回大豊村定例議会の議案第六十五号大豊村を大豊町に変更する議案は満場一致で可決決定されて、同四十七年四月一日から大豊町として新発足をする事になった。

大豊村が合併をして十七年、また明治二十二年（一八八九）四月一日、市町村制度が施行されて八十三か年を経た今、村から町へ新しく衣替えを行ったわけである。

その当日門田新町長はその理由と町の現状及び新しい町づくりへの決意を、要約すると次のように述べた。

大豊村の発足当時は村内産業構造が第一次産業を主体とした純農山村の形態がみられ、その従事者も全体の八〇%にのぼっておりました。

しかしながら近年の社会開発、時代のめざましい進展は住民生活に大きな変革をもたらし、行政面にも近代的な「町」的要素が包含され幅広いものが時代の要請となって参りました。国内社会の進展に伴ないまして、人口の減少は依然として続いておりますものの最近五ヶ年間に於いてみますと、その減少率は鈍化の傾向が見られると同時に、第一次産業である農林業従事者が次第に減少し全人口の五〇%を割ることとなり現在五、七四八人が第一次産業の構成人口となっております。

一方、第二次、第三次産業従事者は生活形態の変化に伴なって漸増の傾向を見せ非農村の人口が全人口の五一・六%にあたる六、一二五人を占めるようになっております。また交通体系の整備、核家族化の傾向、生活環境並びに生活態様の変化に伴ないまして、次第に住民は拠点集落に住居を集中化させる傾向にありまして、家屋連端戸数も全戸数の五一%にあたる一、八八〇戸を数えることと相なつた次第であります。

官公署につきましても昨春開局致しました電報電話局をはじめ三十五ヶ所、病院診療所八ヶ所、文化施設十五ヶ所と内容的にも町としての性格が具備されて参りました。合併当初の純農山村形態から、次第に今日の近郊衛星都市的形態がみられて参

ると同時に住民の多くは「村」から「町」への昇格によって、都市的な住民社会施設の充実を図る要望が高まって参りました。

かかる村内情勢を背景として「村」という名称から受ける後進性の強いイメージを「町」という近代的な概念を持った名称に変更することによって、住民の地方自治体に対する精神的な自覚を強固なものに致すと共に、住民の期待する近代行政確立の転機と致したいと考えまして、去る九月定例村議会に町制への変更議案を提案し満場一致のご賛同を得、さらに県当局並びに県議会の暖かいご配慮により、去る二月定例県議会で議決をいただき、先般自治大臣の承認を得て大豊町発足と相なつた次第であります。

大豊村が大豊町となりましたが、本町の立地条件を十分認識しながら、次第に少数精鋭化する農林業従事者に対しましては、農林業構造改善事業等を中心として国・県の施策と相まつた強力な農林業施策を推進致すと共に、農業振興地域整備計画に基づき、合理的かつ近代的な農用地利用並びに農業施設整備等を推進致し他産業との格差是正に努めて参りたいと思ひます。

また産業構造が町としての形態をとりつつある現実を注視し、基礎集落における諸文化施設の充実を図るため総合体育施設の建設、住民の総合利用施設としての町民センター建設、商工業振興施策の一環として商工センターの設置並びに建設を行なうと共に、山間軽工業用地の確保等をも配慮しつつ中小企業を中心とする商工業のさらに進展を期して参る所存であります。

また「有線電話施設の自動化」「生活道路網の整備」により交通通信網の充実を図り、野外活動を中心とした「観光施設の充実」並びに福祉対策を重点とする生活環境の整備等を行うことにより住民の要請に応えてゆきたいと考えております。

町制施行の昭和四十七年五月三十一日現在の世帯数は三千七百二十六世帯であり、人口は男六千二十四人、女六千五百四十五人、合計一万二千五百六十九人であった。

## (七) 村章及び町民憲章の制定

### 1 村章の決定

昭和三十九年五月一日から公募していた大豊村の村章募集は、同年六月末日で締め切った。

二か月の期間で全国から募集していたが、全国紙を通して宣伝していたので、応募数は九百二十八点に達した。そのうち村内の応募が二百十九点、県内が二百十八点、県外からの応募が四百九十一点で、いかにPRが行き届いていたかがわかる。

審査には高知大学の秦泉寺正一先生に委嘱し村の関係者立ち会いの上で選定し、翌七月の村議会で承認を受けて、次のとおり決定した。



採用になった村章

入選 千葉県船橋市藤原町 折原 正典

佳作 大阪市東成区南中道町 国賀恵美子

高知県長岡郡大豊町大久保 豊永 隆子

高知市北百石町 大黒 武男

〔選評〕 選を依頼されて、その最終決定に今回くらい迷ったことはめずらしい。

応募作品は数が多かったものの、大豊村にピッタリするものが少なかった。そして再デザインを試み、あらゆる角度から可能性を確かめて、苦心の末次のように決定した。

入選作は、どっしりとした量感があり、しかもおおらかさを表わし、形としても独自性がある。大豊という感じが、だ円形の羽根に抱きかかえられて、よく表れているし、山のある村を八の形で強調しているのが良い。

この村章は昭和三十九年秋以来、大豊町のシンボルとして、建造物やその他の展示物に表示されている。また、町内外の各種会合には、このマークを染めぬいた町旗を先頭に参加し、広く町民に親しまれている。

この村章は、大豊村の大という字を象徴化したものであろうが、合併初代の三谷村長が提唱した「和衷協力、融合一体」の村是のように、抱きかかえた大という形が、手を繋いだ町民のさまを良く表していると思える。

## 2 町民憲章の制定

## 制定の趣旨

特別天然記念物日本一の大杉、八百数十年の歴史を秘めた国宝薬師堂、四国三郎吉野川とその支流、ひとときわ高く裾をひいた県立自然公園梶ヶ森、路傍に楚々と可憐な花を咲かせる福寿草、四季の変化と共に美しい装いをこらすふるさとの山々、このような自然の風物のうえに、私達の先人はすばらしい大豊の文化を築きました。

それはまさに現代日本のふるさとでもあります。

私達はいま、この貴重な先人の遺産のうえに、さらに美しい自然と調和した、明るくて豊かでうるおいのある町民生活を築きあげるためにふるさとを見直し、手を取り合って前進します。

ここに私達は、町民としての「自治」と「自律」の定めとして「大豊町民憲章」を定めます。

## 大豊町民憲章

- 一、私達は、つねに心と体をきたえて明るい家庭をつくります。
- 一、私達は、つねに人間を大切にし、しあわせをわかち合える町民になります。
- 一、私達は、つねに助け合い、きめごとを守りよい習慣をつくります。
- 一、私達は、つねに郷土を愛し、産業と文化の創造発展につとめます。
- 一、私達は、つねに力を合せて、福祉と文教のまちをつくります。

このような町民憲章が、昭和五十三年三月の議会で制定された。

これは大豊町のもっている教育的な課題に対処するため、総合的な人づくり運動や社会教育の計画を推進するため

の重点施策として、区長会、婦人会、青年団、PTA、老人クラブなど広く町民との対話を深め、多くの意見をまとめて決定したものである。

また、同時に「町民の日」などの制定に関する条例を公布した。

その趣旨は、平和で豊かで幸せな町づくりを求めてやまない、大豊町民は美しい郷土の風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに町民こそって祝い、感謝し、励まし合い、助け合うために記念する日を定め、これを「町民の日」と名づけるとともに、特に「町民憲章強調月間」を設けてコミュニティ精神の高揚につとめることであり、町民の日を合併記念日の三月三十一日と定め、昭和四十七年四月一日の町制施行を記念して四月を町民憲章強調月間と定めている。

## (八) 人口の推移

昭和三十年大豊村合併の当初に、二万二千三百八十六人の人口が、三十年を経た昭和六十年には、半数を割って九千八十三人と激減している。更にその翌年には八千八百七十七人と、まだまだ減少の傾向は衰えをみせていない（昭和三十一年八月南部五部落分村のとき千六百六十四名減少）。

これは昭和三十年代に我が国が、高度経済成長期に入った影響を受けて、農山漁村の人口が都市に流出した。大豊村にも過疎の波が急速に押し寄せ、合併後最初の十年間で約五千三百人が減少している。

昭和四十年代になっても、依然として減り続け、同五十年までの十年間でも約五千四百人近くが減少して、典型的な過疎の村となった。

その上に人口の減少だけでなく、幾つかの問題点を含んでいる。その第一は総数の減少だけでなく、世帯当たりの

人数も減少を続け、家庭の核家族化が意外に進行している。

図4を見ると、昭和三十年には一世帯当たりの構成人員が四・七五人平均であったものが、同六十年には二・七四人と二人も減少している。世帯当たりの人数が減少すれば、人口の老齢化が進み、労働力が低下して、地域の活性化が失われていることを示している。

第二の問題点は人口の老齢化である。図3は昭和三十年と、同五十年の大豊町の年齢別構成図を比較したものである。合併当初の三十年の図型は「ピラミッド型」で、だいたいの年齢層が正常に分布していることを示しているが、五十年になるとその形が、「つり鐘型」になり、はつきりと老齢化を示している。しかも労働力が旺盛で、活力のある二十歳代から三十歳代の層が極端に落ち込んでいる。

昭和五十五年九月十五日の「敬老の日」に「朝日新聞」の現地ルポ（現地報告文）が、大豊町の老人医療費の問題を紙面の半分を費やして、大々的に報じているが、その中で本町の老齢化問題にも言及しているので、その箇所をとりあげる。

老人医療費をどうする

増加に悩む高知県大豊町を見る

の大見出しで、まず大豊町の位置、地勢、産業、人口などと、最近の大豊町が行った保健事業を紹介したあと、次のような小見出しで大豊町の高齢化の状況が記されている。

高齢化日本の縮図

前略……………（医療費の問題を論じた文章でその問題点は第八章社会福祉に掲載）

昭和三十年から、同五十年までの二十一年間に町の人口は約二万二千人から一万一千人へと半減した。

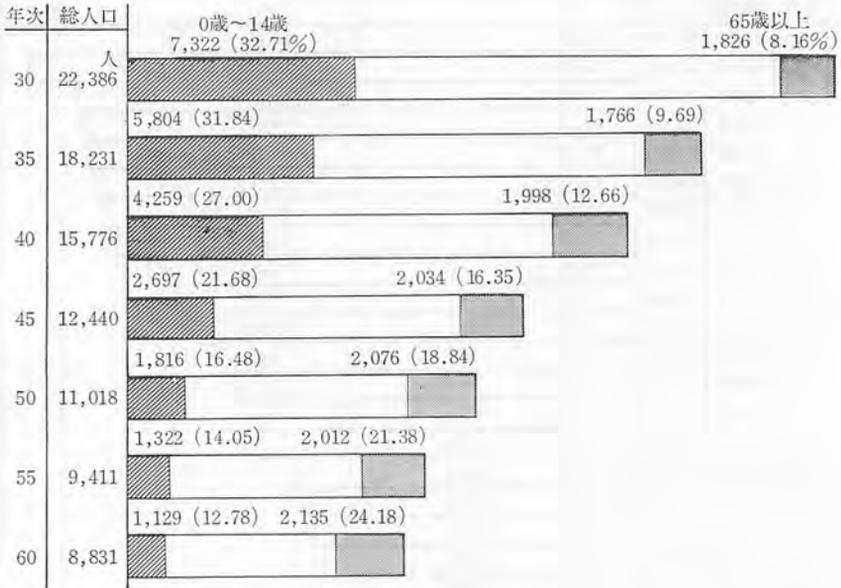
人口の年齢構成も「ピラミッド型」から「つり鐘型」へと激変した（図3参照）。そして六十五歳以上の老人が町民の一八・八%を占めるようになった。

図1 人口と世帯の推移（住民基本台帳・各年3月31日現在）

年次	世帯数	人 口	男		女	
			50	100	50	100
30	4,704	22,386	11,152	11,234		
31	4,761	23,460	11,828	11,632		
32	4,347	21,638	10,912	10,726		
33	4,333	21,291	10,720	10,571		
34	4,345	21,151	10,622	10,529		
35	4,322	20,850	10,402	10,448		
36	4,324	20,558	10,228	10,330		
37	4,290	20,121	9,941	10,180		
38	4,075	18,413	9,003	9,410		
39	4,101	17,929	8,764	9,165		
40	4,076	17,034	8,289	8,745		
41	4,041	16,371	7,967	8,404		
42	3,982	15,804	7,671	8,133		
43	3,947	15,341	7,427	7,914		
44	3,920	14,824	7,117	7,707		
45	3,814	13,504	6,494	7,010		
46	3,719	12,758	6,099	6,659		
47	3,726	12,569	6,024	6,545		
48	3,667	12,118	5,827	6,291		
49	3,626	11,761	5,663	6,098		
50	3,685	11,623	5,610	6,013		
51	3,650	11,304	5,442	5,862		
52	3,607	11,025	5,309	5,716		
53	3,559	10,724	5,154	5,570		
54	3,525	10,461	5,004	5,457		
55	3,474	10,131	4,818	5,313		
56	3,418	9,894	4,707	5,187		
57	3,411	9,807	4,630	5,177		
58	3,404	9,527	4,551	4,976		
59	3,351	9,259	4,412	4,847		
60	3,313	9,083	4,318	4,765		
61	3,268	8,877	4,198	4,679		

※ この図表は、昭和30年を100として比較

図 2



注 60年の年齢区分の人口数は、国調未発表のため住民基本台帳人口を使用  
この図表は、昭和30年を100として比較

図 3 大豊町の人口ピラミッド

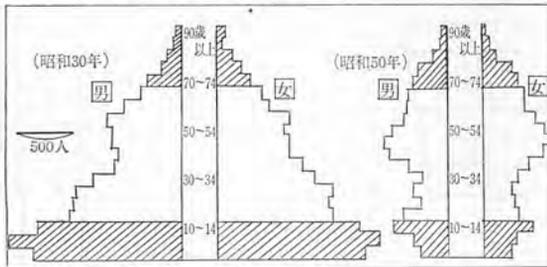


図 4 大豊町一世帯  
当たり人数

年次	人 数
30	4.75人
35	4.82人
40	4.17人
45	3.54人
50	3.15人
55	2.91人
60	2.74人

いま全国平均は約九%だから、その二倍以上の老齢化である。日本の老齢人口が一八%を超えるのは昭和八十五年左右と予測されているから、大豊町は三十年後の高齢化日本の縮図ともいえる。

また大豊町の年間の死亡者が、千人当たり五人で高知県平均の三人、全国平均の一・七人と比べて異常に高い。しかもこの町は典型的な過疎・老齢の町だ。

このように「朝日新聞」は六年前に将来を予測しているが、現実には大豊町の老齢者の人口比は二四・一八%と予想を少し上回っているし、人口も減少を続けている。

「つり鐘型」の年齢構成で指摘したように、二十代、三十代の年齢層が落ち込んでいるため、図2の示すとおり、昭和三十年に零歳から十四歳までの学齢児が、三二・七%あったものが、同六十年には一二・七八%と三分の一近くになっている。

このことから、画期的な対策を強力に立てねば、自然に人口の増加する見込みは、悲観的であることを示している。

## (九) 財政の再建

昭和二十二年に新学制が施行されて、六・三・三・四制となり、義務教育年限が三年延長された。この時期はほとんどの市町村が、暫定的に新制中学校を小学校に併設、中学校の新しい校舎の建築に腐心していた時期である。

昭和二十年代の前半は、戦後の復興が始まったばかりであり、そのうえ、物資の不足によるインフレの影響で、自主財源の乏しい市町村では、新制中学校の建築費が町村財政を大きく圧迫していた。

昭和二十年代も後半になると、借入金や起債によって、全国的に校舎の整備事業が始まっていた。

昭和三十年四月、新生大豊村が誕生したが、この時点で旧四か村の負債額の総額は次のとおりであった。

東豊永村	二二、二五〇千円
西豊永村	一一、七五〇
大杉村	三五〇
天坪村	四、三〇〇
東西豊永学校組合	四、〇〇〇
合 計	四四、六五〇

曲がりなりにも中学校の建設事業を終えた東西豊永は村債が多く、大杉村には負債はないが、学校整備事業は全然手が着けられていない状況であった。

昭和二十九年度の決算によると、四か村合計の収入済み額は、九千六十四万円余であるが、支出済み額は一億一千七百七十一万円余で、債務確定額は二千七百七万円の赤字であった。

この債務確定額二千七百七万円を、大豊村が肩代わりして支払ってゆかねばならないが、この金額は自主財源の五〇%以上、予算規模の三分の一近い金額で、当時の全職員の一か月分の給料が、五十万円くらいであったことを思えば、いかに重い負担であったかがわかる。

このように財政的にも、悪条件で出発した大豊村の前途は、想像を絶するきびしいものであった。

当時の総務課長は借金取りへの言い訳と、いかに新しい金を借りるかが仕事であるといわれ、また、職員の給料の調達ができず、銀行から借り入れを断られるなど苦勞話が多かった。

このように累積赤字の償還が新生町村の発展を阻害していることは、大豊村だけでなく、昭和二十八年の町村合併促進法の適用を受けて、新しくできた町村すべてにいえることであり、全国的な傾向であった。

このような実情によって、政府は「地方財政再建措置法」を制定、公布した。これを受けて大豊村では昭和三十一年

年三月三十日、村議会の議決を経て、財政再建団体としての申請を行い、翌四月二十三日自治庁から、指定の通知があった。

右の決定に基づき財政再建計画案を作成し自治庁において協議の結果、次のように決定した。

再建債の対象額 二千七百万円

再建期間 昭和三十一年度から七か年

利子 国からの補給により

村の負担年三分五厘

その後、自治庁及び大蔵省などへ諸種の手続きをとる一方、これらに付随する案件を村議会に諮り、議決を経た後、昭和三十一年一月政府資金九百五十万円と公募債一千七百五十万円をそれぞれ受納した。

それまで旧村引き継ぎの累積赤字を解消するため努力を重ね、資金前借りなどで急場をしのいでいたが、この資金導入によって、同三十二年三月末には、ほぼ完済することができた。

再建計画は、財政再建の基本方針と、財政再建に必要な具体的措置からなっていた。実施に当たっては、収入を図り支出を制し、組織の合理化、人件費の抑制に努めた。なかでも物件費の徹底的な削減を図って、きびしい財政運用が続いた。この資金調達に基づく財政再建債の償還計画は上のおりであった。

以来、計画書に基づき、財政再建に鋭意努力を続けた。三谷泉水村長が合併当初に新村建設の旗印とした「和衷協力、融合一体」のうえに、更に「再建団体卒業」を合い言葉として議会、村民の理解と協力を得た結果、再建期間を一か年短縮して、昭和三十六年度に負債を一応完済することができた。

この財政再建計画が予定より一年早く完了できた要因の一つに、昭和三十一年の新市町村建設促進法の公布がある。この法律に基づいて大豊村が、高知営林局長と契約を締結して、国有林磯谷山の払い下げを受けたことである。

財政再建債の償還計画

借入額 27,000,000円  
 利率 年6分5厘

昭和三十三年六月、大豊村は、本村磯谷にある磯谷山国有林九十九町一反七畝を七千九百十万円で、しかも翌年から二十年間の割賦払いで支払ってもよいの好条件で払い下げを受けた。

年 度	元利支払日	未償還元金	償 還 額		
			元 金	利 子	計
昭和31年度	31. 8. 1	27,000,000	0	292,500	292,500
“ 31年度	32. 2. 1	27,000,000	0	877,500	877,500
“ 32年度	32. 8. 1	27,000,000	1,875,614	877,500	2,753,114
“ 32年度	33. 2. 1	25,124,386	1,936,572	816,542	2,753,114
“ 33年度	33. 8. 1	23,187,814	1,999,510	753,604	2,753,114
“ 33年度	34. 2. 1	21,188,304	2,064,494	688,620	2,753,114
“ 34年度	34. 8. 1	19,123,810	2,131,590	621,524	2,753,114
“ 34年度	35. 2. 1	16,992,220	2,200,867	552,247	2,753,114
“ 35年度	35. 8. 1	14,791,953	2,272,395	480,719	2,753,114
“ 35年度	36. 2. 1	12,518,958	2,346,248	406,866	2,753,114
“ 36年度	36. 8. 1	10,172,710	2,422,501	330,613	2,753,114
“ 36年度	37. 2. 1	7,750,209	2,501,232	251,882	2,753,114
“ 37年度	37. 8. 1	5,248,977	2,582,523	170,591	2,753,114
“ 37年度	38. 2. 1	2,666,454	2,666,454	86,660	2,753,114
合 計			27,000,000	7,207,368	34,207,368

村ではこの山の立木処分による収入で、新村建設計画をいっそう促進するため、同年八月一日、一般競争入札に付し、静岡県 の 堀 籠 円 立 に 九 千 五 十 万 円 で 売 却 した。この国有林の払い下げが、大豊村の合併当初の窮乏した財政を、いかに干天の慈雨のように潤したか、計り知れない。

財政再建の完了により、大豊村の行財政は極めて順調に進展し、昭和三十八年には全国優良町村として、全国町村会から表彰、続いて昭和四十二年には自治大臣表彰も受けた。

一方、大豊村議会も、その運営が極めて優秀であるとして、村に先立って昭和三十七年に全国町村議長会から表彰された。

昭和三十八年、村が全国町村会から表彰されたときの模様を二月一日付けの「高知新聞」は次のように伝えている。

## 表彰された大豊村 地道な村づくり

## 赤字解消 公共事業など推進

全国町村会は、昭和三十八年一月三十一日の定期総会で、昭和三十七年度の優良町村として、四十六ヶ村、また自治功労者として、六百九十人を表彰した。

この中には長岡郡大豊村が、本県でただ一つ表彰された。大豊村は二千七百万円にのぼる赤字を、六ヶ年で解消するとともに、地すべり対策など公共事業や、農業構造改善事業の推進、社会教育の充実など村づくり、目ざましい成果をあげている。

同村は昭和三十年四月東・西豊永、大杉、天坪の四ヶ村が合併、人口約一万八千人、面積は三百十六平方キロ、国鉄の駅が七つもある大きな村、旧村時代の赤字解消に全力を注ぎ、三十一年度から七ヶ年計画の財政再建団体となった。

一般財源の五五%を占める、この再建債は町村にとって非常な重荷であったが、懸命の努力は着々と実り、初年度から黒字決算を続け計画を一年短縮、三十六年度で再建を終った。

再建に成功したばかりでなく、六ヶ年の積立額は三千二百万円に及び、新村建設へのじゅうぶんな資金もできた。

赤字解消とともに同村は、本格的な建設に向っているが、三十六年四月にまず県下で始めて、国の指定を受けて事務改善に手をつけ、従来の大規模的な役場事務を根本的にかえた。

また今後村の進むべき道を明らかにした、農業施策基本体系をつくり、三十七年度に農業構造改善地域の指定を受け、三十八年度から実施の準備を進めている。

一方財政再建中から三億三千四百万円を投じて、公共事業を行っており、とくに四十年開通をめざす大杉―東祖谷線、大豊―川之江線のほか道路建設に力を注いでいる。

また全国でも有数の地すべり地帯としての、宿命を負う同村は、三十一年から三谷村長が、全国地すべり対策協議会の副会長として活躍、翌三十二年度に「地すべり等防止法」が、できたのを契機に全村的に地すべり対策事業を始め、西峰地区の四億五千万円（三十九年度完成）をトップに計画中のものを合わすと、事業費は十億円の巨額にのぼっている。

社会教育面でも、三十七年四月から、嶺北地方初の専任社会教育主事を置き、同村に十二ある小学校々下に地区公民館を設けるなど、下部組織が行きわたっている。

また三十七年六月にこの公民館が中心となって、部落毎に衛生班をつくり、共同保健計画による環境衛生を村ぐるみで力を入れるなど、地道な村づくりを続けている。

と昭和三十年合併当初から、表彰を受けるまで、大豊村が新村建設の苦難の道を着実に歩んだ概略を報じている。

## 歳 入 (単位：千円)

## 一 般 会 計 決 算 額 推 移

区分	年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
町	税	27,565	32,642	40,038	40,570	39,938	42,498	44,847	50,241	45,751	50,241	55,095
地 方 譲 与 税												
自 動 車 取 得 税 交 付 金												
地 方 交 付 税	18,792	20,142	18,076	22,727	25,588	32,394	43,503	50,385	62,147	77,161	91,479	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金												
分 担 金 及 び 負 担 金	403	669							1,790	2,410	1,790	
使 用 料 及 び 手 数 料	1,316	1,833	2,632	2,588	2,654	2,486	2,385	1,971	2,124	2,116	2,206	
国 庫 支 出 金	4,941	5,256	7,466	5,152	5,435	7,608	13,513	8,958	9,143	19,477	15,082	
県 支 出 金	5,424	2,231	3,622	3,869	5,713	6,406	7,028	13,704	15,365	13,354	50,445	
財 産 収 入	18,661	6,918	6,767	36,728	63,210	9,033	1,653	169	1,088	1,159	5,025	
寄 付 金	286	712	1,348	1,132	1,999	2,712	2,662	8,387	6,839	5,428	5,335	
繰 入 金						2,300	6,267	14,281	618	4,340	1,370	
繰 越 金	6,903		6,860	4,825	9,480	2,512	6,291	1,817	3,496	3,678	10,865	
諸 収 入	1,189	6,327	2,534	2,136	2,239	35,520	7,405	14,132	23,848	25,659	17,561	
町 債	4,450	30,500	4,500	2,000	6,000	7,300	7,700	11,300	15,800	11,500	8,100	
臨 時 地 方 財 政 特 別 交 付 金	3,344											
計	93,274	107,230	93,843	121,727	162,266	150,769	143,204	175,345	188,009	216,523	264,353	

区分	年度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
町	税	58,324	63,464	67,979	76,178	79,773	86,340	98,965	112,902	136,002	158,395
地	方							4,569	5,124	9,309	9,373
	譲										
	与										
	税										
自	動			4,245	6,622	7,595	8,179	7,507	9,649	10,324	14,455
車	取										
得	得										
税	税										
交	付	96,972	121,930	152,507	196,621	235,339	280,665	348,587	461,314	587,239	657,138
通	交										
安	付										
全	税										
策		2,913	112	157	245	228	408	953	1,147	1,254	1,272
特											
別											
交											
付											
金											
分	担										
担	金										
及											
び											
負											
担											
金											
使		2,469	5,704	2,436	2,243	2,641	2,519	3,804	4,323	4,894	5,342
用											
料											
及											
び											
手											
数											
料											
国		17,808	18,009	64,357	58,236	52,207	80,186	96,638	144,003	154,695	154,202
庫											
支											
出											
金											
県		39,964	60,483	105,553	101,236	74,940	62,332	170,038	155,174	241,284	187,652
支											
出											
金											
財											
産											
収											
入		5,924	25,105	12,293	966	1,653	9,141	95,137	63,293	4,097	15,444
寄											
付											
金		8,572	6,122	6,034	22,130	8,228	11,571	12,417	16,415	18,606	14,924
繰											
入											
金		3,095	23,190	8,292	3,312	3,366	3,320	5,272	3,396	49,300	36,004
繰											
越											
金		12,410	5,953	26,147	10,631	6,860	9,476	23,149	31,703	52,029	38,959
諸											
収											
入		6,388	8,362	6,488	5,092	13,340	5,992	5,675	68,674	8,333	15,632
町											
債											
借		16,900	63,100	46,800	55,800	68,700	86,200	186,300	173,900	124,500	163,200
臨											
時											
地											
方											
財											
政											
特											
別											
交											
付											
金		2,913	112								
計											
		274,652	401,646	507,102	542,638	568,201	650,054	1,078,133	1,279,231	1,441,354	1,511,954

区分	年度	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
町	税	178,796	211,434	232,825	246,031	270,389	318,454	335,743	383,457	426,965	421,180
地	方 譲 与 税	15,688	19,982	21,707	31,896	33,502	29,951	31,322	30,112	28,634	27,227
自	動 車 取 得 税 交 付 金	14,374	17,775	19,774	22,618	21,506	19,682	20,081	18,299	17,996	17,831
地	方 交 付 税	715,024	808,913	972,127	1,054,224	1,158,457	1,220,151	1,282,633	1,285,934	1,265,449	1,403,585
交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	842	1,080	1,367	1,198	836	749	887	963	1,208	951
分	担 金 及 ビ 負 担 金	43,265	44,919	44,712	35,778	35,635	39,041	40,264	37,632	36,569	43,600
使	用 料 及 ビ 手 数 料	5,738	4,739	4,745	18,824	21,857	28,221	31,433	35,567	36,538	35,011
国	庫 支 出 金	185,602	193,194	351,139	280,997	485,052	444,343	462,888	516,099	423,763	451,742
果	支 出 金	261,475	252,866	342,614	367,091	377,181	393,060	397,862	549,242	471,468	513,371
財	産 収 入	2,822	21,914	11,225	8,227	18,653	13,097	12,678	10,216	77,140	22,460
寄	付 金	38,525	66,272	75,264	71,106	84,094	47,111	43,242	61,583	81,290	73,138
繰	入 金	33,372	29,369	40,393	91,876	180,938	122,274	19,376	19,266	51,797	49,300
繰	越 金	31,476	71,973	80,037	71,794	97,914	68,952	51,686	83,476	62,711	38,074
諸	収 入	41,233	28,944	138,947	49,558	45,544	53,969	61,144	84,134	42,300	52,888
町	債	283,200	291,600	542,000	533,000	740,300	649,200	277,300	355,900	419,700	471,500
随	時 地 方 財 政 特 別 交 付 金										
計		1,851,432	2,064,974	2,878,876	2,884,218	3,571,858	3,448,255	3,068,539	3,471,880	3,443,428	3,621,858

歲 出

区分	年度	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
議會	會費	1,713	1,856	2,035	2,336	2,671	3,109	4,034	3,950	4,353	5,781	6,462
總務	費	24,776	16,518	21,403	19,280	20,396	24,204	24,518	36,247	32,443	54,933	65,734
民生	費	4,989	4,207	3,814	8,082	7,876	8,054	8,479	9,376	10,899	13,684	17,795
衛生	費	1,309	1,914	1,531	2,484	1,610	2,116	2,928	3,842	2,891	9,569	8,175
農林水產業	費	5,889	7,421	8,154	14,522	13,657	16,697	22,898	33,717	44,516	49,750	70,682
商工	費										217	463
土木	費	10,474	4,052	4,542	4,733	9,167	6,721	8,267	6,236	16,171	9,514	12,567
消防	費	1,483	2,063	1,917	2,145	2,542	2,573	4,513	4,563	3,912	5,439	6,745
教育	費	18,037	22,686	20,238	16,560	21,828	30,675	38,412	41,190	35,189	28,734	36,452
災害復旧	費										14,065	11,340
公債	費	17,514	6,903	14,352	10,561	11,658	12,161	13,576	6,886	7,633	10,167	12,647
諸支	出金	9,907	24,841	4,180	4,240	4,279	35,688	10,824	20,810	17,628	3,835	2,881
統計	調査費	159	19	20	28	246	416	42	48	62		
財產	費	7,882	7,435	6,850	26,562	62,317	1,316	2,434	4,030	6,674		
選舉	費	1,141	455	244	714	1,496	748	462	954	1,960		
計		105,273	100,370	89,280	112,247	159,743	144,478	141,387	171,849	184,331	205,688	251,943

区分	年度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
議會	會費	6,603	7,883	9,248	10,717	13,890	17,366	21,834	25,299	31,811	37,273
總務	費	56,678	129,721	73,429	69,955	95,580	112,618	140,425	190,422	244,491	286,388
民生	費	19,276	25,021	30,861	36,981	41,695	48,565	88,065	158,866	176,834	204,816
衛生	費	13,717	13,197	12,820	15,349	19,210	25,067	43,513	35,809	46,168	55,772
農林	產業費	67,623	69,904	110,768	124,564	145,035	133,585	256,438	223,178	245,669	269,330
商工	費	248	212	1,589	709	2,544	897	3,193	4,233	29,752	41,311
土木	費	15,747	11,177	17,965	34,272	38,421	71,183	130,791	103,075	93,184	71,083
消防	費	6,336	6,414	7,333	8,362	12,518	14,343	15,381	33,845	48,142	52,100
教育	費	39,114	41,470	137,587	151,988	101,341	114,008	188,317	254,765	202,843	232,200
災害	復舊費	17,939	38,384	67,329	53,835	56,477	52,378	108,740	124,970	191,832	137,351
公債	費	16,569	18,121	23,094	22,771	29,597	36,894	49,678	71,518	89,984	92,855
諸支	出金	5,937	13,883	4,409	6,276	2,377			1,222	1,682	
統計	調查費										
財產	費										
運費	費										
計		265,787	375,387	496,432	535,779	558,685	626,904	1,046,430	1,227,202	1,402,392	1,480,479

区分	年度	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
議 会 費	45,765	48,920	53,387	57,461	72,784	66,041	55,568	57,859	65,206	65,342	
總 務 費	449,021	405,099	556,832	450,778	580,516	380,633	369,879	469,424	393,986	416,259	
民 生 費	235,399	323,181	353,192	343,714	498,234	473,537	440,732	296,299	410,509	312,916	
衛 生 費	56,767	71,044	61,020	82,053	73,750	104,366	78,994	85,919	86,326	94,447	
農 林 水 産 業 費	301,408	422,244	589,099	656,351	692,172	636,416	526,510	653,293	680,431	759,300	
商 工 費	37,231	44,653	32,599	29,794	28,175	28,453	25,000	38,170	17,337	9,638	
土 木 費	111,297	143,787	280,846	341,580	464,645	477,484	245,152	302,146	406,490	432,970	
消 防 費	66,394	78,643	83,863	89,264	85,449	105,488	98,160	106,806	114,505	110,761	
教 育 費	229,363	222,768	522,465	387,499	490,832	633,252	346,194	290,629	274,665	477,544	
災 害 復 旧 費	128,837	72,802	77,379	104,530	166,853	77,705	293,307	601,477	365,519	369,272	
公 債 費	114,365	148,007	196,419	243,280	338,862	413,194	505,567	498,367	528,248	527,254	
諸 支 出 金	3,612	3,789			10,634			8,780	62,132	5,929	
統 計 調 査 費											
財 産 費											
選 挙 費											
計	1,779,459	1,984,937	2,807,101	2,786,304	3,502,906	3,396,569	2,985,063	3,409,169	3,405,354	3,581,632	

(四) 建設事業

大豊町の建設事業のほとんどは、交通の章に収録しているので、ここには昭和三十年大豊村合併後の概略と、著名な事業についてのみ述べる。

次の表には町道、農林道、県道、国道のあらましが記載されているが、昭和三十年代の合併当初の記録が残されて

公共道路・施設

区 分		年 次			
		45年度	55年度	59年度	
道	市 町 村 道	総延長 (km)	161	240	292
		改良済延長 (km)	9	11	38
		改良率 (%)	5.6	4.6	13.0
		舗装済延長 (km)	3	27	56
		舗装率 (%)	1.9	11.3	19.2
		自動車交通延長 (km)	122	105	98
	都 道 府 県 道	自動車交通率 (%)	75.8	43.8	33.6
		総延長 (km)	48	68	38
		改良済延長 (km)		7	3
		改良率 (%)		10.3	7.9
		舗装済延長 (km)	10	12	36
		舗装率 (%)	20.8	17.7	94.7
	国 道	自動車交通延長 (km)			
		自動車交通率 (%)			
		総延長 (km)	29	29	51
		改良済延長 (km)	29	29	39
		改良率 (%)	100.0	100.0	76.5
		舗装済延長 (km)	29	29	51
農 林 道	舗装率 (%)	100.0	100.0	100.0	
	耕地面積 (ha)	1,707	1,441	1,062	
	農道延長 (km)	36	22	26	
	耕地1ha当たり (m)	21	15	24	
	林野面積 (ha)	16,057	16,011	16,525	
	林道延長 (km)	101	124	125	
道	林野1ha当たり (m)	6	8	8	
	林道延長 (m)				

いないのは残念である。

この中で町道及び農林道の総延長四百四十三キロメートルが国道、県道の総延長八十九キロメートルの約四・五倍あって、町自体の努力が目立っている。ただ、町道の中で自動車の通行ができない道が約三分の一あり、未舗装の町道が約五分の四である。

すべての公道一キロメートル当たりの住民は約十六人、また、自動車の通行可能な道路の一キロメートル当たりの人口は約二十人で、人口に対する道路の普及率は高い。

この表で県道の総延長が、昭和五十五年から同五十九年にかけて三十キロメートル減少しているのは、大杉停車場、東祖谷線（通称西峰線）が国道四三九号線に昇格したためである。しかし、県道の減少が三十キロメートルなのに対して、国道の増加分が二十二キロメートルであるのは、国道三十二号線と重複している分を除いたためである。

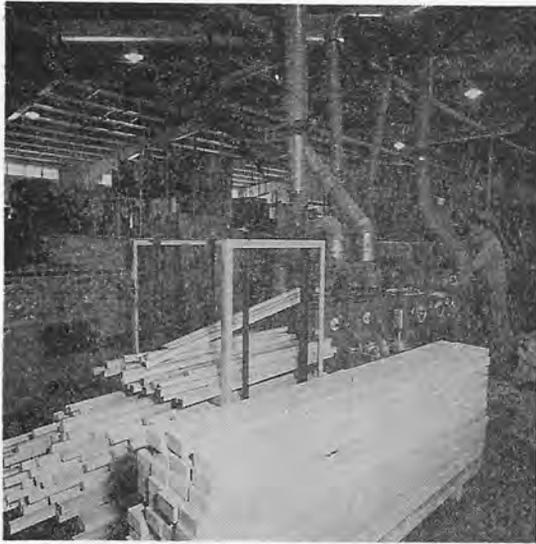
また、県道も国道も改良率は年々高くなってゆくの其自然であるが、昭和五十五年からともに低くなってきているのは、県道西峰線が県道の基準としては改良済みであったが、国道に昇格すると、国道の基準に満たなくなり、未改良線となって率が下がったものである。

### 1 農村工業導入団地の造成

大豊町では昭和五十年二月、近い将来四国縦貫高速自動車道が完成して本四連絡橋と接続すれば、京阪神並びに各臨海工業都市とが短時間で結ばれることになる。

こうした状況を踏まえて、大豊町の将来基幹産業となるような堅実で成長性が高く、しかも内陸型で雇用の機会の大きい業種を基本とした工業の導入を図るために、農村工業導入団地を造成することになった。

この事業は、工業団地を造成して企業を誘致し、雇用を促進して安定した農業外所得の拡大を図り、本町の過疎進



川口南の工業団地に誘致されたカタオカ工芸

名	時期(年月日)	面積
(株) カタオカ工芸	昭和54・12・19	一四、三〇一・五三㎡
(株) 山 秀 産 業	昭和55・3・27	一、六五〇・〇〇
(株) 三 栄 産 業	昭和56・2・21	七、一九九・九九
(株) オカイチ化工	昭和57・5・13	六二六・一三
		二三、七七七・六五

企業への売却時期及び面積

昭和五十年二月、大豊町川口南に工業団地の造成に着手した。総面積九万三千六百三十九平方メートルのうち工場用地として五万六千九百七十七平方メートル、総工費四億七千四百六十九万余円をかけて同五十一年三月完工した。

団地の企業誘致に全力を挙げたが、企業に売却された土地は次のようになっている。

行に歯止めをかけようというのが最大のねらいで、関連事業も合わせると約七億円の大事業である。

町内への企業誘致としては、昭和四十六年の美津濃スポーツ高知工場、他の縫製工場が主として婦人労働力を対象とした就労があるのみで、約七百人の中堅労働者が出稼ぎを余儀なくされている。

幼年人口指数二七、高齢化指数八二を示す人口構造から脱却するため、昭和四十六年六月に成立した農村地域工業導入促進法に基づいて、昭和四十七年度に国、県の指導のもと「大豊町農村地域工業導入実施計画」を策定した。

その後、町議会並びに住民参加の審議機関で慎重に審議を重ね昭和四十八年三月三十一日、実施計画の決定をみた。

右の表のように、工業用地五万六千九百七十七平方メートルのうち二万三千七百七十七平方メートルが売却されて、その半分以上の三万三千百三十九平方メートルが売れ残っている。

## 2 大豊森林組合貯木場

大豊町森林組合は、昭和四十六年に林業構造改善事業の一環として、山元貯木場並びに嶺北木材市場の建設用地として、本町川口南地区の農村工業団地隣の県道沿いに、二百五十四万八千円で用地を買収した。

昭和四十九年一月工事に着手し、総工費三千五百九十五万余円（うち、国及び県から六百四十二万七千円の補助金交付）をかけて建設、同月二十六日落成式を行った。

この貯木場は七千六百三十二平方メートルの面積で、管理事務所一棟、機械保管庫などを備え、また、県森林組合連合会嶺北木材共販所の役割りも兼ねている。

## 3 四国横断高速自動車道

高知県における高速自動車道のトップを切って、四国横断自動車道大豊（南国間（二十二キロメートル））の起工式が昭和十四年六月二十五日に行われた。

この路線は昭和三十九年、我が国の高度経済成長の最盛期に、実施路線に指定されながら、その後のオイル・ショックで日の目を見ないでいた。二十二年目のこの日、やっと建設の起音が、大豊町川口南のインターチェンジの予定地で響きだした。

四国の高速自動車の横断線といわれるものは、香川県の高松市から本県の須崎市を結び、縦断線は徳島市から愛媛県大洲市を結ぶ総延長三百七十七キロメートルの路線である。

この路線が完成すれば四国内はもちろん、三ルートの本四連絡橋を經由して、四国と本州を直結する大動脈となり、本町の産業にも大きな発展が期待されるところである。

大豊インターチェンジ（I・C）は川口南にできるため、国道三十二号線に接続することを見越して取り付け道路の位置を変え、高須トンネルの規模を拡大してI・Cの完成に備えている。

この線は国道三十二号線の東側を南下して、南国市領石のI・Cで国道三十二号線と接続する。片側二車線で初めは片側だけを上下両線に使用、逐次四車線とする予定という。設計速度は八十キロアワー、昭和六十二年十一月の供用開始予定で高松市へ一時間、高知市へ三十分ということも夢ではないと、期待が寄せられている。

(五) 町政に跡を残した人々

1 大豊町出身県会議員

明治以来大豊町の属する県会議員の選出区域は、変遷を重ねてきたが当選者は次のとおりである。

氏名	出身地	当選年月日	備考	氏名	出身地	当選年月日	備考
小笠原永晴	八 畝	明治三六・一〇・五		崎田 久森	日 浦	昭和一一・四・二一	補欠
門脇 恒実	中村大王	明治四四・一〇・五		崎田 久森	"	昭和一一・四・二一	
上村 賀明	連 火	大正二・二〇・七	大正一五・八・二二死亡	上村 猛男	三ツ子野	昭和二六・四・三〇	昭和二八・一・一六死亡
前田 爲次	角 茂谷	大正一四・三・二二	補欠	都築 良宏	中 屋	昭和二九・五・二六	
前田 爲次	"	昭和二・一〇・五	昭和一一・九 月退職	西谷 昇	久寿軒	昭和三四・四・二三	補欠
北村 晴喜	馬 瀬	昭和一〇・一〇・一九		西谷 昇	"	昭和三八・四・二七	昭和三九・一・一死亡

三谷 泉水	粟 生	昭和四二・四・二五	補欠
三谷 泉水	粟 生	昭和三九・一一・二七	補欠
西岡 治郎	戸手野	昭和四六・四・二一	第六四代具議 会議長 現在議員在任 中

2 大豊町歴代議会議長名簿（昭和五十八年十月調べ）

代号	氏名	選任年月日	辞任年月日	代号	氏名	選任年月日	辞任年月日
一代	野島 信豊	昭和三〇・五・一三	昭和三〇・六・一四	一代	秋山 弘安	昭和五〇・五・三	昭和五一・六・二八
二代	釣井 朋水	三〇・六・一四	三二・五・九	二代	岡崎 啓	五一・六・二八	五二・六・二九
三代	小笠原清浩	三二・五・九	三四・五・四	三代	岡崎 啓	五二・六・二九	五三・三・一一
四代	鈴木 友茂	三四・五・一四	三六・三・二八	四代	畑山 善郎	五三・三・一一	五四・五・四
五代	鈴木 友茂	三六・三・二八	三八・五・四	五代	北村 寿夫	五四・五・一〇	五六・六・三〇
六代	秋山 信吉	三八・五・一三	四〇・三・一八	六代	北村 寿夫	五六・六・三〇	五七・三・一二
七代	門田 仁一	四〇・三・一八	四二・五・四	七代	松岡 春美	五七・三・一二	五七・八・三〇
八代	鈴木 友茂	四二・五・一三	四四・三・一九	八代	秋山 弘安	五七・九・三	五八・一・二〇
九代	鈴木 友茂	四四・三・一九	四六・五・四	九代	田辺 正克	五八・三・一〇	
一〇代	寺石 由雄	四六・五・一〇	五〇・五・四				

3 大豊町歴代議会議長名簿

代号	氏名	選任年月日	辞任年月日	代号	氏名	選任年月日	辞任年月日
一代	釣井 朋水	昭和三〇・五・一三	昭和三〇・六・一四	一代	門田 仁一	昭和三六・三・二八	昭和三八・五・五
二代	小笠原清浩	三〇・六・一四	三二・五・九	二代	野島 孝彦	三八・五・一三	三九・五・一一
三代	下村 博保	三二・五・九	三四・五・四	三代	野島 孝彦	三九・五・一一	四〇・三・一八
四代	北窪 篤光	三四・五・一四	三六・三・二八	四代	田辺 穂	四〇・三・一八	四二・五・四

4 大豊町議会歴代議員

合併第一期議員（昭和三〇年五月六日—三四年五月五日）

九代	上村 憲正	昭和四二・五・三	昭和四四・三・一九	一六代	松岡 春美	昭和五一・六・二八	昭和五三・三・一一
一〇代	上村 憲正	四四・三・一九	四六・五・四	一七代	桑名 豊茂	五三・三・一一	五四・五・四
一代	西岡 丈	四六・五・一〇	四七・六・二九	一八代	桑名 芳雄	五四・五・一〇	五五・七・五
二代	上村周一郎	四七・六・二九	四八・六・三〇	一九代	小笠原武繁	五五・七・五	五六・六・三〇
三代	岡崎 啓	四八・六・三〇	四九・七・一	二〇代	小松 俊雄	五六・六・三〇	五七・三・二三
四代	北村 寿夫	四九・七・一	五〇・五・四	二一代	上村 辰雄	五七・三・二三	五八・一・一九
五代	畑山 善郎	五〇・五・三	五一・六・二八	二二代	森本 一男	五八・三・一〇	

住 所	岩 原 下村 博保	就任年月日	昭和三〇・五・六	任期滿了及び 辭職年月日	昭和三〇・五・五	備 考	
	杉 野島 信豊	"	"	"	"		
	小 笠原 清浩	"	"	"	"		
	野々 屋 小笠原 賀穂	"	"	"	"		
	角 茂 谷 西村 明正	"	"	"	"		
	立 川 下 名 内田 長五郎	"	"	"	"		
	黒 石 大 利 政 彦	"	"	"	"		
	東 梶 内 森 下 義 秀	"	"	"	"		
	東 土 居 秋 山 信 吉	"	"	"	"		
	西 梶 内 秋 山 長 雄	"	"	"	"		
	立 川 下 名 鈴 木 友 茂	"	"	"	"		
	日 浦 小 笠原 勝 市	"	"	"	"		
	寺 内 釣 井 朋 水	"	"	"	"		
	繁 藤 杉 本 秀 義	"	"	"	"		
住 所	立 川 上 名 田 辺 穂	就任年月日	昭和三〇・五・六	任期滿了及び 辭職年月日	昭和三〇・五・五	備 考	
	柚 木 前 田 美 穂	"	"	"	"		三・六・二六 現職死亡
	連 火 上 村 信 衛	"	"	"	"		三・五・二五
	葛 原 久 保 充 盛	"	"	"	"		三・二・二六 現職死亡
	川 井 三 谷 盛 清	"	"	"	"		三・五・二五
	落 合 小 林 秋 義	"	"	"	"		
	庵 谷 吉 村 孝 吉	"	"	"	"		
	怒 田 朝 倉 寛 一	"	"	"	"		
	西 梶 内 桑 名 豊 茂	"	"	"	"		
	繁 藤 坂 本 深 喜	"	"	"	"		
	北 川 西 岡 千 年	"	"	"	"		
	上 穴 内 大 石 助 太 郎	"	"	"	"		
	磯 谷 森 下 龍 平	"	"	"	"		
	馬 瀬 西 岡 利 行	"	"	"	"		

馬 瀨	岡林 良治	昭和三・九・六	昭和四・五・五	分村後の補 欠選挙
久 寿 軒	岡林大佐美 大石正一郎	昭和三・九・六	昭和四・五・五	分村後の補 欠選挙

第二期議員（昭和三四年五月五日—三八年五月五日）

住 所 氏 名	就任年月日	任期満了及び 辞職年月日	備 考
大 王 下 門 脇 盛 恒	昭和四・五・六	昭和六・五・五	
穴 内 一 松 岡 雪 男	"	"	
西 梶 内 桑 名 豊 茂	"	"	
磯 谷 森 下 龍 平	"	"	
馬 瀨 野 島 孝 彦	"	"	
柚 木 小 林 武 宣	"	"	
大 田 口 寺 石 由 雄	"	"	
久 寿 軒 大 石 正 一 郎	"	"	
久 生 野 門 田 仁 一	"	"	
立 川 上 名 小 笠 原 孝 恵	"	"	
東 梶 内 森 下 義 秀	"	三・〇・三	現職死亡
東 土 居 秋 山 信 吉	"	三・五・五	
八 畝 西 村 一 清	"	"	
高 須 森 山 茂 貴	"	"	
寺 内 釣 井 朋 水	"	"	
一 の 瀨 吉 川 永 晴	"	"	
舟 戸 弘 安	昭和四・五・六	昭和六・五・五	
穴 内 三 秋 山 秀 實	"	"	
大 久 保 北 窪 篤 光	"	"	
落 合 小 林 秋 義	"	"	
野 々 屋 三 谷 憲	"	"	
三 津 野 上 村 憲 太 郎	"	"	
西 梶 内 秋 山 長 雄	"	"	
岩 原 下 村 博 保	"	三・七・三	助役に就 任・辞職
立 川 下 名 鈴 木 友 茂	"	三・五・五	
本 村 畑 山 善 郎	"	"	
上 桃 原 上 村 憲 正	"	"	
小 川 小 笠 原 清 浩	"	"	
西 土 居 島 崎 治 重	"	"	
穴 内 三 秋 山 秀 實	"	"	

第三期議員（昭和三八年五月六日—四二年五月五日）

住 所 氏 名	就任年月日	任期満了及び 辞職年月日	備 考
大 王 下 門 脇 盛 恒	昭和六・五・五	昭和八・五・五	
穴 内 一 松 岡 雪 男	"	"	
立 川 下 名 鈴 木 友 茂	昭和六・五・六	昭和八・五・五	
久 生 野 門 田 仁 一	"	"	

第四期議員（昭和四二年五月六日—四六年五月五日）

住所	氏名	就任年月日	任期滿了及び 辭職年月日	備考
舟戸	秋山 弘安	昭和四・五・六	昭和四・五・五	
庵杉	釣井 正亀	"	"	
大畑井	三谷 正己	"	"	
岩原	岡崎 啓	"	"	
東土居	大地 幸二郎	"	"	
大谷	鎌倉 邦彦	"	"	
穴内一	三谷 一實	"	"	
大内平	松岡 雪男	"	"	
柚ノ木	前田 益喜地	"	昭和五・三 現職死亡	
上桃原	上村 憲正	"	昭和五・五	
日桃浦	松岡 春美	"	"	
立川下名	鈴木 友茂	"	"	
津川上名家	豊永 茂晴	昭和四・五・六	昭和四・五・五	
立川上名	小笠原 幸恵	"	"	
安野々	吉村 政勝	"	"	
川井	渡辺 利男	"	"	
立川上名	田辺 穂	"	"	
三津子野	上村 周一郎	"	"	
永淵	北村 寿夫	"	"	
庵谷	吉村 利盛	"	"	
八畝	西村 勝清	"	"	
大王下	門脇 盛恒	"	昭和四・三・三 辭職 昭和四・五・五	

住所	氏名	就任年月日	任期滿了及び 辭職年月日	備考
立川上名	前田 益喜地	昭和四・五・六	昭和四・五・五	
小川	小笠原 清浩	"	"	
上桃原	上村 憲正	"	"	
寺内	吉村 松義	"	"	
西楳内	桑名 豐茂	"	"	
大平	三谷 一實	"	"	
東土居	秋山 信吉	"	"	
尾生	森下 勇	"	"	
大田口	寺石 由雄	"	"	

第五期議員（昭和四六年五月六日—五〇年五月五日）

住所氏名	就任年月日	任期満了及び 辭職年月日	備考
立川下名 鈴木 友茂	昭和四・五・六	昭和四・五・五	
大田口 寺石 由雄	"	"	
岩原 岡崎 啓	"	"	
三津子野 上村周一郎	"	"	
北川二区 西岡 丈	"	"	
永 瀨 北村 寿夫	"	"	
本 村 畑山 善郎	"	"	
舟 戸 秋山 弘安	"	"	
佐賀山 山中 茂栄	"	"	
大 王 下 美濃 英由	"	"	
日 内 浦 松岡 春美	"	"	
穴内 <sup>1</sup> 松岡 勝英	"	"	
東土居 <sup>2</sup> 大地幸二郎	"	"	
大畑井 西村彦四郎	昭和四・五・六	昭和四・五・五	
西 棍 内 桑名 芳雄	"	"	
一 の 瀬 吉川 永晴	"	"	
葛 原 宮内 正章	"	"	
西 土 居 上村 茂明	"	"	
八 畝 小笠原 茂	"	"	
落 合 上村 由雄	"	"	
大 王 下 小笠原武繁	"	"	
立川上名 田辺 正克	"	"	
中 央 前野 武盛	"	"	
川 井 大坪 俊郎	"	"	
上 桃 原 上村 辰雄	"	"	
柚 木 上村 孝行	"	"	死亡

第六期議員（昭和五〇年五月六日—五四年五月五日）

住所氏名	就任年月日	任期満了及び 辭職年月日	備考
大田口 寺石 由雄	昭和四・五・六	昭和四・五・五	
岩原 岡崎 啓	"	"	
三津子野 上村周一郎	"	"	
永 瀨 北村 寿夫	"	"	
本 村 畑山 善郎	"	"	
舟 戸 秋山 弘安	"	"	
西 棍 内 桑名 豊茂	"	"	
日 内 浦 松岡 春美	"	"	
西 棍 内 桑名 芳雄	昭和四・五・六	昭和四・五・五	
西 棍 内 野島 孝彦	"	"	
柚 木 上村 孝行	"	"	
西 土 居 上村 茂明	"	"	
八 畝 小笠原 茂	"	"	
立川上名 <sup>(中和)</sup> 田辺 正克	"	"	
大 王 下 小笠原武繁	"	"	
川 井 大坪 俊郎	"	"	

川口	高須	大滝	上原
秋山利雄	鎌倉登	小松俊雄	上村辰雄
"	"	"	昭和五・五・六昭和五・五・五
"	"	"	"
大砂子	石川正澄	大畑井永森	石川正澄
寺内小笠原四郎	義広	小笠原四郎	昭和五・五・六昭和五・五・五
杉ノ木森本一男	"	"	"

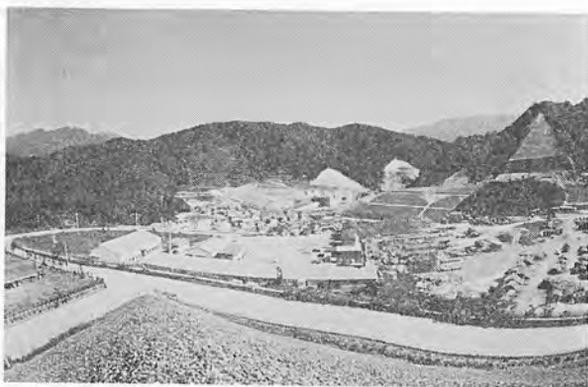
第七期議員 (昭和五四年五月六日—五八年五月五日)

岩原	川戸	怒田	柚木	寺内	大畑井	大砂子	川口	高須	大滝	上原	川井	大下
下村芳章	松本仁	氏原英雄	森本一男	小笠原四郎	永森義広	石川正澄	秋山利雄	鎌倉登	美濃英由	小松俊雄	上村辰雄	大坪俊郎
昭和五・五・六昭和五・五・五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
立川上名(中和)	田辺正克	上村孝行	上村茂明	桑名芳雄	桑名春美	桑名豊茂	秋山弘安	秋山善郎	北村寿夫	寺石由雄	上村憲正	上村憲正
昭和五・五・六昭和五・五・五	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	毛九三	毛九三
昭和五・五・六昭和五・五・五												
立川上名(中和)	田辺正克	上村孝行	上村茂明	桑名芳雄	桑名春美	桑名豊茂	秋山弘安	秋山善郎	北村寿夫	寺石由雄	上村憲正	上村憲正
昭和五・五・六昭和五・五・五												
立川上名(中和)	田辺正克	上村孝行	上村茂明	桑名芳雄	桑名春美	桑名豊茂	秋山弘安	秋山善郎	北村寿夫	寺石由雄	上村憲正	上村憲正
昭和五・五・六昭和五・五・五												

第八期議員 (昭和五八年三月七日—六二年三月六日)

東庵谷	久寿軒	上桃原
今井安博	西岡宗歳	上村吉男
昭和五・三・七	"	"
任期満了及び 辞職年月日	"	"
備考	"	"
住所氏名	住所氏名	住所氏名
小笠原盛	小笠原春行	永森宗雄
昭和五・三・七	"	"
任期満了及び 辞職年月日	"	"
備考	"	"

栗 土 居 生	東 庵 谷	岩 杉 原	川 戸 原	怒 田	穴 内 の 一 2
三 谷	山 中	寺 石	楠 瀬	下 村	松 岡
雅 国	万 石	正 文	芳 章	英 雄	勝 英
昭 和 六 ・ 三 七	〃	〃	〃	〃	〃
柚 木	大 王 下	立 川 中 和	西 槻 内	本 村	永 淵
森 本 一 男	小 笠 原 武 繁	田 辺 正 克	桑 名 芳 雄	畑 山 善 郎	北 村 寿 夫
昭 和 六 ・ 三 七	〃	〃	〃	〃	〃



川口南の農村地域工業導入団地 撮影：昭和62年4月



高知自動車道大豊インターチェンジ（吉野川下流側から）